

土木工事施工管理の手引き

令和 6 年 1 2 月

九州地方整備局

目 次

【工事請負契約から工事完成までの流れ】	1
---------------------	---

第1編 着手前

1. 監理技術者制度

1.1 制度の趣旨	1-1
1.2 監理技術者等の設置	1-1
1.3 監理技術者等の職務	1-1
1.4 監理技術者等の専任等について	1-2
1.5 監理技術者等の途中交代	1-7
1.6 監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証の携帯等	1-8
1.7 現場代理人の常駐について	1-8
1.8 その他	1-8
監理技術者制度運用マニュアル（最終改正 令和6年3月26日）	1-9

2. 建設業退職金共済制度

2.1 建設業退職金制度の掛金収納書	1-27
2.2 共済証紙受払簿	1-28

3. CORINS への登録

3.1 登録対象工事	1-29
3.2 登録時期	1-29
3.3 登録に関する留意事項	1-29

4. 品質証明

4.1 品質証明制度の趣旨	1-30
4.2 品質証明員通知書	1-30
4.3 品質証明書	1-30

5. 再生資源

5.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）	1-33
5.2 建設発生土	1-34
5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	1-35

6. 施工計画書

6.1 施工計画書の目的	1-40
6.2 施工計画書記載事項の内容	1-41
6.3 施工計画書作成の留意点	1-42
6.3.1 施工計画の基本事項	1-42
6.3.2 施工計画書作成の要点	1-42
6.3.3 施工計画書作成フロー図	1-43

6.4	施工計画書作成要領	1-44
6.4.1	工事概要	1-44
6.4.2	計画工程表	1-45
6.4.3	現場組織表	1-46
6.4.4	指定機械、主要船舶・機械	1-48
6.4.5	主要資材	1-48
6.4.6	施工方法	1-49
6.4.7	施工管理計画	1-51
6.4.8	安全管理計画	1-56
6.4.9	緊急時の体制及び対応	1-59
6.4.10	交通管理	1-60
6.4.11	環境対策	1-60
6.4.12	現場作業環境の整備	1-60
6.4.13	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	1-61
6.4.14	事故防止対策	1-61
6.4.15	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	1-62
6.4.16	その他	1-62

7. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）

7.1	設計図書の照査	1-63
7.2	工事監理連絡会、設計変更協議会	1-63
7.3	工事測量の成果（着工前測量）	1-65

8. 施工体制

8.1	総則	1-67
8.2	施工体制台帳・施工体系図	1-67

第2編 施工中

1. 協議資料

1.1	関係官公庁協議資料	2-1
1.2	近隣協議資料（工事記録経過簿）	2-1

2. 工事履行報告

2.1	工事履行報告	2-2
2.2	出来高管理	2-4

3. 工程管理

3.1	目的	2-6
3.2	工程管理上の留意点	2-6
3.3	作成要領	2-7
3.4	その他	2-7

4. 安全管理	
4.1 安全教育訓練等	2-8
4.2 事故報告	2-10
5. 品質・出来形・写真管理	
5.1 品質管理	2-11
5.1.1 品質管理	2-11
5.1.2 品質記録保存資料（品質記録台帳）	2-17
5.2 出来形管理	2-20
5.3 写真管理	2-25
6. 段階確認等	
6.1 材料確認書	2-28
6.2 段階確認・立会事項	2-30
6.2.1 目的	2-30
6.2.2 実施上の留意点	2-31
6.2.3 実施要領（段階確認）	2-32
6.2.4 実施要領（立会）	2-32
6.2.5 段階確認一覧	2-33
6.2.6 施工状況把握一覧	2-37
6.2.7 遠隔臨場	2-38
6.2.8 段階確認書作成例	2-39
6.2.9 確認・立会依頼書様式例	2-40
7. NETIS 登録技術の活用	
7.1 NETIS 登録技術の活用について	2-41
7.2 活用の型	2-41
7.3 作成書類	2-42
8. i-Construction の推進	
8.1 i-Construction の概要	2-43
8.2 具体的な取り組み及び適用される基準等について	2-43
8.3 BIM/CIM 原則適用について	2-43
9. その他	
9.1 休日・夜間作業届	2-44
9.2 支給品・発生品等	2-45
9.3 提出書類様式	2-45
10. 排出ガス対策型建設機械	2-46
11. 特殊車両通行許可	2-47

第3編 検査時・完成時

1. 工事検査

1.1 検査業務の全体フロー	3-1
1.2 受検体制	3-2
1.3 工事検査の目的及び内容	3-3
1.4 検査の実施方法	3-5
1.4.1 工事概要の把握	3-5
1.4.2 工事実施状況の検査	3-5
1.4.3 書類限定検査	3-11
1.4.4 出来形検査	3-11
1.4.5 品質検査	3-12
1.4.6 出来ばえ検査	3-12
1.4.7 破壊検査	3-12
1.4.8 事前確認の実施	3-12
1.4.9 遠隔臨場による工事検査	3-13

2. 出来形数量計算書

2.1 目的	3-14
2.2 作成上の留意点	3-14
2.3 作成要領	3-15
2.4 その他の留意事項	3-15

3. 電子納品

3.1 電子納品に関する要領・基準	3-16
-------------------	------

第4編 その他

1. 工事打合簿

1.1 目的	4-1
1.2 各事項の定義及び取扱上の留意点	4-2
1.3 作成要領	4-3
1.4 作成例及び参考様式	4-4

2. 施工管理関係図書

3. 指針・通達等

4. 働き方改革に関する資料

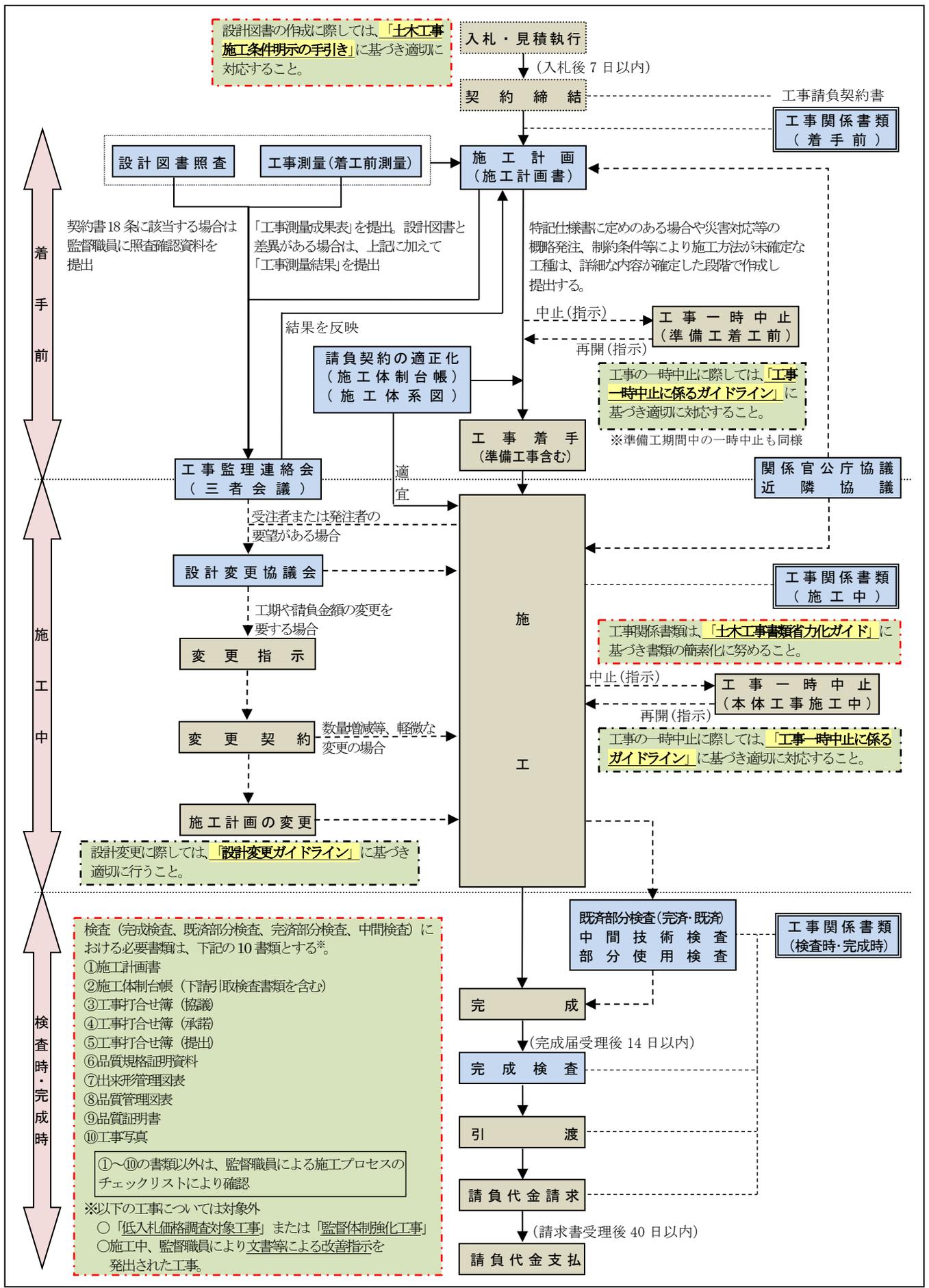
5. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）提出項目一覧

6. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）確認事項一覧

7. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）立会事項一覧

※本文中の URL 等の黄色網掛け部は Web サイトへのリンクとなっている。

【工事請負契約から工事完成までの流れ】



参照先一覧表(1/2)

項 目	土木工事施工管理の手引き		標準様式 ^{※1} (地整HP掲載)	注記
	解説・該当箇所	参照頁		
【着事前】				
工事関係書類(着事前)	工事関係書類一覧表			
【契約関係書類】				
現場代理人等通知書	監理技術者制度		様式-1	
建退共掛金収納書(電子申請方式)			様式-4	
建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度			
掛金充当書				
請負代金内訳書	「土木工事共通仕様書」(抜粋)提出項目一覧		様式-2	
工事工程表			様式-3	※2
請求書(前払金)			様式-5	※2
VE提案書(契約後VE時)			様式-6	※2
着工届				※2
専任技術者証明書				※2
【工事書類】				
品質証明員通知書	品質証明		様式-7	
再生資源利用計画書	再生資源			
再生資源利用促進計画書				
施工計画(施工計画書)	工事関係書類一覧表			
施工計画書	施工計画			
IS09001品質計画書				※2
設計図書照査	工事関係書類一覧表			
設計図書の照査確認資料	設計図書の照査			
工事測量(着工前測量)	工事関係書類一覧表			
工事測量成果表	工事測量の成果(着工前測量)			
工事測量結果				
工事監理連絡会(三者会議)	設計図書の照査・工事測量の成果			
請負契約の適正化	工事関係書類一覧表			
施工体制台帳				
施工体系図	施工体制			
作業員名簿				
【施工中】				
工事関係書類(施工中)	工事関係書類一覧表			
【工事書類】				
産業廃棄物管理表(マニフェスト)	再生資源			
関係機関協議資料(許可後の資料)	関係官公庁協議資料			
近隣協議資料	近隣協議資料			
工事履行報告書	工事履行報告		様式-14	
安全教育訓練実施資料	安全教育訓練等			
工事事故速報	事故報告		様式-13	
工事事故報告書				
材料品質証明資料	品質管理			
材料確認書	材料確認書		様式-10	
段階確認書	段階確認等		様式-11	
確認・立会依頼書			様式-12	
新技術活用関係資料	NETIS登録技術の活用			
休日・夜間作業届	休日・夜間作業届			
材料納入伝票				※2
【契約関係書類】				
支給品受領書			様式-24	
支給品精算書	支給品・発生品等		様式-25	
現場発生品調書			様式-28	
認定請求書			様式-15	※2
請求書(中間前払金)			様式-5	※2

※1標準様式(地整HP掲載)について:「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化(R1九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項)」
(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisorui.html) → 「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」

※2:詳細は工事関係書類一覧表を参照。

※3:施工中は提示とし、工事完成時に提出。

※4:既済部分検査・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出。

参照先一覧表(2/2)

項 目	土木工事施工管理の手引き		標準様式 ^{※1} (地整HP掲載)	注記
	解説・該当箇所	参照頁		
部分使用承諾書			様式-22	※2
工期延期届			様式-23	※2
建設機械使用実績報告書			様式-26	※2
建設機械借用・返納書			様式-27	※2
修補完了届			様式-21	※2
設計変更(設計変更協議会)	設計図書の照査・工事測量の成果			
【検査時・完成時】				
工事関係書類(検査時・完成時)	工事関係書類一覧表			
【契約関係書類】				
出来高内訳書	出来高管理		様式-18	
指定部分完成通知書			様式-16	※2
指定部分引渡書			様式-17	※2
請求書(指定部分完済払金・部分払金・完成代金)			様式-5	※2
請負工事既済部分検査請求書			様式-19	※2
完成通知書			様式-29	※2
引渡書			様式-30	※2
【工事書類】				
品質証明書	品質証明		様式-33	
再生資源利用実施書	再生資源			
再生資源利用促進実施書				
出来高報告書(数量内訳書、出来高図)	出来高管理			
品質管理図表	品質管理		様式-32	※3
品質管理総括表				※4
出来形管理総括表	出来形管理			※4
出来形管理図表			様式-31	※3
工事写真	写真管理			※3
出来形数量計算書	出来形数量計算書			※3
技術提案履行報告書				※2
創意工夫・社会性等に関する実施状況			様式-34	※2
【工事完成図書】				
工事完成図				※2
工事管理台帳				※2
完成検査・部分検査・技術検査・部分使用検査	工事検査			
その他				
工事一時中止に係るガイドライン				※5
設計変更ガイドライン				※6

※1標準様式(地整HP掲載)について:「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化(R1九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項)」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html) → 「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」

※2: 詳細は工事関係書類一覧表を参照。

※3: 施工中は提示とし、工事完成時に提出。

※4: 既済部分検査・中間技術検査時に提示とし、工事完成時に提出。

※5: 「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)

→「工事契約に関するガイドライン等」→「工事一時中止に係るガイドライン(案)」

※6: 「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)

→「工事契約に関するガイドライン等」→「設計変更ガイドライン(案)」

第1編 着手前

1. 監理技術者制度

1. 監理技術者制度

1.1 制度の趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めている。また、特例監理技術者を設置する場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下、「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

1.2 監理技術者等の設置

建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないとされている。

監理技術者等の設置に関する詳細については、九州地方整備局ホームページの「建政部」→「建設業」→「建設業者の皆様へ」

https://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#minasama

→「よくわかる建設業法」を参照のこと。

また、監理技術者等の設置に関する届出の様式については九州地方整備局ホームページの

「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化（R1 九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項）」

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html

→「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」の様式-1を使用する。

1.3 監理技術者等の職務

監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることであり、大別すると①施工計画の作成、②工程管理、③品質管理、④技術的指導となる。これらに対する具体的な職務内容を次頁に示す。

	元請の主任技術者及び 監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役 割	○請け負った建設工事全体の統括的工程管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的工程管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※1	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※1、巡回
品質管理※2	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※1 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる。

※2 工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものだけでなく、売買契約(購入)により調達したものについても、当該工場製品を工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことを原則とする。

なお、上記の職務には業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。

1.4 監理技術者等の専任等について

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事※については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならないが、これは必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではない。

また、現場の状況や工事の条件等により、必ずしも監理技術者等の専任を必要としない期間や、監理技術者の職務を補佐するものを専任で配置することにより監理技術者の専任が緩和される場合(特例監理技術者)、監理技術者等が複数の工事現場を兼務することが可能となる場合がある。

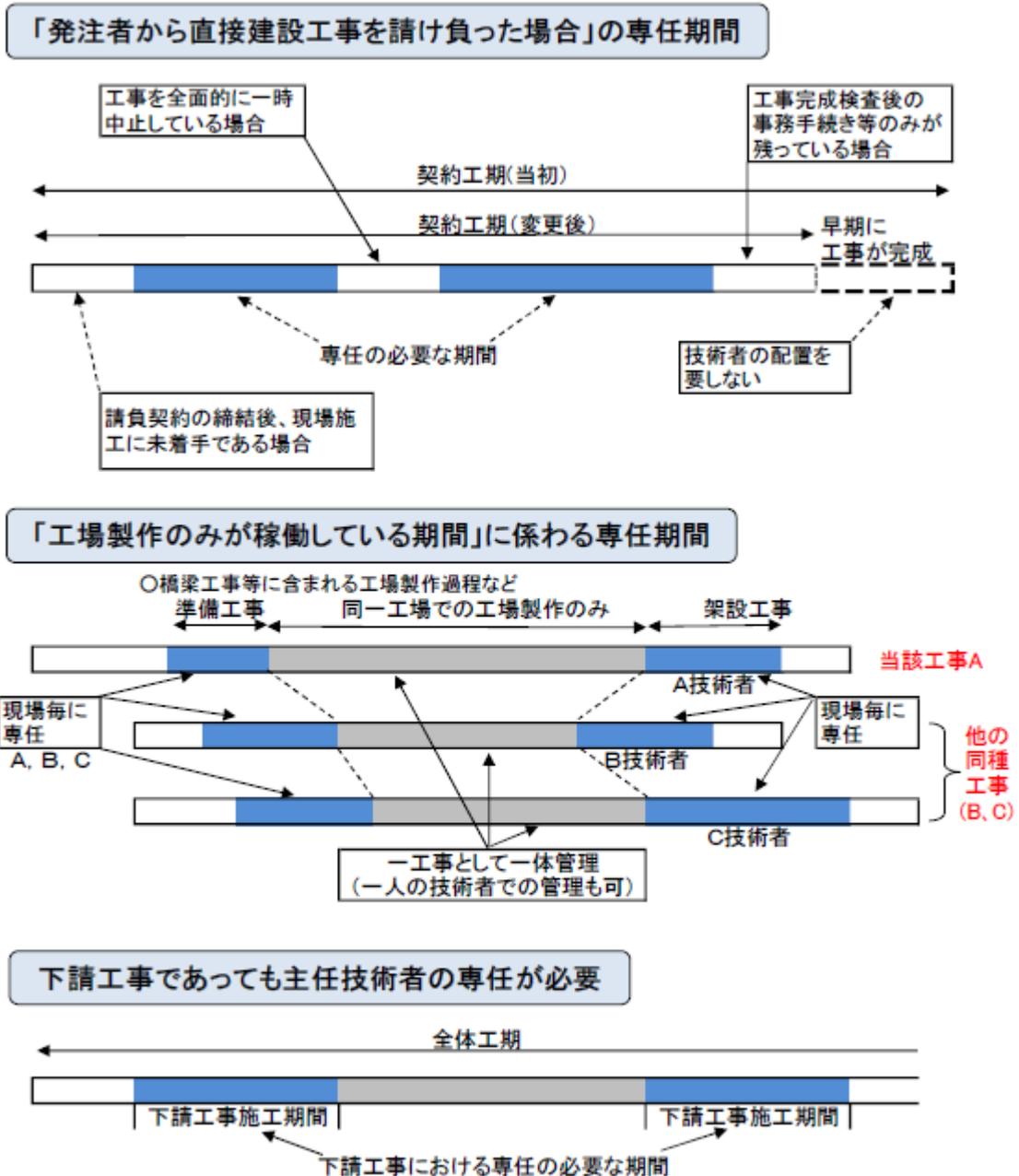
なお、専任とは他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、前述のとおり常駐を必要とするものではないため、専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は、適切な施工ができる体制を確保する(必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制を確保する等)とともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ていることを前提として、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間工事現場を離れることができる。

※ 国発注の建設工事の場合、請負代金の額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上。

(1) 監理技術者等の専任期間

元請工事については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされているが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任が必要ではない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、専任を必要としない期間を明確にしておかなければならない。

下請工事については、当該下請工事（再下請した工事があるときは、当該工事を含む。）の施工期間に技術者を専任で配置しなければならない。



(注意)

工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない

(引用元：よくわかる建設業法 2024.3版)

(2) 監理技術者の専任が緩和される場合（特例監理技術者の設置※）

※入札公告及び入札説明書、特記仕様書に明示

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者が、「監理技術者の職務を補佐する者」を工事現場に専任で置く等の要件を満たした場合、当該監理技術者は他の工事を兼務できる。この場合の監理技術者を「特例監理技術者」といい、以下1) 2) の要件をいずれも満たす必要がある。

1) 監理技術者の職務を補佐する者の配置

特例監理技術者が兼務する各現場に、「監理技術者の職務を補佐する者」を専任で配置する。「監理技術者の職務を補佐する者」となるには、以下の①②いずれかに該当する必要がある。

- ① 「一級施工管理技士の一次検定に合格した者（一級技士補）」であり、かつ「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者となる要件を満たす者）」

※ 一級技士補であるとともに、2級施工管理技士などの必要業種の資格等を有していることが必要

- ② 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者となる要件を満たす者）

2) 兼務可能な現場数・条件

兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とし、特例監理技術者により兼務できる工事現場の数は2と定められている。

また、九州地方整備局においては、兼務の対象条件として①事務所発注工事（分任支出負担行為担当官）であること、②工事の技術的難易度が原則Ⅱ以下の工事であること（ただし、土木工事の場合は下表に示す工事区分の技術的難易度Ⅲでやや難の場合も対象とする）、③兼務する工事が維持工事※同士でないこととし、兼務の地理的な範囲は県内を基本とするよう定められている。

なお、兼務にあたっては、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等についてあらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。

※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）を指す

：兼務対象となる工事の範囲

事業分類	工事区分（構造物分類・構造形式・工法分類）	I	II	III	IV	V	VI
1. 河川	河川堤防、河川護岸、床止め、床固め、河川浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	樋門・樋管、水路トンネル（推進工法）、伏せ越し、揚排水機場		易	やや難	難		
	堰・水門、水路トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）			易	やや難	難	
2. 海岸	海岸堤防、護岸、養浜、海岸浚渫、維持管理	易	やや難	難			
	突堤・離岸堤		易	やや難	難		
3. 砂防・地滑り	流路工、維持管理	易	やや難	難			
	砂防ダム、斜面对策		易	やや難	難		
4. ダム	維持管理	易	やや難	難			
	転流トンネル			易	やや難	難	
	堤体工				易	やや難	難
5. 道路	舗装、道路付属施設工、切土工、盛土工、斜面安定・法面工、カルバート工、擁壁工、排水工、情報BOX、ジェット、維持管理	易	やや難	難			
	共同溝（推進工法、開削工法）、橋梁上部工、橋梁下部工、電線共同溝・CAB		易	やや難	難		
	トンネル（山岳トンネル工法、シールド工法、開削工法）、共同溝（シールド工法）			易	やや難	難	
	トンネル（沈埋工法）				易	やや難	難
6. 公園		易	やや難	難			

（引用元：公共工事の現状と今後の取り組み 令和6年4月版）

(3) 監理技術者等が複数の工事現場を兼務することが可能となる場合

1) 主任技術者の場合

「工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事」又は「施工にあたり相互に調整を要する工事」で、かつ「工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合」には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。なお「施工にあたり相互に調整を要する工事」には、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれる。ただし、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

また、適用に当たっては、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

2) 監理技術者の場合

専任の監理技術者については統合的な管理を行う性格上「特例監理技術者」により専任が緩和される場合を除き、二以上の工事を兼任することは認められていない。ただし、下記①②の要件をいずれも満たせば、全ての注文者から書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる（注文者は同一又は別々のいずれでも可）。ただし、注文者から直接建設工事を請け負った建設業者が、これら複数工事に係る下請金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となり、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければならない。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式の場合は8,000万円）以上となる場合、特例監理技術者を設置する場合を除き、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

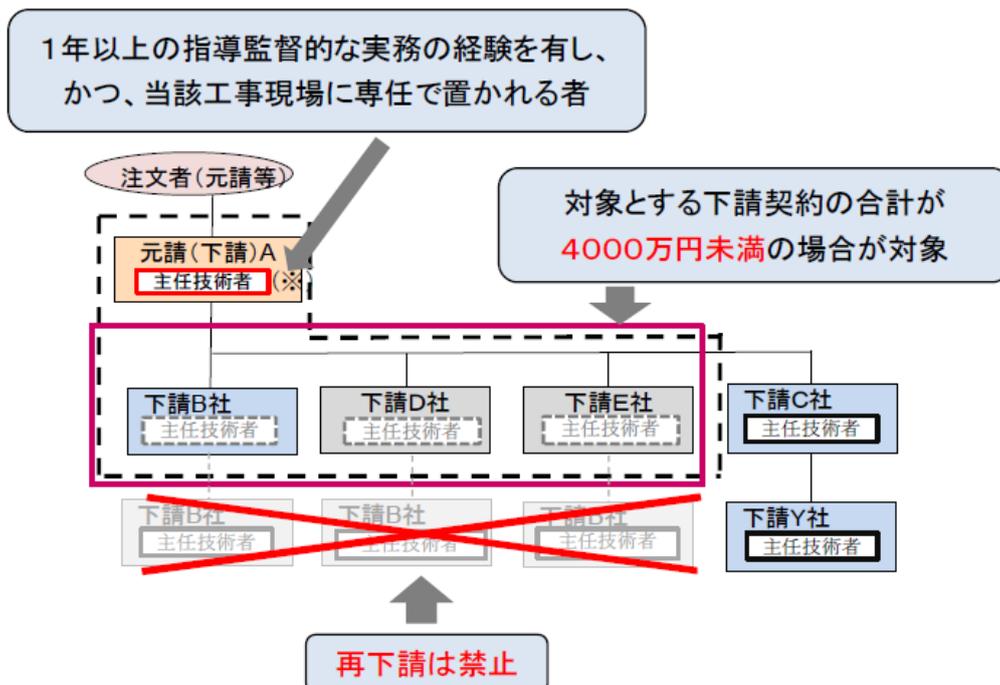
- ① 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ② それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物であること
(全ての発注者の承諾が必要)

3) 特定専門工事に関する主任技術者の取扱い

「特定専門工事」について、元請負人（上位の下請負人）と下位の下請負人が「合意」した場合は、元請負人（上位の下請負人）の主任技術者が下位の下請負人の主任技術者が行うべき工事の施工管理を自身の本来行うべき施工管理と併せて行うことができる。この場合において、下位の下請負人は主任技術者の設置が不要となる。詳細を以下①～⑥に示す。

- ① 「特定専門工事」は、次のとおり。ただし、下請代金の合計額が4,000万円未満の場合を対象とする。
 - コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事
 - 鉄筋工事

- ② 「合意」にあたり明らかにする内容
- 特定専門工事の内容
 - 当該特定専門工事の元請負人及び下請負人が締結した請負代金の額
 - 他に特定専門工事に該当する下請契約があるときは、それらの請負代金の額の総額
 - 元請負人が置く主任技術者の氏名及び有する資格
- ③ 元請負人（上位の下請負人）が、上記の合意をしようとするときは、あらかじめ注文者の書面等による承諾を得なければならない。
- ④ 元請負人（上位の下請負人）が置く当該主任技術者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
- 当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し、一年以上の指導監督的な実務の経験を有すること。
 - 当該特定専門工事の工事現場に専任で配置されること。
- ⑤ 特定専門工事の下請負人は、その下請に係る建設工事を他人に請け負わせてはならない。
- ⑥ 元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があるため、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。



※A社が元請の場合だけでなく、一次下請以下の場合も同様の取扱いとなる。(次ページ参照)

(引用元：よくわかる建設業法 2024.3版)

1.5 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。

- ① 受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合
- ② 工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ 工事工程上技術者の交代が合理的な場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と元請との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

やむを得ず交代が必要な場合や、受注者の責によらない場合により監理技術者等の途中交代を行う場合は、原則、交代前の技術者と同等以上の技術力を持つ技術者を配置しなければならない。ただし、やむを得ず同等以上の技術力を持つ技術者を配置できない場合は、競争参加資格を満足する技術者であれば交代可能であるが、交代前技術者と同等以上の技術力により工事が実施される必要がある。

また、品質管理・出来形管理が必要な工事目的物の施工が完了した段階で、監理技術者等の途中交代は可能とする。（特記仕様書等、契約図書に明記している工事の場合である）例えば、仮設備の撤去、後片付け及び検査等のみが残っている段階である。ただし、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合とする。この場合は、交代後の技術者は当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格（同種工事の施工実績経験は除く）を満足する者であればよい。

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者又は特例監理技術者を設置しなければならず、監理技術者又は特例監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておく必要がある。

1.6 監理技術者資格者証・監理技術者講習修了証の携帯等

公共工事における専任の監理技術者又は特例監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これらを選任しなければならない。また、当該監理技術者又は特例監理技術者は、発注者等から請求を受けた場合に資格者証を提示しなければならないが、当該建設工事に係る職務に従事している期間は、常時これらを携帯する必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下、「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習終了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

1.7 現場代理人の常駐について

現場代理人は、建設業法で設置を義務付けているものではなく、公共工事標準請負契約約款に基づき設置される現場における請負人の任務を代行する者で、施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等とは、概念的には別個のものである。（監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる）

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来さないよう、工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務付けられている。

しかしながら、昨今、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合」は常駐を要しない。

上記から、現場代理人は行うべき職務に支障がないのであれば、「実際に施工をしている場所に作業期間中常に滞在」を求めているわけではない。

また、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ発注者との連絡体制が確保されると認められる場合」、現場代理人は他の工事の現場代理人又は技術者等を兼任することが可能[※]である。例としては以下①～③の全てを満たす場合が挙げられる。

- ① 兼任する工事の件数が少数であること
（例えば2～3件程度。工事の規模・内容、兼任する工事間の近接性(②)等にもよる。）
- ② 兼任する工事の現場間の距離（移動時間）が一定範囲内であること
（例えば同一市町村内。工事の規模・内容、兼任する工事件数(①)等にもよる。）
- ③ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

※ 「現場代理人」が他工事を兼任する場合であることに留意。

「監理技術者」の専任義務の緩和については「1.4 監理技術者等の専任等について」に従うこと。

また、監理技術者等と同様に、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、発注者の了解があれば可能である。

1.8 その他

次ページ以降は令和6年3月26日に改正された「監理技術者制度運用マニュアル」である。

○ 監理技術者制度運用マニュアルについて

(平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 6 年 3 月 26 日国不建技第 290 号

建設業法第 26 条に定める工事現場に置く技術者の適正な設置に係る運用を別添の通り定めたので、今後の監理技術者制度の運用に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

[別添]

監理技術者制度運用マニュアル

目 次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二―一 工事外注計画の立案
 - 二―二 監理技術者等の設置
 - 二―三 監理技術者等の職務
 - 二―四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、監理技術者が特例監理技術者である場合には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

（１）建設業における技術者の意義

- ① 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、

総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

（２）建設業法における監理技術者等

- ① 建設業法（以下「法」という。）においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。

なお、監理技術者を専任で置くことが必要となる建設工事において、発注者から直接請け負った特定建設業者が、特例監理技術者を置く場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている（法第二十六条第三項ただし書）。

- ② 主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- ③ 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要である。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

（３）本マニュアルの位置付け

- ① 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

（１）工事外注計画と下請契約の予定額

- ① 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（２）下請契約について

- ① 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ② 公共工事については全面的に一括下請負が禁止されている（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号。以下「入札契約適正化法」という。）第十四条）。また、民間工事についても、共同住宅（長屋は含まない）を新築する建設工事は一括下請負が全面的に禁止されており、それ以外の工事は発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二條）。

二二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（１）監理技術者等の設置における考え方

- ① 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。
また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額

が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

- ② 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第六項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- ③ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。
- ④ フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- ① 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。（特例監理技術者を設置した場合を除く。）
- ② 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあつては、分担工事に係る下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は

設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。(特例監理技術者を設置した場合を除く。)

- ③ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあつては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。
- ④ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - 1) 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
 - 2) 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
 - 3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - 4) 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ① 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千五百万円(建築一式工事の場合は七千万円)以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、特例監理技術者を置く場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要がある、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により受発注者間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所における専任の技術者と主任技術者又は監理技術者との関係

- ① 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められている。
- ② ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない主任技術者又は監理技術者となることができる（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。

二一三 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ① 主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。
また、特例監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。
- ② このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。特例監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督の下、特例監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、特例監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。
なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネージメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ③ 上記の職務は、業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。
- ④ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。
- ⑤ 下請の主任技術者の当該工事における職務(専ら複数工種のマネージメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等)について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。
- ⑥ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約(購入)により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請(又は元請)やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者とその職務として行う指導に従わなければならない(法第二十六条の四第二項)。

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員（以下「技術者等」という。）を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりはないことに留意する必要がある。

また、大規模な工事現場等においては、総合的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要がある、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ⑧ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証又は健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。

（１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ① 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。
- ② 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

（２）直接的な雇用関係の考え方

- ① 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証又は市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。
- ② 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（規則第十七条の三十三第一項及び第十七条の三十四第一項）。
- ③ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、
- 1) 本人に対しては健康保険被保険者証
 - 2) 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民

税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書の提出を求め確認するものとする。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

- ① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ② 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ③ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）ものとみなす。

(4) 持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ① 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。

- 1) 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
- 2) 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百四十九号）
- 3) 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二六日付、国土建技第二九一号）
- 4) 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）（平成二十八年三月二十四日付、国土建第四百八十三号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。

特例監理技術者を設置する場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることをいう。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

(1) 工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

① 主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を除く。）は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。

② 特例監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐を専任で置かななければならない。

なお、特例監理技術者が兼務できる工事現場数は2とされている（法第二十六条第四項、令第二十九条）。兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、特例監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適當であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から特例監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。

③ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。

④ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点から踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、

いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることをないように配慮すべきであるとともに、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

なお、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

- ⑤ 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条第一項）。

- 1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 2) 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
- 3) 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
- 4) 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

- ⑥ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が八千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- 1) 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- 2) 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に

相当する請負金額が、専任要件の金額基準である八千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

（２）監理技術者等の専任期間

① 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

② 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

③ 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間1) から4)のうち、2)（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

④ また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

⑤ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（特例監理技術者を設置する場合を除く。）

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

（1）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

① 専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

（2）資格者証に関する規定

② 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関す

る重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。

- ③ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ④ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ⑤ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十三）、様式は図－1に示すものとなっている（監理技術者と特例監理技術者の資格者証は同じ）。
 - 1) 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
 - 2) 最初に資格者証の交付を受けた年月日
 - 3) 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
 - 4) 交付を受ける者が有する監理技術者資格
 - 5) 建設業の種類
 - 6) 資格者証交付番号
 - 7) 資格者証の有効期間の満了する日
 - 8) 所属建設業者名
 - 9) 監理技術者講習を修了した場合はその旨

（3）監理技術者講習に関する規定

- ① 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（特例監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。
- ② なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。
- ③ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として
 - ①建設工事に関する法律制度
 - ②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。
- ④ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－2に示すものとなっており（規則第十七条の九）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者（特例監理技術者を設置する場合にあっては、特例監理技術者及び監理技術者補佐）を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

- ① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。
- ② そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受け拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（２）施工体系図の作成

- ① 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。
- ② なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等 ICT 機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ① 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。
(法第四十条)
- ② 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（監理技術者補佐を配置している場合はその旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図－３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。
- ③ なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ① 法第一条においては、建設業法の目的として
「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」
と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。
- ② 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ③ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図-1 資格者証の様式

(表面)

↑	氏名		年	月	日生	本籍				
	住所									
↑ 85.92ミリメートル以上 64.03ミリメートル以下	写 真	初回交付	年	月	日	交付	年	月	日	
		交付番号	第					号		
		監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効 国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者								
	所属建設業者					許可番号				
	有する 資 格									
建設業の種類	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板方塗防内機絶通園井具水消清解									
有・無										
↓	← 85.47ミリメートル以上 85.72ミリメートル以下 →									

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 1 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。
- 2 磁気ストライプを埋め込むこと。

図－２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図－３ 工事現場に掲げる標識の様式

↑ 25cm 以上 ↓	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
	許可年月日			
	← 35cm 以上 →			

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

2. 建設業退職金共済制度

2. 建設業退職金共済制度

2.1 建設業退職金共済制度の掛金収納書

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-43 6.建設業退職金共済制度の履行において、受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に発注者に**提出**しなければならない。また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に**提示**しなければならないと規定している。

また、共済証紙（電子申請の場合は退職金ポイント）を追加購入したときは、工事完成時まで建設業退職金共済制度の掛金収納書を発注者に**提出**しなければならないが、期限内に掛金収納書を提出できない場合には、書面により発注者に申し出るものとする。

なお、受注者は、掛金収納書を所定の様式に添付後、契約担当課へ**提出**するものとする。

建設業退職金共済制度の掛金収納書の様式については、九州地方整備局ホームページの

「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化（R1九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項）」

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html

→「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」の様式-4（証紙貼付・総括表）を使用する。

<p>様式-4-1</p> <p>発注者 _____ 殿</p> <p>工事番号および工事名 _____</p> <p>建設キャリアアップシステム現場ID _____ 総工事費 _____ 円</p> <p>受注者(元請) 住所 _____ 名称 _____</p> <p>共済契約者番号 _____ 建設キャリアアップシステム事業者ID _____ 共済証紙購入額 _____ 円</p> <p style="text-align: center;">掛金収納書提出用台紙</p> <p>掛金収納書を貼る(契約者から発注者用)</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 150px; width: 100%;"></div> <p>当該工事における共済証紙購入の考え方（該当する□に✓をチェックして下さい）</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 発注者の指示のとおり</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 対象労働者数と当該労働者の就労日数を的確に把握している場合</p> <p style="text-align: center;"> $\frac{\text{就労予定総人数}}{\text{人日}} \times \frac{\text{販売価格}}{\text{円}} = \text{円}$ </p> <p><input type="checkbox"/> 3. 対象労働者数と当該労働者の就労日数の把握が困難な場合</p> <p style="text-align: center;"> $\frac{\text{総工事費}}{\text{人日}} \times \frac{\text{購入率}}{1,000} \times \frac{\text{※加入率}}{70\%} = \text{円}$ </p> <p><input type="checkbox"/> 4. その他</p> <p>購入額の根拠を記入 _____</p> <p>(参考) 建設キャリアアップシステム登録情報</p> <p>共済契約者である元請負人の建設キャリアアップシステム事業者登録の有無 (有・無)</p> <p>本工事について、現場・契約情報の建設キャリアアップシステムへの登録の有無 (有・無)</p> <p>本工事について、カードリーダーの設置等、就業履歴が蓄積可能な環境の有無 (有・無)</p>	<p>様式-4-2 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表</p> <p style="text-align: right;">_____年 月 日</p> <p>発注者 _____ 殿</p> <p>受注者 _____ 住所 _____ 名称 _____</p> <p>共済契約者番号 _____</p> <p>建設キャリアアップシステム事業者ID _____</p> <p>工事番号および工事名 _____</p> <p>建設キャリアアップシステム現場ID _____</p> <p>工事期間 _____年 月 日 ~ _____年 月 日</p> <p>上記工事に係る建設業退職金共済制度の掛金充当実績について、以下のとおり報告します。</p> <p>(1) 工事全体</p> <p>労働者延べ就労日数 _____ 人日</p> <p>本工事に従事した事業者数(元請を含む) _____ 者</p> <p>本工事に従事した労働者数 _____ 人</p> <p>(2) 建退共対象労働者</p> <p>建退共対象労働者延べ就労日数(掛金充当日数) _____ 人日</p> <p>採用した方式 <input type="checkbox"/> 電子申請方式 <input type="checkbox"/> 証紙貼付方式</p> <p>・事業者数(元請を含む) _____ 者</p> <p>・対象労働者数 _____ 人</p> <p>(参考: 工事全体の数を記入すること)</p> <p>・建設キャリアアップシステムによる就労履歴数 _____ 人日</p> <p>・建設キャリアアップシステムの施工体制を登録した事業者数 _____ 者</p> <p>・建設キャリアアップシステムの作業員登録を行った労働者数 _____ 人</p>
--	--

3. C O R I N S へ の 登 録

3. CORINSへの登録

土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-6 コリنز (CORINS) への登録より、受注者は、受注時、変更時、完成時、訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえで、登録機関：[日本建設情報総合センター \(JACIC\)](https://cthp.jacic.or.jp/) に登録申請しなければならない。なお、登録完了後に登録機関から発行される「登録内容確認書」については、発注者への提示は不要である。

3.1 登録対象工事

受注・変更・完成・訂正時において工事請負代金額が500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

3.2 登録時期

受注時： 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内（契約日を含めない）

変更時： 変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内（変更日を含めない）

完成時： 工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内（完成日を含めない）

訂正時： 適宜

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合のみ行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

3.3 登録に関する留意事項

登録に関する留意事項は、日本建設情報総合センター (JACIC) のホームページを参照すること。

[\(https://cthp.jacic.or.jp/\)](https://cthp.jacic.or.jp/)

4. 品質証明

4. 品質証明

特記仕様書で土木工事共通仕様書第3編 3-1-1-6（品質証明）の対象と規定されている工事に適用する。

4.1 品質証明制度の趣旨

土木工事共通仕様書第3編 3-1-1-6 品質証明において、受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、品質証明（社内検査）を実施するものと規定されている。

品質証明制度は、品質管理に新たに受注者による品質保証の考え方を導入することを目的に創設されたものである。この品質証明制度における品質証明員の位置づけは、発注者における検査職員に対応するものである。

品質証明制度の目的は、従来の施工管理や品質管理に加えて、受注者が自らの責任において品質を確保することであり、その内容・方法については、受注者で決めるものとされている。なお「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行を実施する工事においても土木工事共通仕様書第3編 3-1-1-6 に規定する品質証明員は必要である。

4.2 品質証明員通知書

品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証明書等の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者で、資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは一級土木施工管理技士の資格を有する者とする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。なお、他工事における専任の監理技術者等及び、他工事で常駐が必要な現場代理人については、品質証明員を兼任することはできない。

4.3 品質証明書

品質証明員が、工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時まで監督職員へ提出しなければならない。なお「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行を実施する工事において、第三者が実施した内容と重複する部分については、提出は不要である。

また、品質規格証明資料は、指定材料または土木工事共通仕様書、特記仕様書等に「事前に監督職員に提出しなければならない」旨の記載がある材料についてのみ提出すればよく、品質証明書への品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類の添付や、品質証明員の押印や受注者の押印（社印）は不要となっている。

品質証明員通知書及び品質証明書の様式は、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化（R1九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項）」

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html

→「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」を使用する。

【作成例】

様式 - 7

品質証明員通知書

年月日： 令和〇〇年〇〇月〇〇日

主任監督員
〇〇 〇〇(発注者) 殿

〇〇建設(株)
(受注者) 現場代理人 〇〇〇〇 印

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって請負契約を締結した 〇〇〇〇改良工事 の品質

証明員を下記のとおり定めたので資格及び経歴を添えて通知します。

記

品質証明員氏名 〇〇 〇〇

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

資格 一級土木施工管理技士

経歴

工事名	職名	工期	従事期間
□□橋梁工事	現場代理人	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～平成〇〇年〇〇月〇〇日	3年
〇〇道路改良工事	現場代理人	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～平成〇〇年〇〇月〇〇日	2年
□□橋梁工事	監理技術者	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～平成〇〇年〇〇月〇〇日	3年
△△道路改良工事	監理技術者	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～平成〇〇年〇〇月〇〇日	1年
□□道路改良工事	監理技術者	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～平成〇〇年〇〇月〇〇日	2年
計			11年

※「資格者証(写し)」を添付する。

年月日：

品質証明書

工事名： _____

品質証明記事				
品質証明事項	実施日	箇所	品質証明員氏名 印	記事

社内検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所

氏名

5. 再生資源

5. 再生資源

5.1 再生資源利用促進計画書（実施書）、再生資源利用計画書（実施書）

再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）は、国土交通省直轄工事では、工事規模の大小にかかわらず、全ての工事が対象となる。作成にあたっては、建設副産物情報センター（<https://www.recycle.jacic.or.jp/>）のWEBオンラインシステム「建設副産物情報交換システム」により、元請業者がデータ入力・登録後、写しを工事着手時（施工計画書に含め）に監督職員に提出、工事完了後には実施書を発注者に提出する。また、工事現場において再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を公衆の見やすい場所に掲示する。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-20 建設副産物 4.再生資源利用計画、6.再生資源利用促進計画、10.実施書の提出、11.建設副産物情報交換システムには以下のように規定されている。

4. 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

6. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

10. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。

11. 建設副産物情報交換システム

受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。

なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。

5.2 建設発生土

建設発生土については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-20 建設副産物 5. 受領書の交付、7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等、8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知、9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等、12. 建設発生土情報交換システムにおいて以下のよう

5. 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき**確認**しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて**通知**しなければならない。

9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを**確認**するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを**提出**しなければならない。

12. 建設発生土情報交換システム

受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が**通知**する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。

なお、これによりがたい場合には、監督職員と**協議**するものとする。

5.3 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の処理責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）上排出事業者が負うこととされているが、排出事業者がその運搬または処理を委託する場合、廃棄物の種類、運搬先ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を発行することとされている。なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-20 建設副産物 2. マニフェストには以下のように規定されている。

2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に**提示**しなければならない。

1. 工事概要

(赤着色セルは必須入力箇所です。)

発注担当者チェック欄

Form for project details including issuer information (発注機関), contractor information (請負会社), and project location (工事現場).

Form for project specifications including work name (工事名), site location (工事現場), and project details (工事概要).

2. 建設資材利用計画

Main table for construction material utilization plan, showing categories (分類), specifications (規格), and utilization status (利用状況) for various materials like concrete, wood, and asphalt.

Code #5: Concrete (コンクリート) and other materials (その他の建設資材) list.

Code #6: Asphalt-concrete (アスファルト・コンクリート) and soil (土砂) list.

Code #7: Asphalt (アスファルト) and stone (砕石) list.

Code #8: Supply of materials (再生資材の供給元) and Code #9: Construction site (施工案件) list.

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率			
		用途コード*10	②利用量 うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量法コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		区分	搬出先場所住所		住所コード*4	運搬距離 千[百]十[一]	搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで		うち現場内改良分 小数点第三位まで	⑤再生資源利用促進量 小数点第三位まで	②+③+⑤ ①	(%)
資材特定廃棄物	コンクリート塊	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	建設発生木材A (柱、梁、ボードなど木質材料が建築廃物となるもの)	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	アスファルト・コンクリート塊	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	その他がれき類	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
建設廃棄物	建設発生木材B (柱、梁、敷居材などが建築廃物となるもの)	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	建設汚泥	0.000 トン			トン	搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	金属くず	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	廃塩化ビニル管・継手	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	廃石膏ボード	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	紙くず	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	アスベスト (飛散性)	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	その他の分別された廃棄物	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000 トン				搬出先1						km		トン		トン	0.000 トン	0 %	
	建設発生土	第一種 建設発生土	0.000 地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1						km		地山m ³		地山m ³	0.000 地山m ³	0 %
		第二種 建設発生土	0.000 地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1						km		地山m ³		地山m ³	0.000 地山m ³	0 %
第三種 建設発生土		0.000 地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1						km		地山m ³		地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
第四種 建設発生土		0.000 地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1						km		地山m ³		地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
液状土以外の泥土 (建設発生土)		0.000 地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1						km		地山m ³		地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
液状土 (建設汚泥を除く)		0.000 地山m ³		地山m ³	地山m ³	搬出先1						km		地山m ³		地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
合計		0.000 地山m ³		0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	搬出先1						km		0.000 地山m ³		0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他

コード*12
施工条件について
1.指定利用等A
(発注時に発注者から搬出先を指定されたもの)
2.指定利用等B
(発注時には発注者から指定されていないが、発注後に設計変更し、発注者から搬出先を指定されたもの)
3.自由処分
(発注者から搬出先が指定されないもの)

コード*13
(建設廃棄物の場合)
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマル/サイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

(建設発生土の場合)※ 8.9.12.13へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。
7.ストックヤード(工事予定地含む)再利用の目的がある(国登録ストックヤード以外)
8.ストックヤード(工事予定地含む)再利用の目的がない(国登録ストックヤード)
9.ストックヤード(工事予定地含む)再利用の目的がない(国登録ストックヤード以外)
10.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
11.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
12.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
13.土捨て場・残土処分場

注記
・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

様式1 再生資源利用実施書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版ー

1. 工事概要

(赤着色セルは必須入力箇所です。)

発注担当者チェック欄, 発注機関コード, 法人番号, 請負会社名, 建設業許可の場合, 建設業種別, 発注機関を選択, 大分類, 中分類, 小分類, 担当者, TEL, 会社所在地, 発注機関コード, 892700, 000000000000, 〇〇(株), 79000日本建設業連合会, 〇〇(株)コード*2, 令和7年3月28日, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇〇〇, 〇〇〇〇〇〇〇〇, 〇

工事名, 〇〇〇〇改良工事工種を選択, 工事種別コード*3, 改良(道路), B-1, 請負金額, 10,000万円(税込), 令和6年4月1日から令和7年3月28日まで, 令和7年3月28日, 建築面積, 延床面積, 階数, 地上0階, 地下0階, 構造, 用途, 〇, 〇, 建築面積, 延床面積, 階数, 地上0階, 地下0階, 構造, 用途, 〇, 〇

2. 建設資材利用実施

建設資材 (新材を含む全体の利用状況) 左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい) 再生資源利用率 B/A x 100

- コード*5 コンクリートについて 1.生コン(バーজন骨材) 2.再生生コン(Co再生骨材M) 3.再生生コン(Co再生骨材M) 4.再生生コン(Co再生骨材L) 5.再生生コン(その他再生材) 6.無筋コンクリート二次製品(バーজন骨材) 7.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 10.その他

- コード*6 アスファルト・コンクリートについて 1.表層 2.基層 3.上層路盤 4.歩道 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等) 土砂について 1.道路路床 2.路床 3.河川築堤 4.構造物等の表込材、埋戻し 5.宅地造成 6.水面埋立 7.ほ場整備(農地整備) 8.その他

- コード*7 コンクリートについて 1.再生生コン(Co再生骨材H) 2.再生生コン(Co再生骨材M) 3.再生生コン(Co再生骨材L) 4.再生生コン(その他再生材) 5.無筋コンクリート二次製品(リユース品) 6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材) 7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材) 8.その他

- コード*8 再生資材の供給元について 1.現場内利用 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.再資源化施設 5.土砂ストックヤード 6.その他

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④ 小数点第三位まで	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 ②+③+⑤ ① (%)		
		用途コード*10	②利用量 うち調整済み改良分 小数点第三位まで	減量法コード*11	③減量化量 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。		区分	搬出先場所住所		住所コード*4	運搬距離 千[百]十[一]	搬出先の種類 コード*13	④現場外搬出量 小数点第三位まで		⑤再生資源利用促進量 小数点第三位まで	
資材特定廃棄物	コンクリート塊	0.000 トン	トン	トン		搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	建設発生木材A (柱、梁、ボードなど木質材料が建築廃物に含まれるもの)	0.000 トン	トン	トン		搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	アスファルト・コンクリート塊	0.000 トン	トン	トン		搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	その他がれき類	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
建設廃棄物	建設発生木材B (柱、梁、調整済み木質材料が建築廃物に含まれるもの)	0.000 トン	トン	トン		搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	建設汚泥	0.000 トン	トン	トン	トン	搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	金属くず	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	廃塩化ビニル管・継手	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	廃石膏ボード	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	紙くず	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	アスベスト (飛散性)	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	その他の分別された廃棄物	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000 トン				搬出先1					km		トン	トン	0.000 トン	0 %	
	建設発生土	第一種 建設発生土	0.000 地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %
		第二種 建設発生土	0.000 地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %
第三種 建設発生土		0.000 地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
第四種 建設発生土		0.000 地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
液状土以外の泥土 (建設発生土)		0.000 地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
液状土 (建設汚泥を除く)		0.000 地山m ³	地山m ³	地山m ³		搬出先1					km		地山m ³	地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	
合計		0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³		搬出先1					km		0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0.000 地山m ³	0 %	

コード*10
1.路盤材
2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他

コード*11
1.焼却
2.脱水
3.天日乾燥
4.その他

注記
・ 一般廃棄物は記入しないで下さい。
・ 土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

コード*12
施工条件について
1.指定利用等A
(発注時に発注者から搬出先を指定されたもの)
2.指定利用等B
(発注時には発注者から指定されていないが、発注後に設計変更し、発注者から搬出先を指定されたもの)
3.自由処分
(発注者から搬出先が指定されないもの)

コード*13
(建設廃棄物の場合)
1.売却
2.他の工事現場
3.広域認定制度による処理
4.中間処理施設(アスファルト合材プラント)
5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設)
6.中間処理施設(サーマルリサイクル)
7.中間処理施設(単純焼却)
8.廃棄物最終処分場(海面処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

(建設発生土の場合)※ 8,9,12,13へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。
1.売却
2.他の工事現場(内陸)
3.他の工事現場(海面)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
4.土質改良プラント(国登録ストックヤード)
5.土質改良プラント(国登録ストックヤード以外)
6.ストックヤード(工事予定地含む)
7.ストックヤード(工事予定地含む)再利用の目的がある(国登録ストックヤード)
8.ストックヤード(工事予定地含む)再利用の目的がない(国登録ストックヤード)
9.ストックヤード(工事予定地含む)再利用の目的がない(国登録ストックヤード以外)
10.採石場・砂利採取跡地等復旧事業
11.廃棄物最終処分場(覆土としての受入)
12.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入)
13.土捨て場・残土処分場

6. 施 工 計 画 書

6. 施工計画書

6.1 施工計画の目的

施工計画作成の目的は、図面・仕様書等に定められた工事目的物を完成するために必要な手順や工法及び施工中の管理をどうするか等定めるものであり、工事の施工・施工管理の最も基本となるものである。

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-5 施工計画書 1. 一般事項に、「受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。」と規定している。従って、施工計画書は、受注者の責任において作成するもので、発注者が施工方法等の選択について注文をつけるものではない。また、災害対応等のように、**概算数量発注であって当初契約と実施工が合わない場合は、施工内容が決定されてから施工計画書を作成し提出してよい。**

なお、施工計画書には、下記の事項について記載するよう規定されている。

- (1) 工 事 概 要
- (2) 計 画 工 程 表
- (3) 現 場 組 織 表
- (4) 指 定 機 械
- (5) 主 要 船 舶 ・ 機 械
- (6) 主 要 資 材
- (7) 施 工 方 法 (主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)
- (8) 施 工 管 理 計 画
- (9) 安 全 管 理
- (10) 緊 急 時 の 体 制 及 び 対 応
- (11) 交 通 管 理
- (12) 環 境 対 策
- (13) 現 場 作 業 環 境 の 整 備
- (14) 再 生 資 源 の 利 用 の 促 進 と 建 設 副 産 物 の 適 正 処 理 方 法
- (15) 法 定 休 日 ・ 所 定 休 日 (週休二日の導入)
- (16) そ の 他

さらに、「監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。」となっている。

この外、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-5 施工計画書 2. 変更施工計画書には「受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に**提出**しなければならない。」

また、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-5 施工計画書 3. 詳細施工計画書には「監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を**提出**しなければならない。」と規定されている。

ただし、工期や数量だけの軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出は要しない。なお、一連の変更経緯全てを含め、一つの施工計画書としてとりまとめたものは作成不要とする。

6.2 施工計画書記載事項の内容

土木工事共通仕様書に規定されている記載事項の標準的内容は下表のとおりである。

記 載 事 項	内 容	
工 事 概 要	工事名、河川または路線名、工事場所、工期、請負代金、発注者、受注者、工事内容	
計 画 工 程 表	横棒式工程表、斜線式工程表、ネットワーク等で作成	
現 場 組 織 表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担	
指 定 機 械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械	
主 要 船 舶 ・ 機 械	設計図書で指定されていない使用機械	
主 要 資 材	指定材料、主要材料、材料試験方法	
施 工 方 法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料、機械等の仮置場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示・承諾・協議事項の予定内容	
施 工 管 理 計 画	工 程 管 理	実施工程の手法・管理方法
	品 質 管 理	品質管理計画表
	写 真 管 理	写真管理計画表
	出 来 形 管 理	出来形管理計画表
	段 階 確 認	段階確認計画表
	品 質 証 明	品質証明計画表
安 全 管 理	安全管理体制、安全対策、異常気象時の防災対策、安全訓練の実施方法、安全巡視の実施方法、安全活動方針	
緊 急 時 の 体 制 及 び 対 応	事故発生時の連絡系統図、対応策 災害発生時の体制	
交 通 管 理	交通管理、交通処理	
環 境 対 策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策	
現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	
再生資源の利用の 促進と建設副産物 の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書	
法定休日・所定休日 (週休二日の導入)	法定休日及び所定休日（現場閉所・交替制共通）、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容	
そ の 他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの。	

6.3 施工計画書作成の留意点

6.3.1 施工計画の基本事項

工計画作成時に検討する基本的項目は、次のとおりである。

- ① 工事の目的、内容、契約条件等の把握
- ② 現場条件（地形、気象、道路状況、近接状況、環境、制約条件等）
- ③ 全体工程（基本工程）
- ④ 施工方法（施工順序、使用機械等）
- ⑤ 仮設備の選択及び配置

6.3.2 施工計画書作成の要点

施工計画書作成は、上記基本事項を十分調査・検討・把握し、施工性・経済性・安全性との関連を繰り返し検討（施工計画作成フロー図参照）しながら、最適施工体制を決定する事が重要である。公共工事を施工するための計画書作成は、すでに受注を決定し、施工開始期日を前提として作成される場合が一般的である。このことから、受注時の自社の体制・実施能力との関連も検討し、確実に施工できるものでなければならない。だが確実性を追うあまりに、新技術・新工法等を検討できないようでは、技術の進歩はあり得ない。たとえ小規模でも新技術・新工法の採用を含めた幅広い検討が必要である。

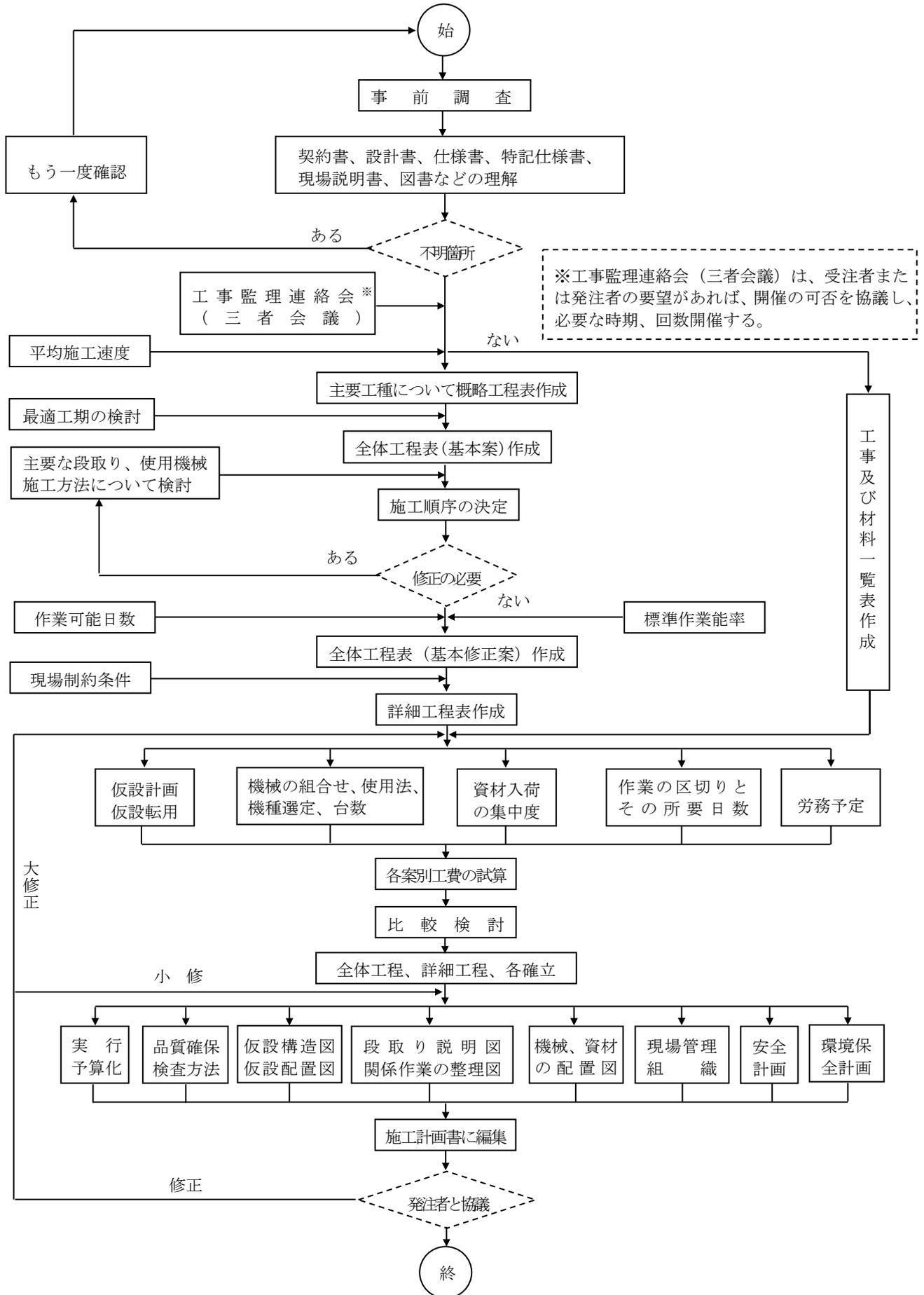
現在の土木産業には、生産性の向上・環境保全といった大きな社会的要求があり、これらの問題に対し積極的な社会参画という形で取り組み、計画段階から具体的なかつ、効果的な方法を計画書に反映させることも考慮しなければならない。

具体的検討項目は、次のとおりである。

- ① 生産性の向上に関する標準的な検討項目
 - (a) 合理的な分割施工
 - (b) 仮設の独自性
 - (c) 作業の規格化・標準化
 - (d) 新技術・新工法の採用
 - (e) 施工の機械化
- ② 環境保全に関する標準的な検討項目
 - (a) 環境の観点からの資材や機械の選別
 - (b) 地域社会への貢献
 - (c) 廃棄物の減量化・適正処理
 - (d) エネルギー利用の効率化
 - (e) 社員の意識改革

このように、施工計画の作成にあたっては、基本事項を十分把握し、経済性・施工性等を検討することは勿論、現在の社会的要請も認識し、自主性・創意性を失わないような形で幅広い検討を行うことが重要である。

6.3.3 施工計画書作成フロー図



6.4 施工計画書作成要領

6.4.1 工事概要

工事の概要及び内容を記載する。工事内容は工事数量総括表の工種・種別・数量等を記入する。*
(工種が1式表示及び主体工種以外については、工種のみ記載でもよい。)

【記載例】

工 事 概 要

工 事 名	〇〇地区〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇地先～〇〇県〇〇市〇地先
請 負 代 金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契 約 年 月 日	令和〇年〇月〇日
工 期	自令和〇年〇月〇日～至令和〇年〇月〇日
発 注 者	〇〇事務所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇出張所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇監督官詰所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇”
受 注 者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇 〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇〇市〇〇-〇〇〇

工 事 内 容

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要
道路改良	土工			式	1	
	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
	擁壁工	1号擁壁工		m	40	
		2号擁壁工		m	25	
		ブロック積工		m ²	200	
	路盤工	下層路盤工		m ²	700	
		上層路盤工		m ²	700	
	舗装工	表層工		m ²	700	
	仮設工			式	1	

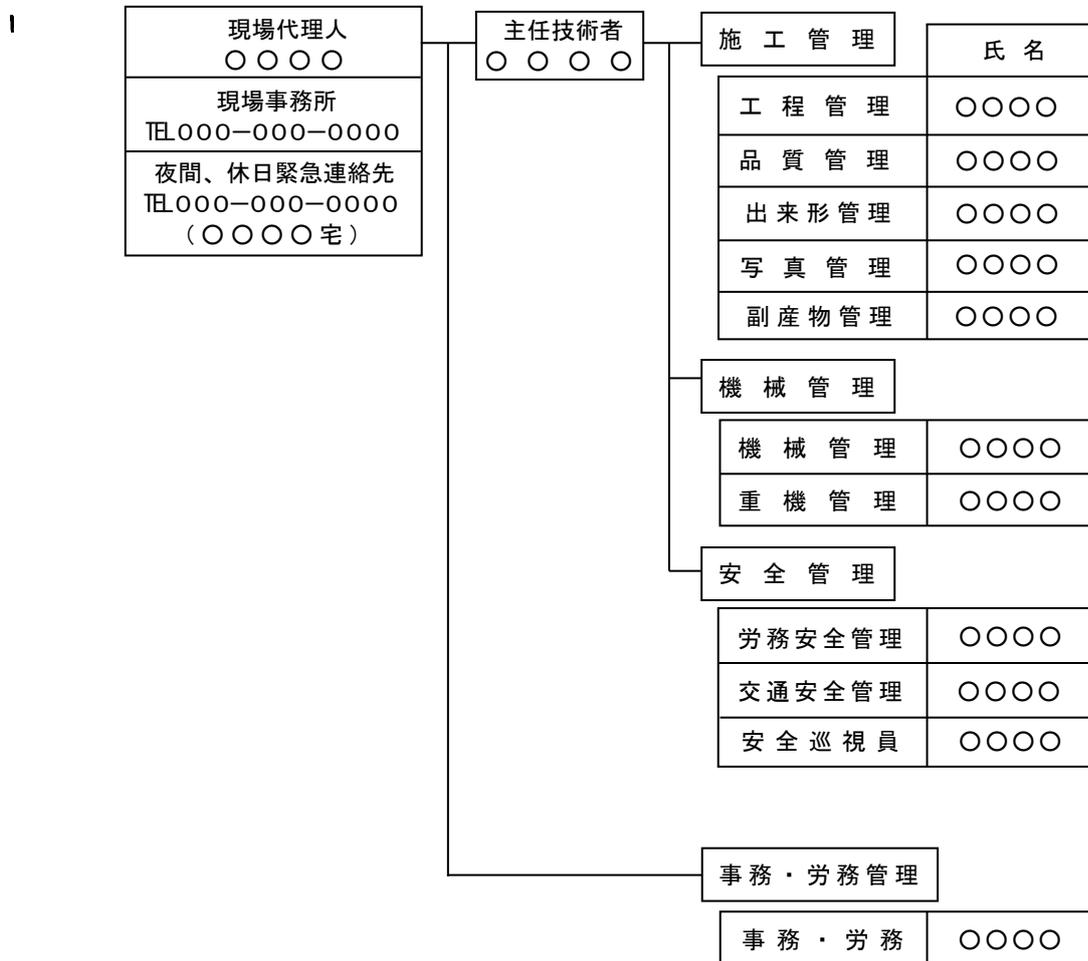
※設計図書の工事数量総括表の写しを使用してよい（別途に表の作成は不要）

6.4.3 現場組織表

1. 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
2. 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
3. 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
4. 監理技術者等、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
5. 施工体制台帳の提出を義務付けられた工事（下請契約を行う全ての公共工事）以外は施工体系図を記載する。
6. 品質証明（社内検査）対象工事は、品質証明員を記載する。

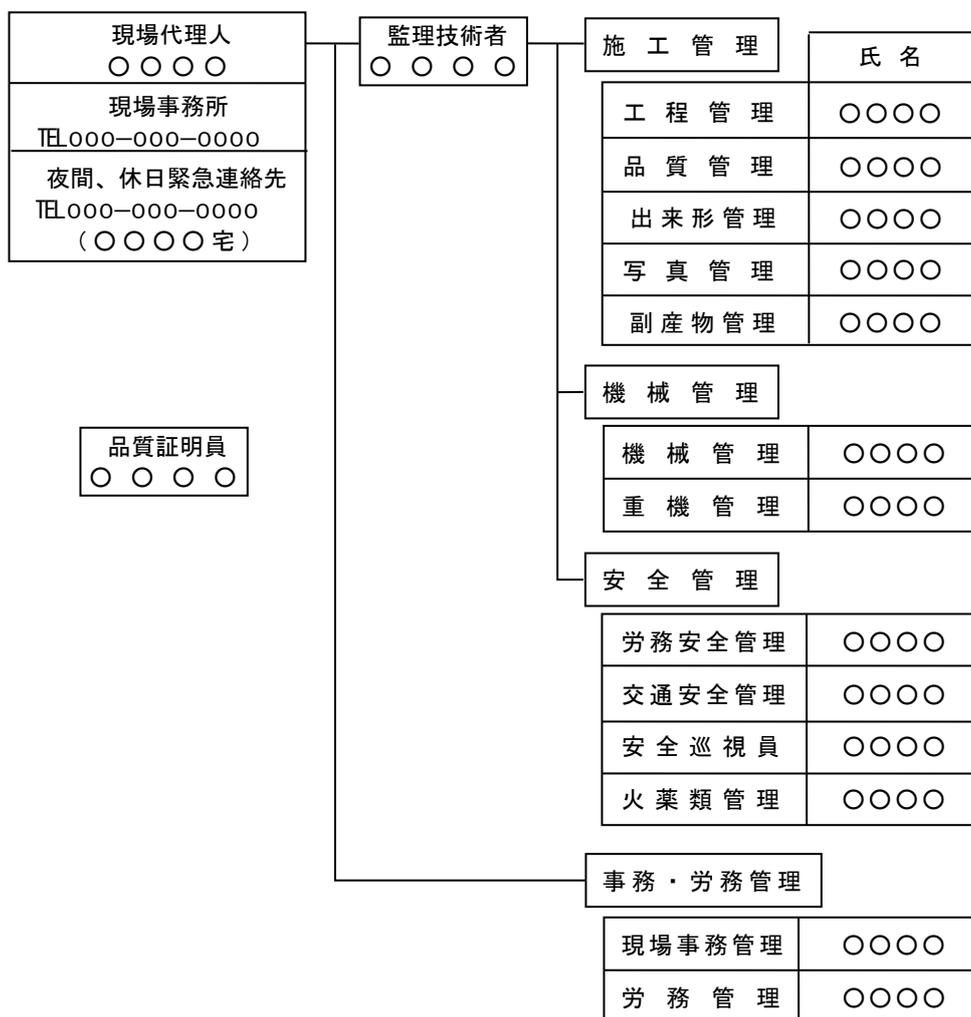
【記載例：専任の主任技術者】

現 場 組 織 表

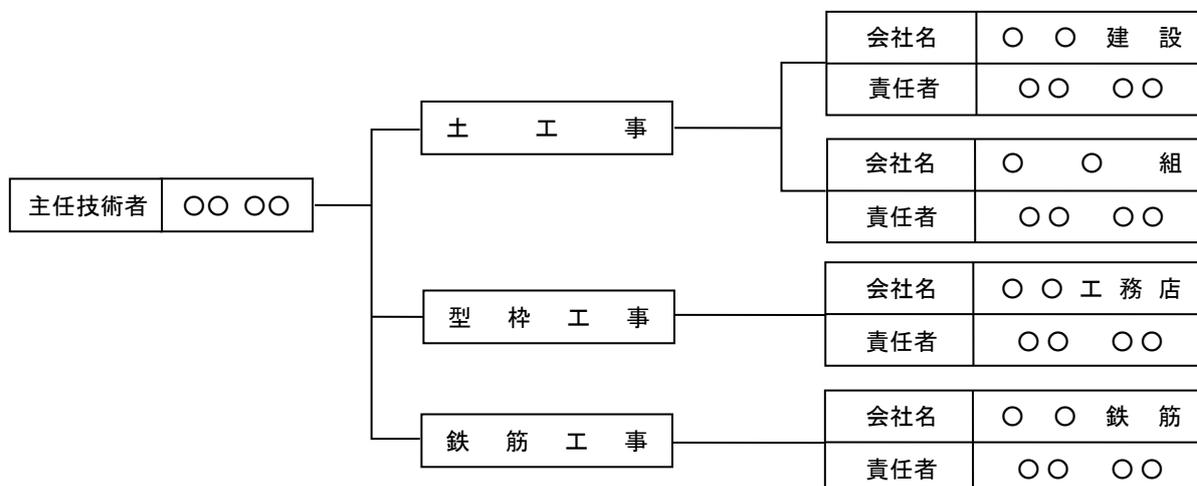


【記載例：専任の監理技術者】

現 場 組 織 表



【記載例：施工体系図（施工体制台帳の提出を義務付けられた工事を除く）】



6.4.4 指定機械、主要船舶・機械

工事に使用する機械について記載する。

- ・指定機械：設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械
 (例えば本手引き「第2編 10. 排出ガス対策型建設機械」に示される排出ガス対策型建設機械など)
- ・主要船舶・機械：設計図書で指定されている機械以外の主要なもの

【記載例】

機械名	規格	台数	使用工種	摘要	備考
オールケーシング掘削機	クローラ式 1200mm	1	基礎杭打設		指定機械
ラフテレーンクレーン	油圧ロープ式 25 t 吊	1	仮設矢板打設		指定機械
油圧式バイブロハンマー	220 P S	1	〃		指定機械
バックホウ	0.45m ³	1	掘削工	排ガス規制	主要機械
ブルドーザ	16t	1	路体盛土工	排ガス規制	主要機械

6.4.5 主要資材

工事に使用する指定材料及び主要資材について、品質証明方法及び材料確認時期等について記載する。なお、資材搬入時期と計画工程表が整合していること。

【記載例】

品名	規格	予定数量	製造業者	品質証明	搬入時期			摘要
					○月	○月	○月	
生コンクリート	24N/mm ²	300m ³	〇〇生コン	試験成績表	■■■■■			
鉄筋	D13~D29	6.8t	〇〇製鉄	ミルシート	■■■■■			
再生クラッシュラン	RC-40	50m ³	〇〇碎石	試験成績表	■■■■■			

6.4.6 施工方法

工種（注）毎の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等）について調査した結果
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・出水・濁水・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）・基準点・地下埋設物地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★（注）：記載対象工種は（１）～（６）を標準とする。

- （１）主要な工種
- （２）設計図書で指定された工法
- （３）土木工事共通仕様書に記載されていない特殊工法
- （４）施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- （５）特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- （６）その他

仮設備計画は①～⑤の項目について、位置図・概略図を用いて、具体的に記載する。

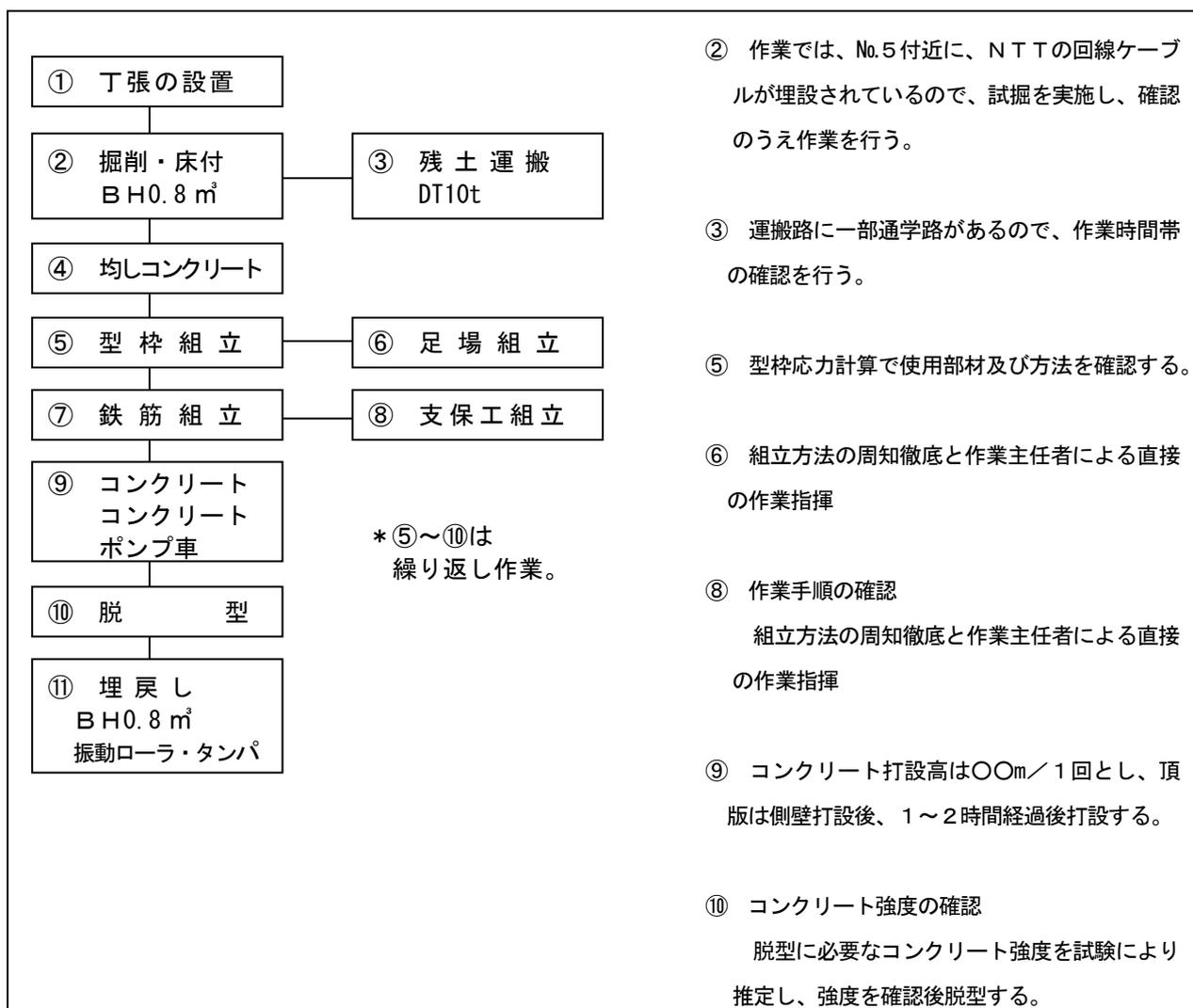
- ① 仮設備の構造・配置計画・安全を確認するための応力計算
- ② 仮設建物・材料・機械等の仮置場
- ③ プラント等の機械設備
- ④ 運搬路・仮排水・仮設電力
- ⑤ 工事標識・保安施設・防護施設

土木工事共通仕様書において、監督職員の「指示」「承諾」を得て施工するもの、または「協議」「報告」「提出」するもののうち、事前に記載できるもの、及び施工計画書に記載することとなっている事項について記載する。

【記載例：函渠作業フロー】

基本事項

施工場所は既設水路であり、田植え時に用排水が流入し作業にならない。このため、函渠は、〇月までに完成しなければならない。〇月には着工し、計画工程に添って作業を実施する。作業にあたっては、油脂類の流出により下流域の〇〇取水場に影響が無いよう十分注意する。



6.4.7 施工管理計画

(1) 工程管理計画

計画工程に対する、実施管理方法を記載する。

【記載例】

- ① 管理手法：ネットワークにより管理する。
- ② 日常管理：各種別または細別毎の実施作業量を把握し、計画作業量を維持するため労務・機械等の配置を検討する。
- ③ 週間・月間管理：毎週月曜日・毎月3日に工事進捗率の確認を行う。
- ④ 進捗管理：工事開始より2ヶ月間は2週間に1回工程曲線を用いて管理を行い、計画に対し〇%の差が生じた場合は、フォローアップを実施する。またそれ以降は、1ヶ月1回、同様の管理を実施する。

(2) 品質管理計画

「施工管理基準」を参照して品質管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記述されているか。
- ② 施工規模に見合った試験回数になっているか。
- ③ 基準にないものの適用は妥当か。（受注者と監督職員で協議が必要）
- ④ 管理方法や処理方法は妥当か。
- ⑤ 適切な試験方法か。

【記載例：品質管理計画】

工種	種別	試験項目	施工規模	試験頻度	試験回数	管理方法	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	500m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
	施工	現場密度の測定	500m ³	1000m ³ /回	5回	試験成績表 成果一覧表	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	700m ³	当初及び土質の変化時	1回	試験成績表	
		CBR試験	700m ³	〃	1回	〃	
	施工	現場密度の測定	700m ³	500m ³ /回但し1500m ³ 未満3回	3回	試験成績表 成果一覧表	
		プルフローリング	700m ³	全幅、全区間	1回		
函渠工	コンクリート 24-12-20	圧縮強度試験	500m ³	荷卸し時	4回	試験成績表 成果一覧表	
		スランプ試験					
		空気量測定					
	塩化物含有量試験	500m ³	打設日1日につき2回ただし、午前の試験結果が規制値の1/2以下の場合には午後の試験を省略できる。	4回	試験成績表		

(3) 出来形管理計画

「施工管理基準」を参照し、出来形管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 必要な工種が記載されているか。
- ② 施工規模に見合った測定箇所、頻度となっているか。
- ③ 不可視部の対応は検討されているか。
- ④ 基準にないものの適用は妥当か。(受注者と監督職員で協議が必要)

【記載例：出来形管理計画】

工種	種別	管理項目	管理方法	測定基準・箇所	摘要
土工	路体盛土工	基準高・法長 幅	出来形管理図表 出来形展開図	40mに1箇所 No. 20、No. 22 No. 24、No. 26 合計4箇所	
	法面整形工	厚さ	出来形管理図表		
カルバート工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図	両端・施工継手 及び図面の寸 法表示箇所	
	均しコンクリート	幅・厚さ・延長	出来形管理図		
	躯体コンクリート	基準高・厚さ 幅・高さ・延長	出来形管理図		
管渠型側溝	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40mに1箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 18、No. 20 合計6箇所	
	側溝本体工	基準高 延長	出来形展開図 出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	出来形管理図表	40mに1箇所 No. 10、No. 12 No. 14、No. 16 No. 16+8.0 合計5箇所	
	コンクリート基礎	幅・高さ 基準高	出来形管理図表		
		延長	出来形展開図		
	胴込・裏込 コンクリート 裏込砕石	厚さ	出来形管理図表		
コンクリート ブロック積	基準高・法長 厚さ・延長	出来形展開図 出来形管理図表			

(4) 写真管理計画

「写真管理基準」を参照して、写真管理計画表を記載する。

【留意点】

- ① 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- ② 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

【記載例：総合撮影計画】

No	撮 影 区 分	撮 影 項 目
1	着工前全景撮影	起点・終点・正面より撮影
2	工事進捗状況写真	〃 (月末に撮影)
3	安全管理写真	別紙計画表
4	品質管理写真	〃
5	出来形管理写真	〃
6	使用材料写真	鋼管杭 (本数・断面寸法・長さ)
7	仮設物写真	事務所・倉庫・休憩室
8	災害写真	被災状況及び被災規模等
9	完成写真	起点・終点・正面より撮影

【記載例：安全管理写真計画】

No	撮 影 項 目
1	各種標識類の設置状況
2	各種保安施設の設置状況
3	安全訓練等の実施状況
4	交通誘導員交通整理状況
5	機械・器具点検状況
6	安全パトロール状況
7	現場環境改善の安全関係

【記載例：品質管理撮影計画】

工種	種別	試験項目	撮影箇所	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
路床盛土	盛土材料	土の締固め試験	〇〇試験室	1回	土質毎1回	
		CBR試験	〃	1回	土質毎1回	
	施工	現場密度の測定	No. 21	1回	土質毎1回	
		プルフローリング	全区間試験状況	1回	工種毎1回	
下層路盤工	施工	締固め密度の測定	No. 25	1回	路盤毎1回	
		プルフローリング	全区間試験状況	1回	路盤毎1回	
カルバート工	コンクリート 24-12-20	圧縮強度試験	躯体1週・4週	1回	コンクリートの種類毎1回	
		スランプ試験	躯体打設時			
		空気量測定				
		塩化物含有量試験				

【記載例：出来形管理撮影計画】

工種	種別	撮影項目	撮影箇所	撮影時期	撮影回数	撮影頻度	摘要
路体盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 21	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 21	施工中	1回	転圧機械又は地質が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 21	施工後	1回	200mに1回	
路床盛土	敷均し 締固め	巻出し厚さ	No. 23	巻出し時	1回	200mに1回	
		締固め状況	No. 23	施工中	1回	転圧機械又は地質が変わる毎に1回	
		法長・幅	No. 23	施工後	1回	200mに1回	
下層路盤工	敷均し 締固め	敷均し厚さ 転圧状況	No. 21	施工中	1回	各層毎400mに1回	
		整正状況	No. 21	整正後	1回	各層毎400mに1回	
		仕上り厚さ	No. 21	整正後	1回	各層毎200mに1回	
		仕上り幅	No. 21、23	整正後	2回	各層毎80mに1回	
カルバート工	基礎碎石	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	均し コンクリート	幅・厚さ	No. 21+8	施工後	1回	40mに1回	
	躯体 コンクリート	鉄筋位置間隔 継手寸法 かぶり寸法	No. 21+8	組立後	3回	打設ロット毎に1回	
		養生状況	No. 21+8	養生時	1回	養生方法毎に1回	
		幅・高さ・厚さ	No. 21+8	脱枠後	1回	100mに1回	

(5) 段階確認計画

「土木工事共通仕様書」及び「第2編 施工中 6.段階確認等 6.2 段階確認・立会事項」を参照し、段階確認計画を記載する。

【記載例：段階確認計画】

工 種	種 別	確認時期	施工予定時期	記 事
矢板工	鋼矢板	打込み時	○月○日～○月○日	
		打込完了時	○月○日～○月○日	
既製杭工	PC パイル (中 掘)	打込み時	○月○日～○月○日	
		掘削完了時	○月○日～○月○日	
		杭頭処理完了時	○月○日～○月○日	

(6) 品質証明（社内検査）計画

「施工管理基準」を参照し、出来形、品質、関係書類等について品質証明計画を記載する。

【記載例：品質証明計画（出来形）】

工 種	種 別	管理項目	管理箇所数	品質確認箇所数
土 工	路体盛土	基準高・法長・幅	8箇所	2箇所
	法面整形工	法長（面積）・厚さ	8箇所	2箇所
コンクリート ブロック積工	砕石基礎工	幅・厚さ・延長	10箇所	3箇所
	コンクリート基礎	幅・高さ・基準高	10箇所	3箇所
		延長	10箇所	3箇所
	胴込・裏込コンクリート 裏込砕石	厚さ	10箇所	3箇所
	コンクリートブロック積	基準高 法長（面積）	10箇所	3箇所

【記載例：品質証明計画（品質）】

工 種	種 別	試験項目	管理回数	品質確認回数
函渠工	コンクリート (24-12-20)	圧縮強度試験	10回	3回
		スランプ試験		

【記載例：品質証明計画（関係書類）】

実 施 時 期	検 査 事 項	品質確認回数
中間技術検査前	必要書類全般	1回
完成技術検査前	必要書類全般	1回

6.4.8 安全管理計画

1. 主な法令、指針

安全管理計画を立案するための基本となる法律及び土木工事共通仕様書等で示されている主な指針を下記に示す。

- ① 労働安全衛生法
- ② 土木工事安全施工技術指針
- ③ 建設機械施工安全技術指針
- ④ 建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）
- ⑤ 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
- ⑥ 中規模建設工事現場における安全衛生管理指針
- ⑦ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針

2. 検討項目

安全管理計画を作成するための検討項目は下記のとおりである。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要項目は法令・指針等を活用し詳細な計画を行う。

(1) 安全衛生管理体制

安全な工事を進めるための、責任者・管理者・作業主任者等を選任し、労働者の安全と健康を確保するための責任体制を明確にする。

(2) 労働者の危険または健康障害を防止するための対策

- ① 機械・器具・爆発物による危険防止
- ② 掘削、伐木作業等から生ずる危険防止
- ③ 通路・床面・階段等の保全
- ④ 労働者の作業行動から生ずる災害を防止するための対策
- ⑤ 労働災害発生の急迫した危険があるときの処置

(3) 労働者の就業にあたっての対策

- ① 安全衛生教育の方法
- ② 就業制限に関する処置
- ③ 高年令者等についての処置

(4) 第三者施設に対する安全対策

家屋・道路・河川・鉄道・ガス・水道・電気・電話・地下構造物等に近接して工事を行う場合の処置

(5) 爆発及び火災防止対策

- ① 爆発物等の危険物を備蓄し、使用する場合の処置
- ② 火薬類を使用し工事を施工する場合の処置
- ③ ガソリン・塗料等の可燃物を使用する場合の処置

(6) その他

- ① 工事車両・重機類の事故防止対策
- ② 足場・型枠支保工等仮設の安全対策
- ③ 大雨・強風等の異常気象時の防災対策
- ④ 工事現場が隣接しまたは同一場所において別途工事がある場合の対策
- ⑤ 工事安全訓練の実施方法・頻度等
- ⑥ 工事安全巡視の実施方法

3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理の組織化については、専任または複数の管理者選任及び救護、技術管理者等の選任については、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等関係法令を参照する。

【記載例】

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織
労働者数 → 10人以上50人未満

安全衛生推進者 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 一般組織
労働者数 → 50人以上100人未満

安全管理者 〇〇 〇〇	衛生管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	産業医	〇〇 医院	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
安全委員会 委員 〇〇 〇〇	火薬消費管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

安全管理組織表

組織区分 → 下請混在組織（一般工事）
→ 下請混在組織（特定工事）※¹
労働者数 → 50人以上100人未満※²
→ 30人以上

統括安全衛生責任者 (準ずる者※ ²) 〇〇 〇〇	安全衛生責任者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
		〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
元方安全衛生責任者 (準ずる者※ ²) 〇〇 〇〇	産業医	〇〇 医院	TEL 000-000-0000
	労務安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	車両運行管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	重機安全管理者	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000
	安全巡視員	〇〇 〇〇	TEL 000-000-0000

※ 特定工事・トンネル等の建設の仕事・圧入法による作業を行う仕事・人口が集中している地域内の道路若しくは道路に隣接した場所や鉄道の軌道上、軌道に隣接した橋梁の建設の仕事

※ 中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について（平成5年3月31日、基発第209号の2）により、労働者数10～49名の場合は「統括安全衛生責任者（準ずる者）」、「元方安全衛生責任者（準ずる者）」を配置

4. その他

安全管理活動及び安全教育・訓練計画を記載する。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

【記載例：安全活動計画】

実施項目	場所	参加予定者	内 容	頻度
朝礼	現場	現場作業従事者	当日の作業手順及び体操	毎日
KY活動	現場	現場作業従事者	当日の危険予知及び安全作業に関する事項	毎日
安全会議	現場	現場作業従事者	日々の安全活動に対する反省・評価	各週
安全訓練	現場	(別紙予定表参照)		
安全巡視	現場	〇〇巡視員	現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保	毎日

【記載例：安全教育・訓練計画】

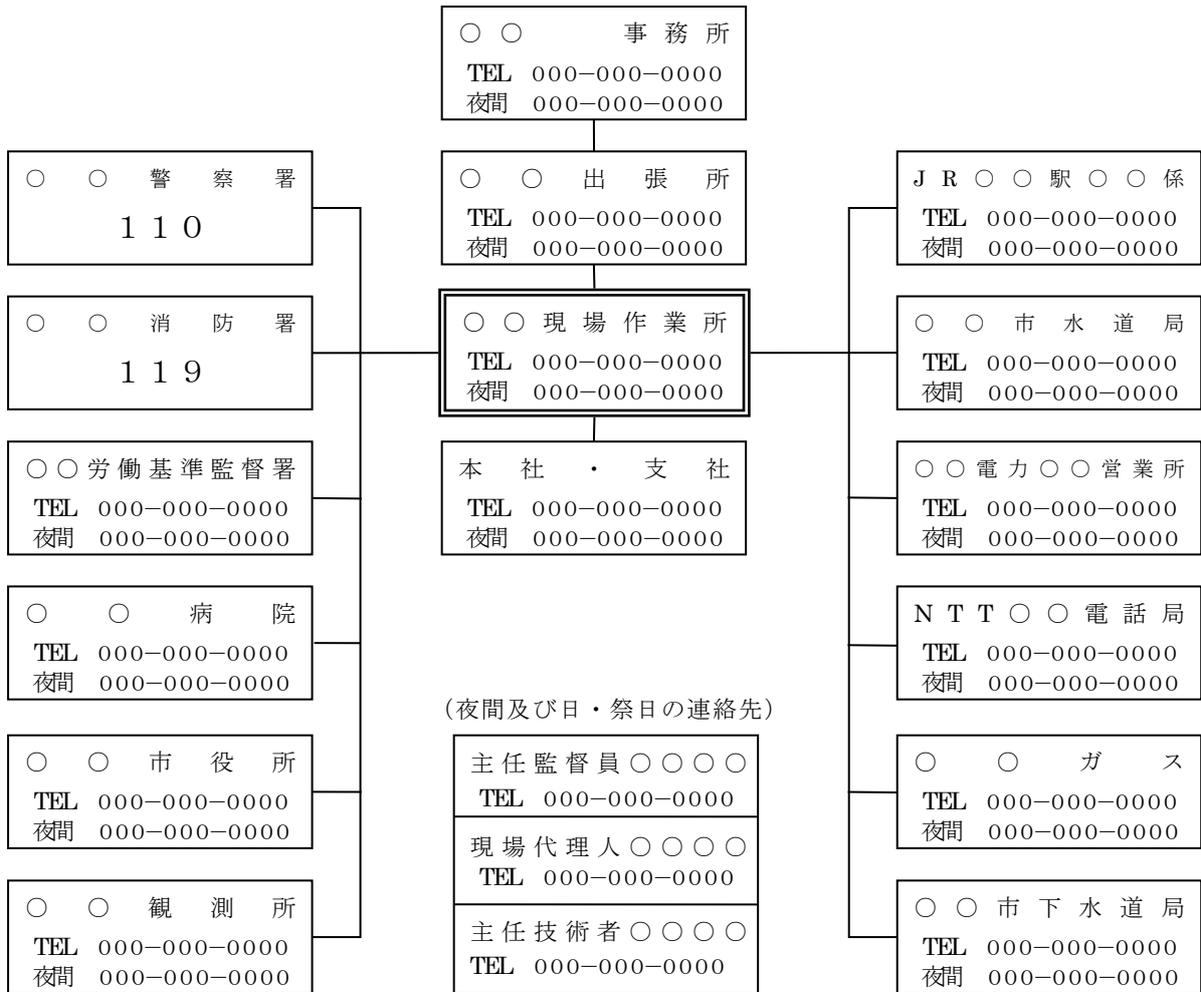
月日	時間	場所	内容	詳細	講師	備考
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所 現場周辺	①本工事の内容等の周知徹底ならびに予想される事故防止対策 ②災害防止対策予行演習	①作業内容：土留工 鋼矢板打設作業の予想される危険及び事故防止対策を参加者全員で検討し、安全作業に対する意識を高める。 ②「雨で法面が崩壊した状況を想定」 ・巡視路の確認 (実際の場合の車両、徒歩巡視の把握) ・連絡方法の把握 (無線機、携帯電話の感度) ・立入禁止処置の実施方法の確認 ・問題点の整理・防災実施方法の確認	〇〇 〇〇	
〇月〇日	13:00 ～ 17:00	現場事務所	①先月の反省と評価 ②工事進捗状況の説明	①労務安全管理者の作業行動に対する評価 ・評価に対する作業者の感想 ・今月の安全作業の目標を参加者全員で検討し決定する。 ②主任技術者からの進捗状況の説明及び今後の進捗予定説明 ・今後の作業から予想される危険と対策の検討	〇〇 〇〇	

6.4.9 緊急時の体制及び対応

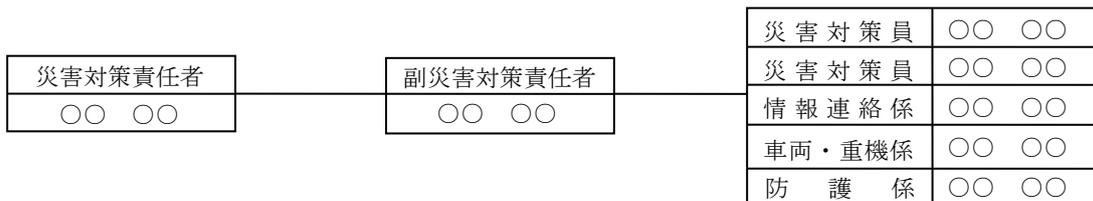
1. 事故または災害時の緊急事態発生時に対応できるよう、監督職員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。系統図には、夜間・日祭日における関係機関への連絡先も記入する。
2. 事故、災害発生時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

【記載例】

緊急時の体制連絡系統図



防災対策組織表



6.4.10 交通管理

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-35 交通安全管理に、交通処理及び対策が示されており、下記該当項目について対策を検討する。ただし、下記項目は標準的なものであり、その他必要な項目は省令・指針等を活用し、詳細な計画を行う。

- (1) 工事中用運搬路として、一般道路を使用するときの対策及び歩行者等第三者に対する対策
- (2) 工事中資材・機械を輸送する時の輸送経路・期間・方法・輸送担当者・交通誘導員の配置・標識及び安全施設の設置場所。輸送経路及び配置・設置場所等は、平面図・概略図等で具体的に記載する。
- (3) 一般道路に係る工事の安全対策
- (4) 指定された工事中道路の新設・改良・維持管理・補修及び使用方法
- (5) 工事中道路を共有するときの対策
- (6) 一般道路上の、材料または設備等の保管・整理方法
- (7) 過積載防止対策等
 - ① 積載重量制限を超えて土砂を積み込まず、また積み込ませない。
 - ② さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませない。
 - ③ 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにする。
 - ④ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずる。
 - ⑤ 建設発生土の処理及び骨材の購入にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
 - ⑥ 以上のことにつき、下請建設業者を十分指導する。

6.4.11 環境対策

工事現場の生活環境の保全と、円滑な工事施工を図ることを目的として建設工事に伴う騒音振動対策技術指針・関係法令・仕様書の規定を遵守のうえ、下記の項目について対策を検討する。

- ① 騒音・振動対策
- ② 水質汚濁
- ③ ゴミ・ほこりの対策
- ④ 事業損失防止対策（家屋調査・地下水観測等）
- ⑤ その他必要事項

6.4.12 現場作業環境の整備

現場作業環境の整備に関し、下記項目について対策を検討する。

- ① 仮設関係
- ② 安全関係
- ③ 営繕関係
- ④ 現場環境改善対策の内容
- ⑤ その他必要事項

6.4.13 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、下記項目について計画する。

- ① 再生資源利用計画書
- ② 再生資源利用促進計画書
- ③ 指定副産物搬出計画（マニフェスト等）

なお、詳細は本手引きの第1編 5. 再生資源の項目を参照のこと。

6.4.14 事故防止対策

(1) 現道工事における交通処理対策

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-35 交通安全管理に交通処理、及び対策等を検討するよう求められている。

現道工事における対策は、土木工事共通特記仕様書第7章「現道工事における交通処理」や「**道路工事保安施設設置基準（案）**」を活用する。

(2) 地下埋設物件の事故防止

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-29 工事中の安全確保 19. 地下埋設物等の調査に、「受注者は工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に**報告**しなければならない」と規定されている。

地下埋設物件の事故防止については、「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」を活用する。

(3) 架空線等への接触・切断事故防止

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-29 工事中の安全確保 6. 架空線等事故防止対策に、「受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ**報告**しなければならない」と規定されている。

架空線等上空施設への接触・切断事故防止の特記仕様書を活用する。

6.4.15 法定休日・所定休日（週休二日の導入）

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-27 週休二日の対応に「受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に**報告**しなければならない。なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日確保するものであり、その実施に努めなければならない。」とされているため、週休二日のタイプ別に、下記の項目について計画する。

- ① 週休二日（現場閉所）
 - ・ 法定休日※1及び所定休日※2
- ② 週休二日（交替制）
 - ・ 法定休日および所定休日

※1…労働基準法で「1週間に少なくとも1回、4週間に4回以上与えなければならない」と定められた休日

※2…法定休日とは別に使用者が独自に定めた休日。法定外休日ともいう。

参考として、現場閉所日のカウントに関する考え方を示す。

【参考】現場閉所日のカウントについて

現場閉所日へのカウント	ケース
現場閉所日にカウントする	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日に現場閉所を行った場合 ・ 降雨や降雪等により、予定外の現場閉所を行った場合。 ・ 現場閉所予定日であったが、発注者より災害復旧工事に対する要請があり、これに応じた場合。 ・ 現場閉所予定日であったが、発注者より現場見学会の要請があり、これに応じた場合。 ・ 現場パトロール、保守点検（現場内外で行う重機や機械のメンテナンスまたは補修）等の現場管理上必要な作業のみを行った場合。
対象期間に含まない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年末年始（6日）及び夏季休暇（3日） ・ 工場製作のみを実施している期間 ・ 工事全体を一時中止している期間 ・ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間 ・ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

6.4.16 その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

- ① 官公庁への手続き（警察、市町村等）
- ② 地元への周知
- ③ その他
- ④ 情報セキュリティに関する対策

7. 設計図書の照査・

工事測量の成果（着工前測量）

7. 設計図書の照査・工事測量の成果（着工前測量）

7.1 設計図書の照査

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-3 設計図書の照査等 2. 設計図書の照査に、「契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を書面により**提出**し、確認を求めなければならない」と規定されており、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。なお、「設計図書の照査」の範囲については、『設計図書の照査ガイドライン(案)』によるものとする。『設計図書の照査ガイドライン(案)』については、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html

→「工事契約に関するガイドライン等」でダウンロードが可能である。

工事請負契約書第18条

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
(これらの優先順位が定められている場合を除く)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

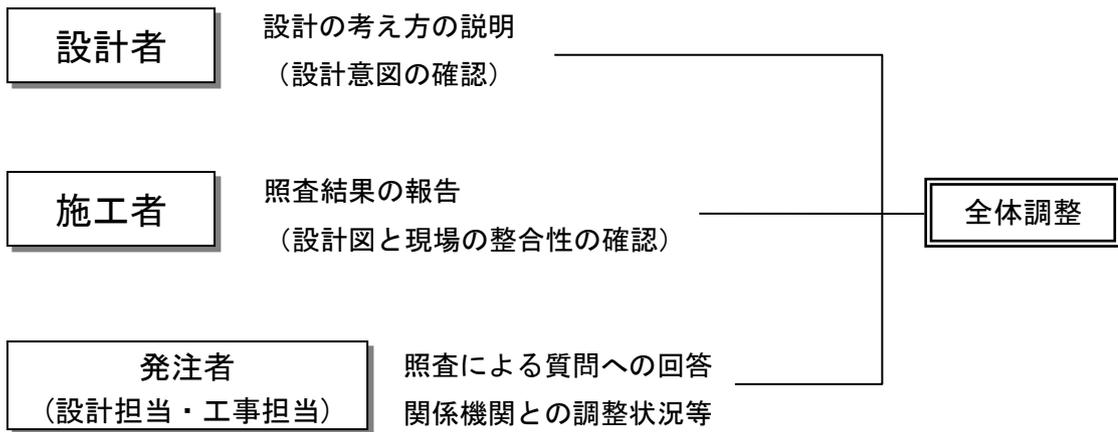
7.2 工事管理連絡会・設計変更協議会

契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合、照査内容の確認をする手段として、工事着工前、施工中に必要な応じて**工事監理連絡会（三者会議）**を要望する。

工事監理連絡会（三者会議）とは、工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者（設計担当・工事担当）、設計者、施工者の三者による会議を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図るもので、特記仕様書により示される。

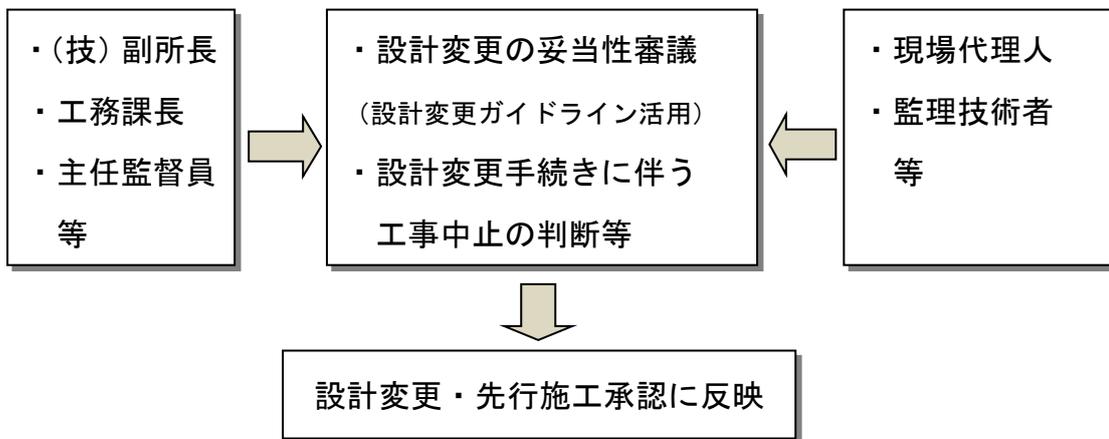
開催については、受注者または発注者の要望があれば必ず開催するものとする。

工事監理連絡会（三者会議）[全ての工事を対象]



また、工事監理連絡会等により必要な設計変更が確認された場合は、**設計変更協議会**が開催される。**設計変更協議会**とは、設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的として、発注者と受注者が設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う取り組みである。

設計変更協議会（全ての工事を対象）



但し、設計変更ができない場合があるので注意する。

詳細は、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)の「工事契約に関するガイドライン等」の設計変更ガイドライン（案）を参照のこと。

7.3 工事測量の成果（着工前測量）

7.3.1 目的

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-40 工事測量 1. 一般事項に、下記のとおり規定されている。

1 受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工所用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を**確認**しなければならない。・・・後略。

測量は土木工事の中で基本的なことであり、かつ構造物の出来形を左右する最も重要な作業である。

7.3.2 実施上の留意点

- (1) 管理内容は土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-40 工事測量に基づく、測量標（仮BM）、工所用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等の確認である。
- (2) 測量は「**国土交通省公共測量作業規程**」に基づいて実施する。
- (3) 近接する他の工事がある場合は、その標高及び座標（仮BM、中心線などの測量成果）と照合し、確認した後に着工前測量成果簿を監督職員に提出するものとする。
- (4) 中心線、縦断、横断測量の結果、設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、その測量結果を設計図に朱色で記入し、監督職員に速やかに**提出し指示**を受けなければならない。
- (5) 測量標は、位置及び高さの変動がないよう保護杭等で適切な保護をしなければならない。また、用地巾杭、仮BM、工所用多角点及び重要な工所用測量標は、監督職員の**承諾**を得なければ移設してはならない。
- (6) 現地確認を行う際には、必ず**契約図書に示された座標値**と照合し、差異が無いことを確認すること。

7.3.3 実施要領

(1) 仮BMの設置

国土地理院が設置している水準点から水準測量を行い、仮BMを設置することを原則とする。水準測量は、平地においては3級水準測量、山地においては4級水準測量により行うものとする。基準となる水準点の選定は監督職員の**指示**を受ける。設置箇所については、工事延長が長い場合は100mに1箇所程度設けると、施工にあたって便利である。

(2) 中心線測量

監督職員の指示する基準点またはI・Pに基づき中心線測量を行い、測点の照合を行う。役杭（BC、EC、KA、KE）は保護杭または引照点を設置し、その位置が正確に再現できるようにしておく。

(3) 縦断、横断測量

仮BMの設置、中心線の照合を行った後、縦横断測量を行い設計図面との照合を行う。

縦横断図は工事数量を算出する基礎となる資料であると共に、用地巾にも影響を来すので、測点間における地形の変化にも留意し、変化点（プラス杭）を設ける必要がある場合は、図面を作成して監督職員と協議する。

(4) 用地境界確認

上記基本測量に引き続き用地境界測量を実施する。

用地境界杭が亡失または移動している場合は、監督職員に**協議**しなければならない。なお、地権者の立会を得て再設置を行う。

(5) 管理項目に対する成果品

- ① 仮BMの設置
測量成果表
仮BM設置箇所見取図、写真
- ② 中心線測量
測量成果表
役杭等と引照との関係を示す見取図
- ③ 縦断、横断測量
縦断図
横断図
- ④ 用地境界の確認
用地杭調書

8. 施 工 体 制

8. 施工体制

8.1 総則

建設業法第 24 条の 8 により施工体制台帳及び施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規則の改正により平成 7 年 6 月 29 日より実施されている。

また、施工体制台帳及び施工体系図については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条及び第 15 条の 2 により、受注者は施工体制台帳の写しを発注者に提出し、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所にしなければならないとされている。

8.2 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳について、建設業法施行令第 7 条の 4 に土木工事にあつては下請契約の請負代金の総額が 4,500 万円、建築一式工事にあつては 7,000 万円以上の場合に作成することとなっているが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条により、公共事業において下請契約を締結した場合はその金額によらず施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならないとされている。

施工体制台帳及び施工体系図作成の詳細については、九州地方整備局ホームページの「建政部」→「建設業」→「建設工事の施工体制等について」→「施工体制台帳について」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#sekoutaisei)

の「よくわかる建設業法」などを参照のこと。

第2編 施 工 中

1. 協 議 資 料

1. 協議資料

1.1 関係官公庁協議資料

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-38 官公庁等への手続等の 1. 一般事項、2. 関係機関への届出には以下のように規定されている。

1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他関係機関との**連絡**を保たなければならない。

2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を法令、条例または**設計図書**の定めにより実施しなければならない。

なお、関係官公庁等への届出等の実施にあたっては、監督職員への事前の報告は不要である。ただし、諸手続にかかる許可、承諾を受けた場合には、その書面を監督職員へ提示しなければならず、監督職員から請求があった場合は提出するものとするが、提出は写しでよい。

1.2 近隣協議資料（工事経過記録簿）

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-38 官公庁等への手続等の 7. 交渉時の注意、8. 交渉内容明確化には以下のように規定されている。

7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に**連絡**の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。

8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に**報告**し、**指示**があればそれに従うものとする。

なお、監督職員から提出の請求があった場合は提出しなければならない。提出は写しでよい。

2. 工 事 履 行 報 告

2. 工事履行報告

2.1 工事履行報告

2.1.1 目的

工事請負契約書第 11 条（履行報告）に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に**報告**しなければならない。」と規定されている。

本章は、工事履行報告書の作成要領を取りまとめたものである。

2.1.2 作成上の留意点

- (1) 工事履行報告書は、受注者が出来高算定資料を基に作成し、当該月の月末に監督職員に**提出**する。
- (2) 工事履行報告書の用紙規格はA 4 縦とする。

2.1.3 作成上要領

- (1) 施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- (2) 出来高算定資料で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。なお、共通仮設費（積上げ分）の占める割合が大きい場合は別途考慮する。
- (3) 実施工程%（現場で施工した金額／請負代金額）の根拠資料は添付不要。

2.1.4 作成例

様式－14

工事履行報告書

工事名	〇〇〇〇改良工事		
工期	令和〇〇年5月7日		～ 令和□□年3月30日
日付	令和〇〇年3月1日 (2月分)		
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
〇〇年5月	3	2	
6月	11	9	
7月	19	18	
8月	27	25	
9月	42	39	
10月	58 (55)	55	工程変更
11月	73 (69)	69	
12月	82 (79)	78	
□□年1月	90 (88)	88	
2月	96 (96)	96	
3月	100 (100)		
(記事欄)			

2.2 出来高管理

2.2.1 目的

出来高管理が発注者の意図する規格基準に対してどの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理するのに対し、出来高管理は契約数量が満足されているか、数量的なチェックの管理である。従って出来高管理はすべて契約（設計）数量と対比できるよう整理しなければならない。

2.2.2 出来高管理上の留意点

出来高管理資料としては、契約（設計）数量と対比した出来高報告書「数量内訳書」（中間技術検査に必要）ならびに出来高内訳書（完済部分検査、既済部分検査に必要）と、この計算根拠である出来高数量計算書、及び出来高展開図に大別される。

2.2.3 出来高報告書及び出来高内訳書作成要領

- (1) 契約設計書の数量総括表及び付属明細書に対して作成する。
- (2) 土木工事共通仕様書第3編 3-1-1-5 数量の算出 2. 出来高数量の提出に「受注者は、出来高測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来高数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時までに監督職員に**提出**しなければならない。出来高測量の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来高数量は設計数量とする。なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。」と規定されている。

したがって、通常は、契約数量と出来高数量とは同一の値となる。

土木工事数量算出要領（案）は、国土技術政策総合研究所（<https://www.nilim.go.jp/>） → 「工事関連の様式集」 → 「**土木工事数量算出要領・数量集計表**」を参照されたい。

2.2.4 出来高報告書及び出来高内訳書作成例

出来高報告書（数量内訳書）【中間技術検査対象用】

工事名	〇〇地区工事			責任者	〇〇〇〇			
工種	種別	細別	単位	契約数量	既存部分 or 中間技術	出来高数量	増減	摘要
土工								
	切土							
		切土 砂質土および砂	(m ³) 式	(12,809) 1	(6,000) 1	(6,000) 1	+0	
	盛土							
		流用土 砂質土および砂	(m ³) 式	(11,528) 1	(5,000) 1	(5,000) 1	+0	
	土羽							
		人工張芝	m ²	895	400	400	+0	
	法面整形							
		法面整形 砂質土および砂	m ²	485	200	200	+0	
擁壁工								
	コンクリート ブロック積工		(m ²) 式	(204) 1	(100) 1	(100) 1	+0	別紙第1号明細表
排水工								
	U形側溝	PU300×300	m	286		286	+0	

コンクリートブロック積工(204m ²) 1式当り明細書				第1号表			
名称	規格	単位	数量				摘要
			契約数量	既存部分 or 中間技術	出来高数量	増減	
コンクリートブロック	控え 35cm	m ²	204	100	100	±0	
基礎工		m	73	30	30	±0	
裏込栗石	クラッシャーラン	m ³	100	50	50	±0	
床掘	砂質土および砂	式	1	1	1	±0	
埋戻	〃	式	1	1	1	±0	
残土処理	〃	式	1	1	1	±0	
仮設		式	1	1	1	±0	

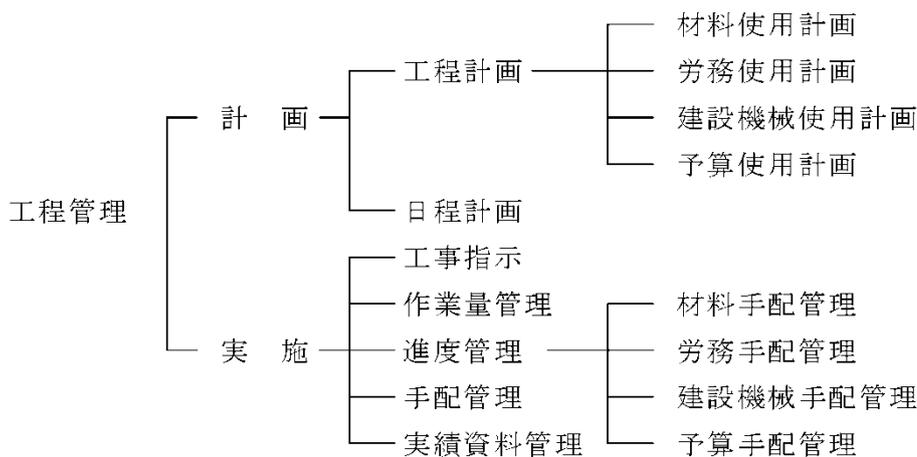
3. 工 程 管 理

3. 工程管理

3.1 目的

工程管理の目的は、所定の工期内に与えられた工事を、①良い品質、②最低の費用、③最小の時間という、相反する3つの目標を満足させて完成させることを目的としたものであり、計画、実施が良好であるかをチェックし、常に望ましい施工状態にしておく必要があるため、工事の各单位作業を有効に組合せて各单位作業工程を構成し、その単位作業工程をさらに総合工程に組立てて工程計画を樹立し、これに基づいて材料、労務、建設機械及び予算を順序よく手配運用しつつ契約条件に示された基準を満足する構造物を所定の工期内に完成していくための管理をいう。

したがって、工程管理の機能を具体的に示すと次のようになる。



3.2 工程管理上の留意点

- (1) 工程表は、組合せ工種が多い工事についてはネットワーク（PERT-CPM）により、単純な工事については横棒式工程表（バーチャート）あるいは斜線式工程表により作成する。他に曲線式工程表があるが、単独ではなく上記各工程表との併用で作成される場合が多い。工事内容に応じて適切な工程表の様式を選択して管理する必要がある。
- (2) 工程表は全体工程表だけでなく、重点的に管理を行う必要がある部分については、部分(細部)工程表を作成する。
- (3) 工程の計画にあたっては、契約の竣工月日ぎりぎりの工程としない。工事の規模困難性、施工時期等を勘案して、少なくとも全工期の10~20%程度工期を短縮して計画することが望ましい。
- (4) 計画工程と実施工程がかい離した場合、あるいは予想される場合、または変更指示契約変更があった場合は、残工事に対する変更工程表を作成する。
- (5) 作成にあたっては、下記の事項を十分考慮して作成する。
 - 1) 工事及び作業の制約
 - ① 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
 - ② 現道工事等施工箇所 の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
 - ③ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
 - ④ 公害防止対策の為の施工時間、施工方法。

- 2) 環境（地形、地質、気象、水理等）を考慮した施工計画
- 3) 施工順序
- 4) 労務、機械の使用計画
- 5) 作業能力及び標準稼働時間の決定
- 6) 工事期間の作業可能日数の算定

3.3 作成要領

(1) 工程計画の作成

- 1) 工事の施工順序と作業内容を決定する。
- 2) 各作業の標準作業量及び作業日数を決定する。
- 3) 各作業に必要な技能、職種別人員配置及び機械の使用投入計画を決定する。
- 4) 各作業に必要な機械、施工施設及びその配置を決定する。

以上の手順により工程管理図が作成される(第1編 着手前 6.施工計画書 6.4.2 計画工程表 参照)。

(2) 日程計画の作成

工程計画で作業順序を決定後、各作業の作業可能日数、標準作業量あるいは機械、労務、建設機械及び予算等の手配関係を検討し、いつ着手し、どのような日程でいつ終了するか具体的な日程を計画することであって、これは全工事期間を対象として旬または月毎の単位で示した日程計画及び工事の内容や重要度に応じてある単位期間毎に日々の日程を示した各作業の日程計画などについて立案検討して作成する。

(3) 使用計画の作成

作業順序の決定後、各作業の日程計画に関連させて各作業に必要な材料、労務建設機械及び予算をいつ、どのように、どれだけ必要であるかを現有材料、建設機械労務などの能力を考慮して、工事実施における手配の基本とし、建設機械、材料の投入、使用計画表及び労務使用計画明細表を立案検討して作成する。

(4) 工程計画、日程計画、使用計画の調整

工程計画、日程計画、使用計画は相互に関連をもっており次の条件等により調整する。

- 1) 建設機械が限られた時期の外、使用できない場合
- 2) 突貫工事の場合
- 3) 日々雇用する労務者数をできるだけ年間平均して工事を実施する場合

(5) 実施工程表の作成

- 1) 計画工程の下段に赤書きで実施工程を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、既済部分検査、技術検査など特記すべき事項を記入する。

3.4 その他

実施工程表は、受注者が円滑な工事の実施と、その統制を図るためのものであるため、監督職員への提出は不要。工程の進捗状況を把握するために、求められた場合に提示でよい。

4. 安 全 管 理

4. 安全管理

4.1 安全教育訓練等

4.1.1 目的

建設工事の増大並びに大型化に伴い、労働災害は増加の傾向にあると共に、全産業と比較しても相変わらず高率を示している現状である。

建設工事の安全管理は、昭和 47 年労働基準法から独立、立法された労働安全衛生法及び同施行令、同規則に基づいて実施することになっており、これらの法令は危険防止基準の確率、事業場内における責任体制の明確化、事業者の自主的活動の促進措置等を定めている。

安全管理の徹底を図るためには、上記労働安全衛生法等の法令に加え、火薬類取締法、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）その他各種の法令に準拠して、直接作業に従事する労働者の労働災害を防止するのみならず、現場周辺の住民、住宅等、一般通行人等に対する公衆災害を含めた労働災害防止に努めなければならない。

4.1.2 安全管理上の留意点

4.1.2.1 安全管理計画

具体的な安全対策を立案し、施工計画書に記載し実施する。その主要事項は次のとおりである。

- (1) 安全衛生管理、火災予防、災害防止等の管理機構及び活動方針
- (2) 安全、衛生教育方針
- (3) 安全教育訓練
- (4) 仮設備工事の安全対策
- (5) 工事作業の安全対策
- (6) 工事車両の安全対策
- (7) 通行車両、歩行者及び沿道物件（地下埋設物等含む）に対する安全対策

4.1.2.2 安全衛生管理体制の確立

労働安全衛生法に基づく安全衛生管理組織には、一般的な安全衛生管理組織と、数社の下請業者が一つの場所で混在して作業を行う場合の二通りがあり、その管理組織は異なってくるので留意する。ただ、管理組織を設けるための常時使用する労働者数が規定されているが、これに満たない場合も準用して組織を設けることが望ましい。

4.1.2.3 安全衛生教育

労働者の雇い入れ時の教育（作業内容の変更も含む）危険または有害な業務につかせるときの特別教育、及び職長等の教育については、法の規定するところにより確実に実施しなければならない。

4.1.2.4 安全教育訓練

施工計画書に、個々の工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な活動計画を作成する。

工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全・訓練等を実施する。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 当該工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

4.1.2.5 有資格者の標示

各作業主任者、車両系建設機械運転者等それぞれ資格を必要とするので、その確認を行っておくと共に、現場の見易い所に標示、掲示を行っておく。異動が生じたら、標示板の書き替え等配慮する。

4.1.2.6 現場巡回

安全巡視員の設置については義務付けられているが、受注者の社内における現場巡回、または隣接等受注者との連携における相互巡回、工事安全協議会等による巡回も計画する。

4.1.3 作業手順書

作業手順書を具体的に作成し、各作業の安全対策、安全衛生教育及び安全訓練等に随時活用を図ること。

4.1.4 安全巡視日誌

日誌の様式は、各受注者によって相違しているが、下記事項については最低記入するよう留意する。

- (1) 巡視時間
- (2) 点検項目（各現場の状況に応じて具体的な点検項目を定める。）
- (3) 指示事項に対する是正確認の時間、及び確認者のサイン等

4.1.5 その他

「安全教育訓練実施資料」は、実施状況の提示とし、具体的な実施内容の提出は不要とする。

4.2 事故報告

4.2.1 事故速報

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**し、速やかに概要を書面で**報告**する。内容は以下の通りである。

- (1) 事故発生日時
- (2) 事故発生場所
- (3) 被災者の状況（氏名、年齢、性別、職種、被災の程度、病院等）
- (4) 事故の概況
- (5) 関係機関との対応内容報告

事故速報の様式は、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化（R1九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項）」

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html → 「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」を使用する。

4.2.2 事故報告書

共通仕様書第1編 1-1-1-32 事故報告書に、「受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に**連絡**する。また、建設工事事務データベースシステムの登録対象となる工事事務の場合、監督職員が**指示**する期日までに、工事事務報告書を**提出**し、建設工事事務データベースシステムに、工事事務に関する情報を登録する。」と規定されている。

4.2.3 建設工事事務データベースシステム（SAS）

事故報告書の作成にあたっては、「**建設工事事務データベースシステム**」（SAS）により作成する。

<https://sas.hrr.mlit.go.jp/>

本システムは、インターネット上で事故情報を入力・登録するもので、現在、全国の公共工事で発生した事故データを蓄積し、再発防止対策の検討資料とするものである。

5. 品質・出来形・写真管理

5. 品質・出来形・写真管理

5.1 品質管理

5.1.1 品質管理

5.1.1.1 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、または各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、かつ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本項は、それぞれの目的に合致した品質管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本的事項を十分理解して、最も効率的な品質管理を図ることを目的としてまとめたものである。

5.1.1.2 品質管理基準及び規格値

品質管理基準及び規格値は、別途、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)

→「管理基準」の土木工事施工管理基準及び規格値を参照のこと。

5.1.1.3 品質管理上の留意点

(1) 計画及び実施

1) 品質管理資料として、主に作成する書類は以下のとおりである。

① **品質管理総括表**・・・既済部分・中間技術検査時に**提示**、工事完成時に**提出**

② **品質管理図表**・・・施工中は**提示**、工事完成時に**提出**

※「測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)」については、品質管理図表にて代用可能なため**提出は不要**。(提示を求める場合がある)

<測定点が10点未満の場合>

品質管理図表として整理した資料は作成不要。ただし「測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)」を施工中は**提示**、工事完成時に**提出**。

③ **材料品質証明資料**・・・設計図書で指定した材料については**提出**

(使用した材料の品質を証明する品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管)

2) 着工に先立ち、土木工事施工管理基準等関係規定及び契約図書に基づき、試験または測定項目、試験頻度、試験回数、規格値等を記入した品質管理計画表を作成する。

3) 試験及び測定項目の決定にあたっては、「必須」「その他」の試験区分、特別な場合の適用除外工事等が規定されているので、留意の上計画する。

4) 試験または測定以外に、材料及び二次製品については品質証明書、カタログ、見本、試験成績表等の**提出**または**承諾**が必要であるので、土木工事共通仕様書、特記仕様書を熟読のうえ対処する。

5) 「道路土工の各種指針」「コンクリート標準示方書」等の関係規定・基準等を把握して計画、実施に反映させる。

(2) 管 理

管理計画に基づき作業標準を定め、試験または測定を行い直ちに試験成績表、品質管理図表を作成する。異常がある場合にはその原因を究明し、対策を講ずる。

5.1.1.4 作成例

品 質 管 理 総 括 表 (完成検査対象用)

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土 工	盛 土 ・ 路 床	土の締固め試験	最大乾燥密度	当初および土質の変化した時	1	1	—	—	—	2.106	
		"	最適含水比	"	1	1	—	—	—	9.3	
		CBR試験		"	1	1	12以上	—	—	13.4	
		現場密度の測定	現場密度	500m ³ につき1回	5	5	—	1.993	1.936	1.969	
		"	含水比	"	5	5	—	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	5	5	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路 盤 工	下 層 路 盤	締固め試験	最大乾燥密度	施工前	1	1	—	—	—	2.223	
		"	最適含水比	"	1	1	—	—	—	5.6	
		修正 CBR 試験		"	1	1	20%以上	—	—	50.5	
		土の液性限界・塑性限界試験		"	1	1	塑性指数 PI:6 以下	—	—	NP	
		ふるい分け試験		"	1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の測定	締固め度	10,000m ² 毎に1ロット	3	3	γ _{dmax} の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コン ク リ ー ト	21 N / mm ²	ス ラ ン プ		午前、午後2回	5	5	±2.5cm	12.5	12.0	12.6	
		空 気 量		"	5	5	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		"	5	5	21N/mm ² × 0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		"	5	5	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

品質管理総括表（既済部分・中間技術検査対象用）

工事名 ○○ 地区工事

測定者 ○○ ○○

() 書きは既済部分、中間技術検査対象

工種	種別	試験項目		試験基準	測定回数		規格値	測定値			摘要
					() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土 工	盛 土 ・ 路 床	土の締固め 試験	最大乾燥 密度	当初および土質の 変化した時	(1) 1	1	—	—	—	2.106	
		"	最 適 含水比	"	(1) 1	1	—	—	—	9.3	
		C B R 試験		"	(1) 1	1	12 以上	—	—	13.4	
		現場密度の 測 定	現場密度	500m ³ に つき1回	(3) 5	3	—	1.993	1.936	1.969	
		"	含 水 比	"	(3) 5	3	—	4.7	5.2	4.88	
		"	締固め度	"	(3) 5	3	90%以上	94.6	91.9	93.6	
路 盤 工	下 層 路 盤	締固め試験	最大乾燥 密度	施工前	(1) 1	1	—	—	—	2.223	
		"	最 適 含水比	"	(1) 1	1	—	—	—	5.6	
		修正 CBR 試験		"	(1) 1	1	20%以上	—	—	50.5	
		土の液性限界・ 塑性限界試験		"	(1) 1	1	塑性指数 PI:6 以下	—	—	NP	
		ふるい分け 試 験		"	(1) 1	1	—	—	—	—	別紙
		現場密度の 測 定	締固め度	10,000m ² 毎に1ロッ ト	(3) 3	3	γ_{dmax} の 93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 97%以上	98.0	97.3	97.5	
コン ク リ ー ト	21 N / mm ²	ス ラ ン プ		午前、午後 2回	(2) 5	3	±2.5cm	12.5	12.0	12.6	
		空 気 量		"	(2) 5	3	±1.5%	4.3	3.6	4.0	
		圧 縮 強 度		"	(2) 5	3	24N/mm ² ×0.85 以上	28.3	26.5	27.7	
		塩 分 濃 度		"	(2) 5	3	0.3kg/m ³ 以下	0.010	0.008	0.009	

品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者 ○ ○ ○ ○ ○ 印

測定数が10点未満の場合は作成不要

測定項目	スランプ S		測定項目		スランプ S		測定項目		スランプ S		測定項目	
	設計値	実測値	規格値	測点又は区別	設計値	実測値	規格値	測点又は区別	設計値	実測値	規格値	測点又は区別
平均値	8.0	8.4	8.0	10/20 AM	8.0	8.5	8.0	10/27 AM	8.0	8.0	8.0	10/27 AM
最大値	8.0	9.0	8.0	10/20 PM	8.0	8.5	8.0	10/27 PM	8.0	8.5	8.0	10/27 PM
最小値	8.0	7.5	8.0	10/21 AM	8.0	9.0	8.0	10/27 PM	8.0	8.5	8.0	10/27 PM
最多値	8.0	8.5	8.0	10/21 PM	8.0	8.5	8.0	10/27 PM	8.0	9.0	8.0	10/27 PM
データ数		n=14	8.0	10/22 AM	8.0	8.5	8.0		8.0	8.5	8.0	
標準偏差		0.50	8.0	10/22 PM	8.0	8.0	8.0		8.0	7.5	8.0	
			8.0	10/23 AM	8.0	8.5	8.0		8.0	8.5	8.0	
			8.0	10/23 PM	8.0	8.5	8.0		8.0	8.5	8.0	
			8.0	10/24 AM	8.0	9.0	8.0		8.0	9.0	8.0	
			8.0	10/24 PM	8.0	9.0	8.0		8.0	9.0	8.0	

測定項目	規格値		設計値		規格値	
	規格値	設計値	規格値	設計値	規格値	設計値
設計値との差	2.5	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	2.0	1.5	1.5	0.5	1.5	0.5
	1.5	1.0	1.0	0.0	1.0	0.0
	1.0	0.5	0.5	-0.5	0.5	-0.5
	0.5	0.0	0.0	-1.0	0.0	-1.0
	0.0	-0.5	-0.5	-1.5	-0.5	-1.5
	-0.5	-1.0	-1.0	-2.0	-1.0	-2.0
	-1.0	-1.5	-1.5	-2.0	-1.5	-2.0
	-1.5	-2.0	-2.0	-2.5	-2.0	-2.5

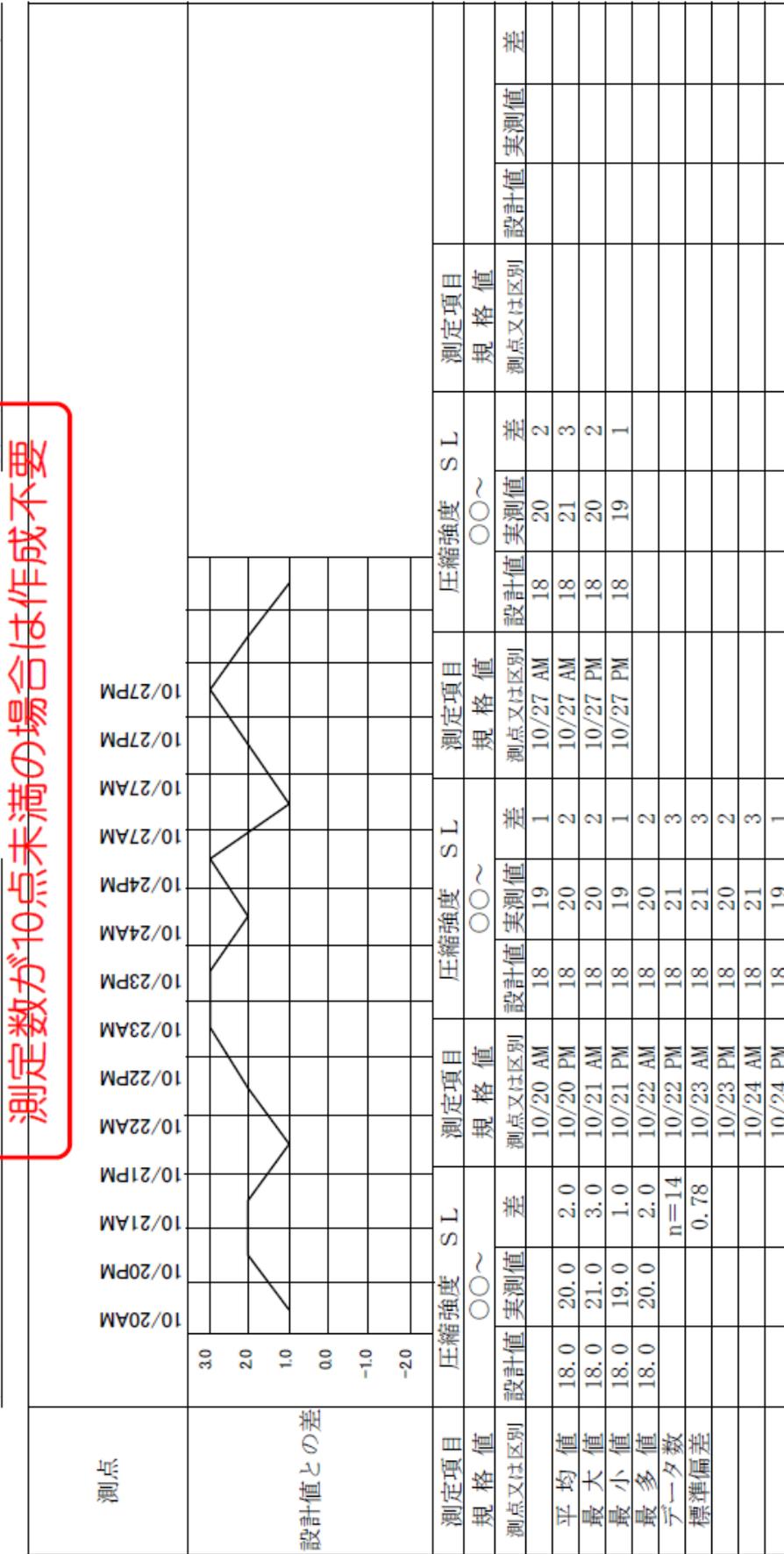
品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

測定者

〇〇〇〇 印



※ 圧縮強度 SL = 21 × 85%

品質管理図表

工種 擁壁工

種別 21-8-20 高炉B

〇〇〇〇〇印

測定数が10点未満の場合は作成不要

測定項目	空気量 Air		測定項目		空気量 Air		測定項目	
	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別
規格値								
測点又は区別	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値
平均値	4.5	4.4	4.5	4.6	4.5	4.6	4.5	4.3
最大値	4.5	4.8	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
最小値	4.5	4.2	4.5	4.4	4.5	4.3	4.5	4.3
最多値	4.5	4.3	4.5	4.3	4.5	4.3	4.5	4.4
データ数		n=14		4.4		4.4		
標準偏差		0.17		4.2		4.2		
				4.5		4.8		
				4.5		4.5		
				4.5		4.7		
				4.5		4.7		

測定項目	空気量 Air		測定項目		空気量 Air		測定項目	
	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別	規格値	測点又は区別
規格値								
測点又は区別	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値	設計値	実測値
平均値	4.5	4.4	4.5	4.6	4.5	4.6	4.5	4.3
最大値	4.5	4.8	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
最小値	4.5	4.2	4.5	4.4	4.5	4.3	4.5	4.3
最多値	4.5	4.3	4.5	4.3	4.5	4.3	4.5	4.4
データ数		n=14		4.4		4.4		
標準偏差		0.17		4.2		4.2		
				4.5		4.8		
				4.5		4.5		
				4.5		4.7		
				4.5		4.7		

5.1.2 品質記録保存資料（品質記録台帳）

5.1.2.1 目的

下記「建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）」の目的に示されたとおり、建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するため作成するものである。

なお、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-25 施工管理 9.品質記録台帳に「受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。」と規定されている。

5.1.2.2 作成上の留意点

築造される構造物の管理者が変わる場合は作成が省略されることもあるので、あらかじめ監督職員と協議を行い作成の要否を決定すること。

5.1.2.3 建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）

（1）目的

建設資材の品質記録を保存し、構造物の維持管理に資するものである。

（2）適用範囲

土木構造物の建設材料のうち下記の生コンクリートとコンクリート二次製品のほか、特記仕様書において指定した材料に適用する。

1) 生コンクリート

- ・下記の構造物の無筋コンクリート
重力・半重力式の以下の構造物：橋台、橋脚、胸壁、擁壁（H＝1 m以上）
海岸構造物（基礎、裏込、根固を除く）
砂防ダム（堤体、側壁、水叩）
トンネル覆工
- ・鉄筋コンクリート、ただし、下記の構造物を除く
水路幅（2 m未満）
側壁蓋

2) コンクリート二次製品

- ・管（函）渠類（管渠呼称……1,000 mm以上、函渠呼称……1,000 mm×1,000 mm以上）
- ・杭 類
- ・桁 類
- ・プレキャスト擁壁（H＝1 m以上）
- ・シールドセグメント

なお、JIS マーク「Ⅰ類」、「Ⅱ類」については、総括表を除き適用対象外とする。

（3）提出資料

1) 品質記録図

- ① 対象構造物及び二次製品の姿図を添付する。
- ② サイズ……A3版（原則PDF形式）

2) 台帳

① 生コンクリート品質記録表

①-① 配合

①-② 材料特性

- ・セメント
- ・骨材
- ・混和材料

①-③ コンクリートの品質試験結果

①-④ 打設関係

② コンクリート二次製品品質記録表

②-① 配合

②-② 材料特性

- ・セメント
- ・骨材
- ・混和材料

②-③ コンクリート二次製品の品質

(4) 記入方法

生コンクリートとコンクリート二次製品の原材料について品質特性を別紙記録紙に記録する。なお、品質記録のための様式については、下表のとおりとし、様式-100、101、105、107、108、109の電子データについては、国土技術政策総合研究所のHP*から入手するものとする。

※現在は国土交通省ホームページの「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」

(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)

→「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等」の「(8) 建設材料の品質記録保存業務」

No.	種類	様式	
1	総括表(1)	様式-100 生コン用 様式-100 二次製品用	
2	総括表(2)	様式-101	
3	生コンクリート品質記録表	(1) 配合 JIS A 5308 [レディーミスト ンクリート配合計画書]	
4	コンクリート二次製品の 品質記録表		JIS A 5308 [レディーミスト ンクリート配合計画書]
5	生コンクリート及び コンクリート二次製品の 品質記録表	(2) 材料 特性	1) セメント JIS R 5210/JIS R 5211 [セメント試験成績表]
6		2) 骨材	様式-105
7		3) 混和材料	JIS A 6204 [コンクリート用科 学混和剤 (JIS A 6204) 試験結果報告書]
8	生コンクリート品質記録表	(3) コンクリートの 品質試験結果	様式-107
9	コンクリート二次製品の 品質記録表	(3) コンクリート 二次製品の品質	様式-108
10	生コンクリート品質記録表	(4) 打設関係	様式-109

(5) 保存方法

記録の保存は地方整備局文書管理規則の保存分類は第1類（30年）とし、事務所毎、年度毎に電子化（電子納品）して保存する。ただし、更新した場合は新規のものを永久保存し、旧のものは破棄する。

(6) 総括表

- ・総括表(1)……………対象工事毎に受注者が作成
- ・総括表(2)……………年度毎、構造物毎に発注者が作成

※JIS「Ⅰ類」：製品の性能を満足することが、実績によって確認された仕様に基づいて製造される製品で、付属書に推奨仕様が示されているもの。

（JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373に規定）

※JIS「Ⅱ類」：性能項目等を、受渡当事者間の協議によって決定するもの。

（JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373に規定）

5.1.2.4 作成様式

記録様式は、国土交通省ホームページの「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

→「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等」の「(8) 建設材料の品質記録保存業務」からダウンロードする。

5.2 出来形管理

5.2.1 目的

出来形管理は、施工された構造物が発注者の意図する規格基準に対して、どの程度の精度で施工されたか、その施工技術の度合を管理することである。

出来形管理は、施工管理基準の中で各工種の測定項目を定めた出来形管理基準や出来形に対する合否の判定の規格値を規定しており、それらの基準を遵守し管理を行い契約条件に十分満足するものでなくてはならない。また、不可視部分の構造物については工事完了後明確に確認できるよう出来形(写真を含む)等の整理をすることが大切である。

本項は、それぞれの目的に合致した出来形管理の為の基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な出来形管理を図ることを目的としてまとめたものである。

5.2.2 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値は、別途、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)

→管理基準の土木工事施工管理基準及び規格値を参照のこと。

5.2.3 出来形管理上の留意点

出来形管理は、施工された出来形が契約条件を満足しているかを確認するために行うものであるとともに、出来高数量計算の基礎資料となるものである。

出来形管理資料として、提出すべき書類は以下のとおりである。

- ① **出来形管理総括表** ……既済部分・中間技術検査時に**提示**、工事完成時に**提出**
- ② **出来形管理図表** ……施工中は**提示**、工事完成時に**提出**
※「測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)」については、出来形管理図表にて代用可能なため**提出は不要**。(提示を求める場合がある)
<測定点が10点未満の場合>
品質管理図表として整理した資料は作成不要。ただし「測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)」を施工中は**提示**、工事完成時に**提出**。
- ③ **出来形数量計算書** ……施工中は**提示**、工事完成時に**提出**

(1) 計画

施工計画時に土木工事施工管理基準等関係規定に基づき、管理すべき測定位置(測点、位置等)測定項目(基準高、高さ、幅、厚さ、延長等)及び管理の方法(出来形管理図)を定めた出来形管理計画表を作成する。

なお、管理基準にないものは事前に監督職員と受注者で**協議**を行い、規格等適切に定める。

(2) 測定

1) 測定位置

現地の測定位置は、ペイント、釘、杭等(鉄筋、細竹、杭)で明確にしておく。

2) 直接測量の原則

測量の方法は直接測量を原則とする。直接測量が困難な場合は間接測量とし、対象値の算出根拠を明確にしておく。基準高測量については、測量野帳が散逸しないよう保管には十分留意する。

3) マーキング

測定位置に設計値を白色または黒色、実測値を赤色ペイントで丁寧に記入する。延長については当該構造物の起終点に記入する。延長が長く、または屈曲している状態の構造物延長は分割測量となるが、その分割点及び分割延長を赤色ペイントで記入しておく。取り上げ寸法も赤色ペイントで明瞭に記入する。

4) 不可視部

不可視部については、測定方法、箇所等、適切に検討し測定を行う。

(3) 管理

1) 規格値

測定項目は全て規格値を満足していなければならない。設計値に対する測定値のバラツキ度合いは「土木工事施工管理基準及び規格値」の「出来形管理基準及び規格値」と照合して合否を判断する。規格値とは、測定値個々の値と設計値との施工誤差の許容範囲を示したもので、規格値が(－)で示されているから、総て(－)で施工してよいというものではない。

2) 特殊な場合の設計値の表示方法

下記に示す事項等で、基準高、法長または高さ、延長等が設計変更を伴わない程度で設計値と微小な差異を生じ、かつ設計数量を満足している場合は、監督職員の承諾を得てその値を設計値として出来形管理を行ってよい。

- ・現地取り合い
- ・コンクリートブロック積(張)の段割り

3) 基礎杭等の偏心

基礎杭及び井筒の偏心については、測定の結果を偏心の状態が明確に判断できるよう適切な方法で図示する。また規格値内であっても、その偏心量が大きく、構造に影響を与えるおそれがある場合には、構造計算を行い安全性の確認を行う。

4) 出来形管理の方法

出来形管理の方法は下記のとおり分類される。

【出来形管理展開図】

- ・設計数量が面積または延長で示されているものの管理に適している。
- ・面積表示の代表的な工種はコンクリートブロック積(張)、土羽工等である。
- ・延長表示は出来高に該当する工種が多いが、作成例の道路改築工事全体展開通り、出来形と同一図面に記入する。延長表示の代表的な工種は、側溝、縁石、コンクリート擁壁工等である。

【設計図利用出来形管理図】

- ・平面、断面、側面等複雑な構造の工種の管理に適している。
- ・代表的な工種としては、橋梁上下部工、函渠工、樋門、水門等の構造物である。

【出来形管理図表】

- ・標準断面図及び設計値、実測値等を一覧表にして示した管理図表である。
- ・特殊な工種を除き当管理図で管理される。

(4) 管理図表作成要領

1) 出来形管理展開図

- ① 縦、横の縮尺を適宜選定して設計値により作図する。
- ② 測点番号を記入する。
- ③ 設計値及び、設計値に対応する実測値及び差を朱書きで記入する。
- ④ 断面構造があるものについては、標準断面図を記入する。
- ⑤ 展開図上段付近に、それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

2) 設計図利用出来形管理図

- ① 設計図面を利用し(縮小、転記を含む)して実測値及び差を朱書で記入する。
- ② それぞれの測定項目に対する規格値を記入する。

3) 出来形管理図表

- ① 標準断面図を記入する。
- ② 規格値を記入する。
- ③ 測点、設計値、実測値、差の一覧表を作成して、それぞれの値を記入する。

5.2.4 出来形管理図表作成例

出来形管理総括表（完成検査対象用）

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	51	51	±50	+ 38	- 41	- 12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅		17	17	- 100	+ 110	- 20	+ 62.3	
		法長		34	34	- 200	+ 160	- 20	+ 90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	51	51	±50	+ 23	- 31	- 6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		8	8	- 45	+ 10	- 5	+ 5.3	
		幅		9	9	- 50	+ 18	- 14	+ 8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	設計値以上	+ 31	+ 13	+ 21	
		厚さ		8	8	- 30	+ 12	- 6	+ 7	
		延長		1	1	- 200	-	-	+ 130	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	8	8	±30	+ 7	- 9	+ 3	
		幅		8	8	- 30	+ 4	- 8	+ 2	
		高さ		8	8	- 30	+ 11	- 4	+ 8	
		延長		1	1	- 200	-	-	+ 170	
	コンクリートブロック積工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	8	8	±50	+ 15	- 6	+ 7	
		法長		8	8	- 50	+ 17	+ 2	+ 10	
		厚さ(石積・張)		16	16	- 50	+ 30	+ 10	+ 25	
		厚さ(裏込)		16	16	- 50	+ 40	+ 20	+ 40	
		延長		1	1	- 200	-	-	+ 160	

出来形管理総括表（既済部分・中間技術検査対象用）

工事名 ○○地区改良工事

測定者 ○○ ○○

() 書きは既済部分、中間技術検査対象

工種	種別	測定項目	測定基準	測定回数		規格値 (mm)	測定値			摘要
				() 計画	実施		最大値	最小値	平均値	
土工	切土	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	(20) 51	20	±50	+ 38	- 41	- 12.4	ℓ、右、左の3箇所
		幅		(7) 17	7	- 100	+ 110	- 20	+ 62.3	
		法長		(17) 34	17	- 200	+ 160	- 20	+ 90.2	右、左の2箇所
路盤工	下層路盤工	基準高	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	(7) 51	7	±40	+ 23	- 31	- 6.4	ℓ、右、左の3箇所
		厚さ		(3) 8	3	- 30	+ 10	- 5	+ 5.3	上下車線の2箇所
		幅		(3) 9	3	- 50	+ 18	- 14	+ 8.6	
擁壁工	砕石基礎工	幅	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	設計値以上	+ 31	+ 13	+ 21	
		厚さ		(2) 8	2	設計値以上	+ 12	- 6	+ 7	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	
	コンクリート基礎工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。	(2) 8	2	±30	+ 7	- 9	+ 3	
		幅		(2) 8	2	- 30	+ 4	- 8	+ 2	
		高さ		(2) 8	2	- 30	+ 11	- 4	+ 8	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	
	コンクリートブロック工	基準高	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。	(2) 8	2	±50	+ 15	- 6	+ 7	
		法長		(2) 8	2	- 50	+ 17	+ 2	+ 10	
		厚さ(石積・張)		(4) 16	4	- 50	+ 30	+ 10	+ 25	
		厚さ(裏込)		(4) 16	4	- 50	+ 40	+ 20	+ 40	
		延長		1	0	- 200	—	—	—	

5.3 写真管理

5.3.1 目的

工事写真の撮影は、工事の施工記録と、工事完成後、外面から確認できない箇所の出来形確認資料として、また、各施工段階での使用機械、仮設工法、安全管理施設を知るうえで重要なものである。

5.3.2 基準等

「写真管理基準」は別途、九州地方整備局ホームページの

「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)

→管理基準の写真管理基準を参照のこと。

5.3.3 写真管理上での留意点

(1) 不可視部

不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。

(2) 撮影箇所の明示

撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。

5.3.4 その他の留意点

(1) 写真編集の不可

「写真管理基準」では、「写真の信憑性を考慮し、写真編集を認めない。」とされており、いかなる編集（明るさの補正や回転等）も行ってはならない。ただし、『[『デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改定について』](#)（令和5年3月15日付け、国技建管第6号）に基づく黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。

(2) 写真撮影の不要

下記の3項目については、写真撮影は不要とする。

- ・段階確認において、監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要。
- ・排出ガス型建設機械等の写真は不要。
- ・完成写真は工事写真で代替できるので、改めての作成は不要。なお、**完成写真の改めての作成は不要としているが、作成そのものを不要としているものではなく、一般的に実施している製本綴じの完成写真の作成を不要としているものであり留意すること。**

(3) 写真撮影を省略できるケース（写真管理基準）を参照すること。

「写真管理基準」は、九州地方整備局ホームページの

「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html)

→管理基準の写真管理基準でダウンロードが可能である。

(4) 写真撮影の方法については、市販されている図書を参考にするとよい。

5.3.5 撮影箇所一覧

撮影箇所一覧表（全体）

区 分		写真管理項目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
着手前 ・完成	着手前	全景又は 代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は 代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況	工事施工 中	全景又は 代表部分の 工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施 工計画書に従い施工している ことが確認できるように適宜 〔施工中〕	
			創意工夫・社会性等に関する 実施状況が確認できるように 適宜 〔施工中〕	創意工夫・社会性等に関する 実施状況の提出書類に 添付
	仮設 (指定 仮設)	使用材料、 仮設状況、 形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との 不一致	図面と現地との 不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における空中写真測量（UAV）」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像（ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）における地上型レーザースキャナー（TLS）、地上移動体搭載型レーザースキャナー（地上移動体搭載型LS）、無人航空機搭載型レーザースキャナー（UAVレーザ）、TS（ノンプリズム方式）、TS等光波方式、RTK-GNSS）」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	工事打合せ簿に添付する
安全管理	安全管理	各種標識類の 設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の 設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理 状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の 実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する
		品質証明 (JISマーク 表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	

区 分		写真管理項目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
品質管理		別添 撮影箇所一覧表（品質管理） に準じて撮影		
		不可視部分の 施工	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に 準じて撮影		
		不可視部分の 施工	適宜	
		出来形管理基準 が定められてい ない	監督職員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
補償関係 外	補償関係	被害又は損害状 況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 現場環境 改善 等	各施設設置状況	各種毎 1 回 〔設置後〕	

6. 段階確認等

6. 段階確認等

6.1 材料確認書

6.1.1 目的

土木工事共通仕様書第2編第1章第2節 工事材料の品質 1.一般事項に、「受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の**提出**を定められているものについては、監督職員へ**提出**しなければならない。なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の**提示**に替えることができる。」と規定されている。

また、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

6.1.2 実施要領

(1) 設計図書において指定された工事材料の運用について

設計図書において指定された工事材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を、工事材料を使用するまでに監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

(2) 材料確認書の提出

- ① 施工計画打合せ時等で監督職員と**協議**を行って、対象材料を決定しておく必要がある。
- ② 材料確認書により事前に監督職員に提出する。様式及び記入要領は別途作成例に示す。
- ③ 外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を添付する。
- ④ 確認は搬入毎、または使用前にまとめて行ってよい。
- ⑤ 搬入数量は受注者が記入し、確認年月日、確認方法、合格数量は監督職員が記入する。
- ⑥ 備考欄は、確認において指示を受けた事項及び材料の品質、規格等で特記すべき事項があれば記入する。
- ⑦ 提出するミルシートは、電子ミルシートでもよい。

(3) 材料確認の臨場確認

監督職員は材料確認書により臨場し、添付された資料に基づき材料確認を行う。

(4) 材料確認の机上確認

材料確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認が得られない場合は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を**提出**し、机上確認を受けることができる。

(5) 写真管理

材料確認の写真撮影は、写真管理基準によるものとする。撮影項目、頻度等は以下のとおり。

区 分		写真管理項目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	

6.2 段階確認・立会事項

6.2.1 目的

段階確認、立会については、「土木工事共通仕様書」及び「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

第3編第1章

3-1-1-4 監督職員による**確認**及び**立会**等

1. 立会依頼書の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の**立会**が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。

2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督職員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。なお、監督職員が製作工場において**確認**を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

4. 確認及び立会の時間

監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、表 3-1-1 段階確認一覧表（6.2.5 段階確認一覧）に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について**通知**があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の**確認**を受けた書面を、工事完成時まで監督職員へ**提出**しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

また、立会については「工事請負契約書」に下記のとおり規定されている。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第 14 条 1 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

6.2.2 実施上の留意点

段階確認の方法には臨場確認と机上確認があり、その取扱も異なるので留意する。確認または立会いが完了しないと施工の続行ができず、工程に影響をきたすので確認・立会い計画を作成し計画的に願い出るよう留意する。

(1) 定義

1) 立 会

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 36. 立会に、「立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」と定義されている。

2) 段 階 確 認

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-2 用語の定義 37. 段階確認に、「段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。」と定義されている。

6.2.3 実施要領（段階確認）

（1）段階確認一覧表の運用について

別添「土木工事共通仕様書」に示す工種の施工段階においては、段階確認を受けなければならない。この際、受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、確認の予定時期）を監督職員に提出しなければならない。ただし、段階確認の確認項目及び確認予定日は監督職員が定めるものとする。

（2）段階確認の報告

段階確認書により事前に監督職員に報告する。様式及び記入要領は別途に示す。

（3）段階確認の臨場確認

監督職員は段階確認書により段階確認予定を受注者に通知し、該当箇所の確認項目の確認を行う。

段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要はない。（監督職員は、受注者が作成する管理資料に、確認した実測値等を手書きで記入し、電子的な方法で記録する。）

（4）段階確認の机上確認

段階確認は臨場確認が原則であるが、やむを得ず臨場確認がえられない場合は、施工管理記録、写真等の資料を整備、提出し机上確認をうけることができる。

（5）写真管理

- ・ 監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要
- ・ 監督職員等が臨場して確認した箇所についての出来形管理写真は不要（不可視部分含む）

（6）その他

- 1) 段階確認書の施工予定報告は、原則として確認時期毎に提出するものとする。ただし、前後して（1～2日程度）複数の確認時期があれば併記してもよい。
- 2) 段階確認は、主任監督員が行うのを原則とするが、監督員が確認した場合は、確認実施日等の欄に実施日毎に実施日、確認者印を記入する。尚、現場技術員が臨場した場合は、同様に臨場者印を記入するものとする。

6.2.4 実施要領（立会）

（1）立会の願い出

確認・立会依頼書により監督職員に願い出る。確認・立会依頼書には必要に応じて関係資料の写しを添付する。様式は別途示す。

（2）立会の実施

監督職員は願い出により臨場し、施工等の立会を行う。

立会は、設計図書に指定及び監督職員が指示する工事施工の立会等である。

（3）写真管理

監督職員等が臨場した場合の状況写真は不要

監督職員等が臨場して確認した箇所についての出来形管理写真は不要（不可視部分含む）

6.2.5 段階確認一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

段階確認一覧表

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回 / 1工事
河川土工（掘削工） 海岸土工（掘削工） 砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化毎
道路土工 （路床盛土工） 舗装工（下層路盤）		ブルーリリング®実施時	ブルーリリング®実施状況	1回 / 1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回 / 1工事 重点：1回 / 100m
パーチルトレーン工	サンドレーン 袋詰式サンドレーン ペーパードレーン等	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
固結工	紛体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回 / 200本 重点：1回 / 100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回 / 20本 重点：1回 / 10本
矢板工 （任意仮設を除く）	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回 / 150枚 重点：1回 / 100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般：1回 / 75本 重点：1回 / 50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	
		掘削完了時（中堀杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中堀杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
場所打杭工	リハース杭 オルケーシング杭 アーストリアル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1 構造物 重点：60%程度/1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化 毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回 / 3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回 / 3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回 / 3本 重点：全数
オフショア基礎工 ニューマチックケーソン 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回 / 1 構造物
		本体設置前(オフショアケーソン)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回 / 土(岩)質の変化 毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回 / 1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回 / 10本 重点：1回 / 5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回 / 1 構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回 / 1 法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1 工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 (不可視部分の出来形)	1回 / 1 工事

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
重要構造物 函渠工（樋門・樋管 含む） 躯体工（橋台） RC躯体工（橋脚） 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回 / 1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回 / 1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回 / 1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立完了時（仮組 立てが省略となる場 合を除く）	キャンバー、寸法等	一般： ————— 重点：1回 / 1構造物
地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
ホーステンションT(I)桁 製作工 プレキャストロック桁組 立工 プレート桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押出し箱桁 製作工 床板・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ヶ-ブル数 重点：10%程度/総ヶ-ブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業導入完了 時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ヶ-ブル数 重点：20%程度/総ヶ-ブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完 了時（工場製作を除 く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土（岩）質の変化した時	土（岩）質、変化位置	1回 / 土（岩）質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変化毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックルト打ち込み本数及び 長さ	1回 / 支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化 毎 重点：3打設毎又は1回 /構造の変化毎の 頻度の多い方 ※重点監督：地山等級 がD,Eのもの 一般監督：重点監督 以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回 / 200m以上臨場により確認
トンネルインバ-ト工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回 / 構造の変化毎

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
ダム工	各工事ごと別途定める		各工事ごと別途定める	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

(参考)

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事	・技術活用パイロット工事
施工条件が厳しい工事	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道又は現道上及び、最大支間長100m以上の橋梁工事 ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事 ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事 ・砂防堰堤(堤体高30m以上) ・軟弱地盤上での構造物 ・場所打ちPC橋 ・共同溝工事 ・ハイピア(躯体高30m以上)
第三者に対する影響のある工事	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事 ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事 ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事(対象工種のみ)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査制度調査対象工事 <p>但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植栽工事 ・除草作業 ・区画線設置工事 ・伐採作業 ・堤防天端補修 ・コンクリート舗装目地補修 ・局長又は事務所長が必要と認めた工事 ・照明灯工事 ・遮音壁工事 ・防護柵工事 ・標識工事 ・その他これに類するもの

6.2.6 施工状況把握一覧

把握：監督職員等が臨場もしくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との整合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。

一般：一般監督
重点：重点監督

施工状況把握一覧表

種別	細別	施工時期	確認項目	確認の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 オールシフト杭 アストリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フィンギ工 RC擁壁 砂防ダム堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ホーステンションT(I)桁製作工 プレーム桁製作工 PC和スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、打設順序、 天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時 (支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし、最低10支保工毎 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2~3回/1工事
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000m ²
塗装工		清掃・錆落とし 施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案の上、これを最小限として設定することとする。

- ・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。
- ・一般監督：重点監督以外の工事
- ・重点監督：下記の工事
 - イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 - ロ 施工条件が厳しい工事
 - ハ 第三者に対する影響のある工事
 - ニ その他

6.2.7 遠隔臨場

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう。

遠隔臨場の実施については、国土交通省ホームページの

「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html
→「(5) 遠隔臨場」を参照のこと。

6.2.8 段階確認書作成例

様式－11

<h1 style="margin: 0;">段 階 確 認 書</h1> <h2 style="margin: 0;">施 工 予 定 表</h2>				
年月日： 令和〇〇年11月8日				
土木工事共通仕様書〇-〇-〇に基づき、下記のとおり施工段階の予定時期を報告いたします。				
工事名 〇〇〇〇改良工事			受注者名： 〇〇建設（株） 現場代理人名等： 〇〇〇〇 印	
種 別	細 別	確認時期項目	施工予定時期	記 事
函渠工		埋め戻し前	11月13日～11月16日	11月8日 〇〇〇〇
場所打杭工	オールケーシング杭	掘削完了時	11月15日～11月16日	(上記は受領日及び サイン)
年月日： 令和〇〇年11月9日				
<h1 style="margin: 0;">通 知 書</h1>				
下記種別について、段階確認を行う予定であるので通知します。				
監督職員名： 〇〇〇〇				
確 認 種 別	確 認 細 別	確認時期項目	確認時期予定日	確認実施日等
函渠工		不可視部分の出来形	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印
場所打杭工	オールケーシング杭	長さ, 径, 支持地盤 基準高, 偏心量	11月15日	11月15日臨場 監督員 〇印
年月日： 令和〇〇年11月9日				
<h1 style="margin: 0;">確 認 書</h1>				
上記について、段階確認を実施し確認した。				
監督職員名： 〇〇〇〇 印				

6.2.9 確認・立会依頼書様式例

様式－12

確認 ・ 立会依頼書

<u>確認 ・ 立会事項</u>		
工事名 _____	年月日： _____	
<p>下記について 確 認 ・ 立 会 されたく提出します。</p> <p>記</p>		
工 種		
場 所		
資 料		
希 望 日 時		時
確 認 立 会 員		
実 施 日 時		時
記 事		

7. NETIS 登録技術の活用

7. NETIS 登録技術の活用

7.1 NETIS 登録技術の活用について

「直轄工事における新技術活用の推進について」（令和2年3月31日）により、一部を除く直轄土木工事において、さらなる新技術活用を促進するため、ICT 活用工事等で活用する技術や NETIS 登録技術等の新技術活用が、原則として義務化されている。

土木共通仕様書第1編 1-1-1-14 調査・試験に対する協力 6.NETIS において、受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならないと規定されている。

受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。

(1) 受注者は、発注者指定型により NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下システムという）にて入力・登録しなければならない。

ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。

(2) 受注者は、施工者選定型により NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。

ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。

7.2 活用の型

NETIS に登録された新技術の活用は、以下の2つの型を基本として実施する。

(以下の2つの型以外の活用方式については、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領を参照のこと。)

①発注者指定型

発注者が新技術の指定により活用する。

②施工者選定型

施工者（受注者）が新技術のうち原則1技術以上を選定したうえで活用する。なお、活用にあたっては NETIS データベース (<https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS>) にて新技術として活用できることを確認する。

7.3 作成書類

NETIS 登録技術の活用にあたっては、新技術活用計画書・実施報告書・活用効果調査表を提出する必要があるが、NETIS 登録番号の情報種別（-A, -V, -VR, -VE）によって提出が異なるので、下記の表を参考にする。なお、発注者指定型と施工者選定型以外の活用方式については、その都度発注者に確認を行う。

新技術活用計画書・実施報告書について

○：作成及び提出

活用方式	情報種別	新技術活用計画書		実施報告書のみ		実施報告書と活用効果調査表		新技術活用計画書の変更について	
		発注者	施工者	発注者	施工者	発注者	施工者	発注者	施工者
発注者指定型	-A	○	-	-	-	○	○	○	-
	-V	○	-	-	-	○	○	○	-
	-VR	○	-	-	-	○ ^{※1}	○ ^{※1}	○	-
	-VE ^{※2}	○	-	-	○	-	-	○	-
施工者選定型	-A	-	○	-	-	○	○	-	○
	-V	-	○	-	-	○	○	-	○
	-VR	-	○	-	-	○ ^{※1}	○ ^{※1}	-	○
	-VE ^{※2}	-	○	-	○	-	-	-	○
提出時期	契約もしくは、採用決定後、目安として10日以内		活用終了後、目安として2週間以内				適宜		

※1 「-VR」が付与されている技術については、活用効果調査表の変更があるので注意する。

※2 「-VE」が付与される技術は、最新の情報を確認する。

なお、NETIS 登録技術の活用に関する作成書類については、九州技術事務所ホームページ→「建設技術」→「新技術情報/NETIS（新技術ポータルサイト）」

(https://www.qsr.mlit.go.jp/kyugi/const_tech/new_tech/katuyou.html)の「活用（活用計画書・報告書および活用効果調査表）」を参照のこと。

8. i-Construction の推進

8. i-Construction の推進

8.1 i-Construction の概要

i-Construction とは建設現場における一人一人の生産性を向上させ、企業の経営環境を改善し、建設現場に携わる人の賃金の水準の向上を図るとともに安定した休暇の取得や安全な建設現場を実現することを目指す取り組みであり、「ICTの全面的な活用」「規格の標準化」「施工時期の標準化」をトップランナー施策としている。

8.2 具体的な取り組み及び適用される基準等について

(1) ICT技術の基準類

ICT技術の活用にあたり適用される基準類については、国土交通省ホームページの「技術調査」→「ICTの全面的な活用」→「要領関係」

(https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html) に掲載されている。

(2) 規格の標準化に関するガイドライン

①機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(平成28年7月)

《参考》【概要版】機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン

②現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)

《参考》【概要版】現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン

③流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)

《参考》【概要版】流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン

8.3 BIM/CIM 原則適用について

BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management) とは、建設事業で取扱う情報をデジタル化することにより、調査・測量・設計・施工・維持管理等の建設事業の各段階に携わる受発注者のデータ活用・共有を容易にし、建設事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図ることを言い、情報共有の手段として、3次元モデルや参照資料(2次元図面、報告書等の3次元モデル以外の情報)を使用するものである。

令和5年度以降、直轄の業務・工事において原則適用であり、業務・工事ごとに発注者が活用目的を明確にし、業務・工事の特性に応じて、義務項目、推奨項目から発注者が選択し、受注者が3次元モデルを作成・活用する。

BIM/CIMを活用する上で適用される基準や義務項目、推奨項目については、国土交通省ホームページの「技術調査」→「BIM/CIM」→「BIM/CIMに関する基準・要領等」

(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000037.html) に掲載されている。

9. その他

9. その他

9.1 休日・夜間作業届

休日・夜間作業届は、工事打合せ簿に「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」を記述することを基本とする。

なお、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-39-2 休日または夜間の作業連絡では、「受注者は、**設計図書**に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に**連絡**しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。」と規定されている。

週間工程会議や情報共有システム（ASP）、FAX、電子メール等で連絡し、発注者・受注者双方が「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて休日夜間作業届を提出しなくてよい。（ただし、現道上の工事を除く）

また、現道上の工事の場合も、週間工程表等の「作業日及び作業時間」「作業時間」「作業場所」「作業内容」が把握出来る資料を、休日夜間作業届（工事打合せ簿）として提出すれば良い。

9.2 支給品・発生品等

9.2.1 支給品・貸与品

支給品及び貸与品の要求については、書面を取りかわす必要はないものとし、受領または借用後に受領書または借用書を監督職員へ提出すればよい。

受注者は、支給材料または貸与品の引渡しを受けたときは、工事請負契約第 15 条 3 項により、引渡しの日から 7 日以内に発注者に受領書または借用書を提出しなければならない。

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-18 支給材料及び貸与品 3. 支給品精算書、支給材料精算書により、受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

9.2.2 工事現場発生品

土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-19 工事現場発生品により、受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。また、設計図書に定められていないものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

支給品受領書・精算書、建設機械使用実績報告書・借用書及び返納書、現場発生品調書等の様式については、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化（R1 九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項）」

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html

→「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」を使用する。

9.3 提出書類様式

工事関係書類の標準様式については、国土交通省九州地方整備局の標準様式を使用する。ダウンロード先は、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化（R1 九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項）」

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html

→「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」を使用する。

なお、その他の帳票様式は、国土交通省ホームページの「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html →「2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等」の中から必要に応じてダウンロードする。

10. 排出ガス対策型建設機械

10. 排出ガス対策型建設機械

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-33 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械に、受注者は工事の施工にあたり「一般工事中用建設機械」及びトンネル坑内作業にあたり「トンネル工事中用建設機械」を使用する場合、指定された排出ガス対策型建設機械（排出ガス浄化装置装着機械を含む）を使用しなければならないと規定されている。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、排出ガス型建設機械等の写真撮影および提出は不要とする。

一般工事中用建設機械

機 種	備 考
一般工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事中用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの： 油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運輸車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。

トンネル工事中用建設機械

機 種	備 考
トンネル工事中用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力30kw～260kw）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

1 1 . 特殊車両通行許可

1 1. 特殊車両通行許可

受注者は、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-35 交通安全管理 14. 通行許可等により、受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和 3 年 7 月改正 政令第 198 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2に基づく通行許可、または道路法第 47 条の 10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和 5 年 3 月改正政令第 54 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和 5 年 5 月改正 法律第 19 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m (ただし、指定道路については 4.1m)
重量 総重量	20.0t (但し、高速自動車道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大 25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係わる軸距 1.8m 未満の場合は 18t (隣り合う車軸に係わる軸距 1.3m 以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係わる軸重が 9.5t 以下の場合は 19t)、1.8m 以上の場合は 20t
輪荷重	5.0t
最少回転半径	12.0m

なお、許可書は監督職員から請求があった場合は提示するものとし、受注者は通行許可の確認方法は、下記により実施するものとする。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証の確認
- ② 現場到着地点、現場出発時における荷姿の確認（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証との照合可能な写真）[走行中の写真撮影は不要]
- ③ 車両通行記録（タコグラフ）の確認（夜間走行条件の場合のみ）

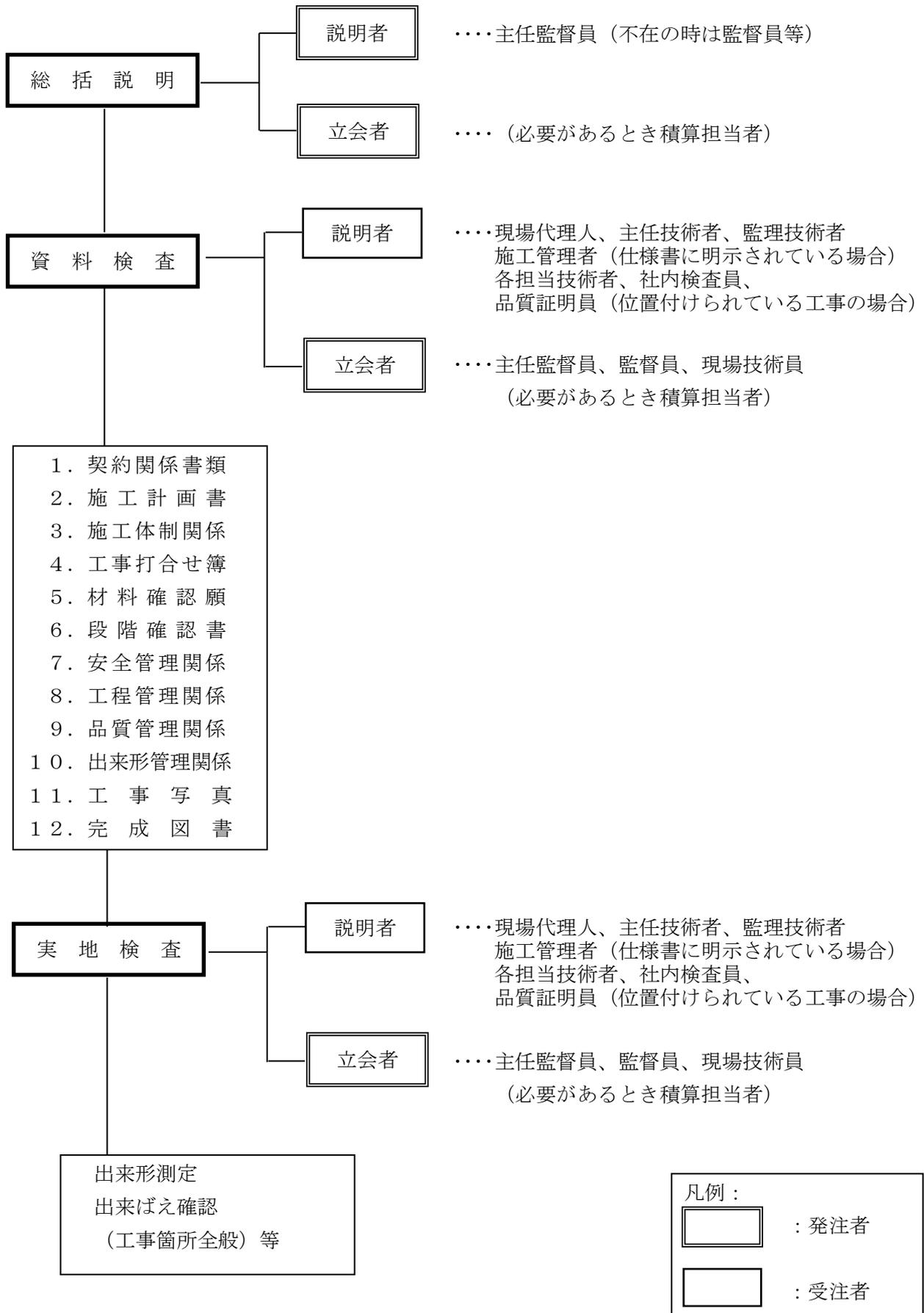
許可は、国土交通省 九州地方整備局「リンク集」(<https://www.qsr.mlit.go.jp/links/index.html>)の九州内事務所より、最寄り事務所のホームページを参照のこと。

第3編 検査時・完成時

1. 工 事 検 査

1.2 受検体制

検査の実施にあたっての受検体制は、下記のフローを標準とする。



1.3 工事検査の目的及び内容

1.3.1 工事検査の目的

工事検査には、「会計法」第29条の11第2項に基づく会計法上の検査（給付の完了の確認）と、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」第7条第1項に基づく工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保していて、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。（給付の完了の確認（給付の完了の前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。））
- ② 公共工事の品質が確保されるよう、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資する。（技術検査）
- ③ 工事成績を評定することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価される。（技術検査）

1.3.2 工事検査の内容

工事検査には、目的や実施時期により「完成検査」「既済部分検査」「中間技術検査」「完成後技術検査」「部分使用検査」があり、既済部分検査には「既済部分検査」と「完済部分検査」がある。それぞれの検査の内容を次頁に示す。

検査の種類	完成検査		既済部分検査			中間技術検査	完成後技術検査	部分使用検査		
			既済部分検査	未完済部分検査						
	工事の完成を確認するための検査		工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査	工事の完成前に設計図書で予め指定された部分（以下「指定部分」という。）の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査		当該工事の主要工種を考慮し、工事施工の途中段階で行われる検査	性能規定発注方式について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査	工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に行う検査		
	会計法に基づく検査	技術検査	会計法に基づく検査	会計法に基づく検査	技術検査	技術検査	技術検査	監督職員による検査（確認を含む）		
検査の目的	給付の完了の確認	工事成績評価等	給付の完了の確認	給付の完了の確認	工事成績評価等	工事成績評価等	工事成績評価等	確認検査		
関係法令・規定	会計法29条11項 ②監督検査事務処理要領	技術検査要領	会計法29条11項 ②監督検査事務処理要領	会計法29条11項 ②監督検査事務処理要領	技術検査要領	技術検査要領 技術検査基準	技術検査要領 技術検査基準	技術検査要領		
実施段階	工事完成時		工事完成前に代価の一部を支払う必要がある時	工事完成前に指定部分の完成を確認した時		施工上の重要な変化点等（実施の場合は契約図書に明記）	特記仕様書にて規定	協議		
実施時期	請負者からの完成通知を受けた日から14日以内		請負者からの出来形部分等のか確認の請求を受けた日から14日以内	請負者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以内		協議	工事完成後一定期間経過後	協議		
検査を行う者の名称	検査職員	技術検査官	検査職員	検査職員	技術検査官	技術検査官	技術検査官	監督職員		
検査の技術的基準（検査の方法）	○地方整備局土木工事検査技術基準（案）（大臣官房技術審議官通達） ○地方整備局工事技術検査要領（国土交通事務次官通達） ○地方整備局土木工事技術検査基準（案）（大臣官房技術審議官通達）									
引渡し	行う		行わない		行う	行わない	—	行わない		
契約書	契約書第32条（検査及び引渡し）		契約書第38条（部分払） 第42条（国債に係る契約の部分払の特則）		契約書第39条（部分引渡し）		—	契約書第34条（部分使用）		
共通仕様書（検査の方法）	共通仕様書第1編1-1-22 工事完成検査 4.検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等 (3) 週休二日の履行状況		共通仕様書第1編1-1-23 既済部分検査等 3.検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 (3) 週休二日の履行状況		共通仕様書第1編1-1-22 工事完成検査 4.検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等 (3) 週休二日の履行状況		共通仕様書第3編1-1-8 技術検査 6.検査内容 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。		特記仕様書	共通仕様書第1編1-1-24 部分使用 2.監督職員による検査 受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、土木工事にあつては、中間技術検査による検査（確認）でも良い。
備考			中間技術検査と兼ねることが出来る				既済部分検査と同時に行うことができる			

1.4 検査の実施方法

工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査の方法は違って来るが、ここでは、検査の実施にあたっての一般的な手順及び検査の方法を示す。

1.4.1 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、計上寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地を取り巻く状況、施工の体制などについて把握したうえで検査を実施する。

(1) 監督職員又は設計担当の立会者から説明を受ける工事概要

- ・請負契約関係書類
- ・工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容）
- ・完成写真（既済部分又は、中間技術検査部分出来高写真）
- ・現場環境改善、試行工事等に対する取り組み
- ・工事の安全に対する取り組み、労働災害の有無
- ・施工上の創意工夫並びに結果
- ・その他、施工者の熱意、地元等の渉外関係の対応状況、工事特性（施工条件等への対応）、ICT活用の有無等
- ・「施工プロセス」のチェックリスト（案）のチェック内容（書類限定検査の場合）

(2) 受注者から説明を受ける工事概要

- ・工程を含む工事施工上での問題点とその対策
- ・その他、意見要望等

1.4.2 工事実施状況の検査

給付の検査においては、土木工事検査技術基準（案）第3条、別表第1により、契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制について、工事管理状況に関する各種の記録と、契約図書とを対比して検査を行う。

技術検査においては、土木工事技術検査基準（案）第6条により、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行う。

土木工事検査技術基準、土木工事技術検査基準については、国土交通省ホームページの

「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)
→「(1) 監督・検査基準等」を参照のこと。

1.4.2.1 検査留意事項（適正な施工体制の確保）

種別・検査事項		検査留意事項	検査方法・種類
配置 技術者	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に常駐している ・監督職員との連絡調整を書面で行っている。 	施工体制の点検
	監理技術者 （主任技術者）	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の確認 ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に施工体制の点検記載された監理技術者、監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一である。 ・専任の主任技術者又は管理技術者（特例管理技術者を除く）を配置している。 ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 ・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 	資格者証 施工体制の点検
	専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の技術者を配置している。 	施工体制の点検
	作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・選任し、配置している。 	
施工 体制 台帳 等	施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 ・下請契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。 ・下請負金額を記入している。 	施工体制の点検
	施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ・記載のない業者が作業していない。 ・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ・本請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 	施工体制の点検
	建設業許可標識	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 	施工体制の点検
	下請契約	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている。 	施工体制の点検

1.4.2.2 検査留意事項（契約書等の履行状況）

種別	適用	検査項目	検査留意事項	検査の種類・方法
土木 工事共通 仕様書 第1編 共通編 (総則)	1-1-1-3	設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果	施工体制の点検
	1-1-1-5	施工計画書	・提出時期（工事着手前又は施工方法が確定した時期） ・施工計画書記載事項	
	1-1-1-6	コリンズ(CORINS)への登録	・受注時または変更時の工事請負代金額が500万円以上の工事について、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。	
	1-1-1-8	工事用地等の使用	・工事用地等の復旧状況	写真等
	1-1-1-9	工事の着手	・特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手	施工体制の点検
	1-1-1-11	施工体制台帳	・国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」(令和3年3月5日付け)に従って施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出 ・施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出	施工体制の点検
	1-1-1-15	工事の一時中止	・一時中止理由、請負者へ書面通知 ・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出	
	1-1-1-17	工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議の対象の受注者への通知 ・工期変更協議書の監督職員への提出	
	1-1-1-18	支給材料及び貸与品	・支給品精算書の監督職員への提出（港湾・空港工事：支給材料精算書）	施工体制の点検
	1-1-1-19	工事現場発生品	・現場発生品の監督職員への引渡	現場発生品調書
	1-1-1-20	建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合（設計図書に明示がない場合）の監督職員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合にマニフェストが監督職員へ提示されているか。 ・再生資源利用（促進）計画書（実施書）の監督職員への提出、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示	
	1-1-1-22	工事完成検査	・工事完成通知書の監督職員への提出	工事完成通知書
	1-1-1-23	既決部分検査等	・工事出来高報告書及び工事出来形内訳書の監督職員への提出	工事出来高報告書 工事出来高内訳書

種別	適用	検査項目	検査留意事項	検査の種類・方法
土木工事共通仕様書 第1編 共通編 (総則)	1-1-1-25	施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出来形・品質管理の記録及び関係書類の監督職員への提出 ・ 出来形・品質管理基準が定められていない工種について協議 ・ 建設材料の品質記録の監督職員への提出 	測定表、管理図 協議書 品質記録図 生コンクリート 品質記録表 コンクリート二次 製品品質記録表
	1-1-1-26	履行報告	・ 工事履行報告書の監督職員への提出	工事履行報告書
	1-1-1-30	爆発及び火災の防止	・ 関係官公庁の指導についての提示 (1-1-1-38 官公庁等への手続き等 関連)	施工体制の点検
	1-1-1-32	事故報告書	・ 監督職員への連絡及び事故報告書の提出	工事事務報告書
	1-1-1-38	官公庁等への 手続等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官公庁等への諸手続きにおいて許可、承諾等を得たとき監督職員への提示 ・ 地元関係者との交渉内容の文書確認及び監督職員への報告 	施工体制の点検
	1-1-1-39	施工時期及び 施工時間の変更	・ 官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督職員が把握していない作業を行う場合事前に理由を監督職員に連絡 (現道上の工事の場合は書面により提出)	施工体制の点検 休日、夜間作業届
	1-1-1-43	保険の付保及び 事故の補償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業退職金共済制度等への加入義務 ・ 掛金収納書の発注者への提出 (契約締結後1ヶ月以内) 	施工体制の点検 掛金収納書
土木工事共通仕様書 第3編 共通編 (総則)	3-1-1-1	請負代金内訳書 及び工事費構成書	・ 契約書第3条に請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を規定されたときは、内訳書を発注者に提出	施工体制の点検
	3-1-1-2	工程表	・ 契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出	
	3-1-1-4	監督職員による確認及び立会等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立会願の監督職員への提出 ・ 設計図書及び監督職員の定めた工種の施工段階における段階確認の適正な実施 	
	3-1-1-5	数量の算出	・ 出来形数量の監督職員への提出	出来形数量の算出資料
	3-1-1-6	品質証明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 品質証明員の氏名、資格、経験及び経歴書の提出 ・ 品質証明書の提出 	施工体制の点検

※検査時に監督職員から技術検査官に提出され説明を受けた「施工プロセス」のチェックリスト(案)
(地方整備局工事成績評定実施要領の別紙-5①~④)を活用するものとする。(書類限定検査の場合)

1.4.2.3 検査留意事項（施工計画書記載事項）

記載事項	検査留意事項	備考
1. 工事概要		
2. 計画工程表	・ 施工工程順序は適切か	
3. 現場組織表	・ 現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等）が適切に配置されているか	
4. 指定機械	・ 設計図書により指定された建設機械に適合しているか	
5. 主要船舶・機械	・ 主要船舶、機械の規格及び確認方法が適切か	
6. 主要資材	・ 品名、規格及び確認方法（承諾、カタログ等）が適切か	
7. 施工方法 （主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	・ 契約図書（技術提案等も含む）で指定された工法、対策となっているか	
8. 施工管理計画	・ 出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	
9. 安全管理	・ 工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しているか ・ 安全教育及び安全訓練等の実施状況について、監督職員の請求があった場合は直ちに提示できるか	
10. 緊急時の体制 及び対応	・ 緊急時の連絡体制は適切か ・ 緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	
11. 交通管理	・ 過積載による違法運行の防止指導体制及び過積載車両に対する処置方法は適切か ・ 交通整理員配置計画は適切か ・ 現道工事における安全施設配置は適切か ・ 工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	
12. 環境対策	・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・ 周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	
13. 現場作業環境の 整備	・ 現場作業事務所、作業宿舍、休憩所、作業現場及び現場周辺の美装化計画は適切か ・ 地域周辺行事への積極的参加	
14. 再生資源の利用 の促進と建設副産物の 適正処理方法	・ 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか ・ 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を作成し、説明のうえ公衆の見えやすい場所へ掲示しているか	
15. 法定休日・所定 休日（週休二日の導入）	・ 週休二日に取り組み、その実施内容は適切か ・ 週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めているか	
16. その他	必要に応じて	

※検査時に監督職員から技術検査官に提出され説明を受けた「施工プロセス」のチェックリスト（案）」（地方整備局工事成績評定実施要領の別紙－5①～④）を活用するものとする。（書類限定検査の場合）

1.4.2.4 検査留意事項（工事実施状況）

記載事項	検査留意事項	検査方法
1. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計画工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・工程回復努力 	実施工程表
2. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全協議会の活動状況（KY、TBM、安全巡視） ・安全訓練の実施状況（及び社内安全巡視状況） ・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・交通整理員及び安全施設配置状況 	議事録、活動状況写真 活動状況写真・ビデオ 指導記録写真・ビデオ 写真
3. 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験期間での実施 ・試験成績表が規格を満足 ・二次製品のカタログ、パンフレットの添付 	関係資料
4. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書どおりの施工方法 	写真
5. 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験立会頻度 ・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真 写真、関係資料
6. 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応努力 	写真、関係資料
7. 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置 ・苦情に対する適切な処置 ・建設廃棄物の適切な処置 ・再生資源の適切な処置 	マニフェスト、写真
8. 現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所、作業宿舍等の美装化の積極的な実施 ・地域周辺行事への積極的な参加 	
9. 書類管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容） ・管理手法、整理手法の的確性、創意工夫 ・安全活動、重機点検記録 	

※検査時に監督職員から技術検査官に提出され説明を受けた「施工プロセス」のチェックリスト（案）」
（地方整備局工事成績評定実施要領の別紙－5①～④）を活用するものとする。（書類限定検査の場合）

1.4.3 書類限定検査

工事の検査時における技術検査官による資料検査において、監督職員と技術検査官の重複確認の廃止及び受発注者における説明用資料等の書類削減による効率化を図るため「書類限定検査」の実施を標準とする。

(1) 書類限定検査の実施

技術検査官による検査については、下記の10書類に検査時の書類を限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

(2) 以下に該当該当した場合は書類限定検査の対象外とする。

- ・「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」の場合
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された場合

1.4.4 出来形検査

検査技術基準第4条、技術検査基準第7条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

出来形検査は、位置、出来形寸法が設計図書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については検査職員が実測し出来形を確認することを原則とする。

また、実測が不可能なものについては書面（出来形管理写真を含む出来形管理資料）により確認を行う。

出来形に関する検査の手順は以下のとおりである。

- (1) 出来形管理資料について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、出来形寸法のバラツキについて把握する。
なお、一部分を任意に抽出して出来形管理写真との整合についても確認する。
- (2) 検査技術基準に定められた検査頻度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検測箇所を選定する。
検査技術基準に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね共通仕様書施工管理基準頻度の20%程度実施するものとする。
- (3) 実地において出来形寸法を検測するとともに、ふくらみやくぼみ等の有無について観測する。
なお、検査時に不可視となる部分については監督職員の段階確認資料及び請負者の測定結果資料に基づき検査を実施する。
- (4) 出来形確認の結果と規格値の対比並びに観測結果に基づき適否を判断する。
なお、外部からの観察、出来形管理資料等により出来形の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

1.4.5 品質検査

検査技術基準第5条、技術検査基準第8条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の観察により判断する。

品質検査の手順は以下のとおりである。

- (1) 品質管理資料について、品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、品質のバラツキについて把握する。
- (2) 現地や施工状況写真等の観察により均等に施工されているか否かを判断する。
- (3) 動作確認が行える施設については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能を実測する。
- (4) 品質管理資料の規格値との対比、並びに観察結果により適否を判断する。

なお、品質管理資料、外部からの観察等により品質の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

1.4.6 出来ばえ検査

技術検査基準第9条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

1.4.7 破壊検査

契約書において、「(工事の完成を確認するための検査において)発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。」と定められている。

最小限度の破壊検査とは

- (1) 出来形に関する最小限度の破壊検査の例

構造物の寸法・・・確認の必要な部分の掘り起こし又は抜き取り等の破壊を行い、実測により確認する。

舗装の厚さ・・・確認の必要な部分のコアを採取し実測により確認する。

- (2) 品質に関する最小限度の破壊検査の例

コンクリート・・・確認の必要な部分の一部をはつり取り、目視及びシュミットハンマー等を利用し確認する。さらに確認が必要な場合は、コアを採取し、その試験結果により確認する。

アスファルト・・・確認の必要な部分のコアを採取し、その試験結果により確認する。

土工・・・・・・・・・・確認の必要な部分を掘り起こし、密度試験などの試験を行い、その結果により確認する。

1.4.8 事前確認の実施

足場等が撤去される場合など、現地等の諸事情により足場等を残置できないため、現地における実施検査ができない場合については、適切な検査のために「検査官予定者」又は「監督職員」のいずれかによる事前確認を実施するものとする。

事前確認については、監督職員が受注者へその旨を説明した上で監督職員の立ち合いのもと実施する。出来形、出来ばえについて実地にて検査する内容とし、その確認結果を記録・保存して検査時の参考とする。

1.4.9 遠隔臨場による工事検査

遠隔臨場による検査は、公共工事における工事検査を対象とし、『土木工事共通仕様書』に定める「技術検査」、「工事検査」を実施する場合に適用する。

検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目とし実施する。

遠隔臨場による検査の実施については、国土交通省ホームページの「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」(https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html)
→「(5) 遠隔臨場「建設現場の遠隔臨場の実施について」」を参照のこと。

2. 出来形数量計算書

2. 出来形数量計算書

2.1 目的

出来形数量計算書作成は、出来高管理を行う上で必要かつ重要な作業である。

この作業には3通りの目的があり、その内容は下記のとおりである。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない各種材料及び構造の数量計算
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算
- (3) 出来高確認のための数量計算

2.2 作成上の留意点

上記3通りの作業に関する留意点を下記に述べる。

- (1) 契約数量が契約図書及び現地との照合の結果間違いがないか、その照査を行うと共に、契約図書に数量が明示されていない場合各種材料及び構造の数量計算を行う。
 - 1) 数量計算対象は工事内訳書、付属明細書及び各種構造図等に示されている工種全般とする。また、一式契約、仮設工（床掘、埋戻し、型枠、支保工、足場等）についても数量計算を行う。数量計算は設計寸法によって行う。
 - 2) この照査によって契約数量、寸法等の誤りが発見される場合もあり、この結果が施工に影響を与えるので、工事契約後直ちに数量計算を実施する必要がある。
 - 3) 違算等の資料（数量計算、図面等）は、変更指示及び契約変更の資料として利用される場合もあるので、早急にかつ正確に作成しなければならない。
- (2) 設計図面等に変更があった場合、変更に関する数量計算を行う。
 - 1) 変更数量計算書、図面等は変更指示及び契約変更の資料として利用されるので、早急かつ確実に作成しなければならない。
 - 2) 変更数量計算書は、変更指示書に明示された条件及び変更設計寸法を基に算出された数量である。したがって、契約変更数量は、監督職員が変更指示した内容のみ認められるものであり、現地出来形寸法で算出されたものではない。
- (3) 出来高数量確認のために数量計算を行う。
 - 1) 数量計算の結果が出来高内訳書及び出来高報告書（数量内訳書）に記入される。
 - 2) 数量計算は工事内訳書、付属明細書に記載されている契約数量に対して行う。
 - 3) 数量計算は出来形寸法によって計算する。この場合、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、出来高数量は設計数量とする。

注) 前項(3)の出来高数量確認のために行う数量計算で、出来形寸法が設計寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値に定める規格値を満足していれば、前項(1)(2)の契約数量確認及び変更数量計算のために作成した数量計算書を添付する。

2.3 作成要領

数量計算は、土木工事設計要領第 I 編共通編によることを原則とするが、細部要領の運用は下記のとおりとする。

- (1) 数量計算は、土木工事数量算出要領（案）、施工条件及び手順等を十分把握した後、数量算出項目及び区分毎に一覧表を作成し、土木工事積算体系ツリーに沿って整理する。また、単位の取り違いには十分注意する。土木工事数量算出要領（案）は、国土技術政策総合研究所 (<https://www.nilim.go.jp/>) → 「工事関連の様式集」 → 「土木工事数量算出要領・数量集計表」を参照のこと。
- (2) 公式で計算する場合は、当該公式を記入して計算を実行する。
- (3) 計算対象の構造物は図示するとともに、計算に使用する寸法は構造図に記入する。
- (4) 設計図に記入されていない寸法を用いて計算する場合は、その寸法の算出根拠を明確に計算書に記載する。
- (5) 計算過程は第三者にも理解できるように分かり易く計算する。

2.4 その他の留意事項

数量契約以外の設計変更に係わる数量計算書の提出は不要とする。

3. 電 子 納 品

3. 電子納品

3.1 電子納品に関する要領・基準

土木工事共通仕様書 3-1-1-7 工事完成図書の納品 4. 成果品により、受注者は「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならないと規定されている。

また、土木工事共通仕様書 1-1-1-2 用語の定義の 24. 電子納品により、電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

納品にあたっては、「オンライン電子納品実施要領」に基づき、原則、発注者が指定した電子納品保管管理サーバーへ、オンラインにて納品を行うものとする。なお、オンラインによる納品が困難な場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】は、国土交通省 ホームページ→「技術調査」→「CALS/EC」→「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」→「要領・基準類」→「ガイドライン」
(https://www.cals-ed.go.jp/cri_guideline/) を参照のこと。

オンライン電子納品実施要領【工事編】は、国土交通省 ホームページ→「技術調査」→「CALS/EC」→「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」→「要領・基準類」→「ガイドライン」
(https://www.cals-ed.go.jp/cri_point/) を参照のこと。

第4編 その他

1. 工 事 打 合 簿

1. 工事打合簿

1.1 目的

土木工事共通仕様書、区画線設置工事共通仕様書、植栽工事共通仕様書に、指示等各事項の処理内容が規定されている。また、工事請負契約書及び特記仕様書にも同様に規定されている。そこで、本章は各事項の定義、書類作成上の具体的な留意点、作成要領、作成例等を取りまとめたものである。

1.2 各事項の定義及び取扱上の留意点

1.2.1 指 示

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 15. 指示に、「**指示**とは、契約図書の定めに基づき監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。」と定義されている。即ち、工期の変更、工事内容の変更等について指示書により受注者に**通知**される。受注者は指示内容（施工位置、数量、形状寸法、品質、その他指示事項等）を**確認**のうえ、指示書に承諾印を押して監督職員に回答する。

口頭による指示があった場合の処理については、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-7 監督職員 2. 監督職員の権限の行使に「監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による**指示**等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を**確認**するものとする。」と規定されている。

1.2.2 承 諾

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 16. 承諾に、「**承諾**とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。」と定義されている。

工事打合簿により監督職員に申し出なければならない。

承諾事項は品質管理に関する項目が多く、承諾を受ける内容を明確に記入すると共に、必要な関係資料を添付する。

1.2.3 協 議

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 17. 協議に、「**協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。」と定義されている。

実務上は受注者から工事打合簿により監督職員に協議される場合が多い。

協議件数の大半は、設計図書と工事現場の状態の不一致等による協議である。この場合、工事数量及び構造変更等設計変更に関わる事が多いので、十分なる現地調査、構造の検討を行い、協議内容（理由、対策検討の内容、数量、形状寸法、施工方法等）を工事打合簿に明確に記述して協議を行わなければならない。

1.2.4 提出

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 18. 提出に、「**提出**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。」と定義されている。

提出事項は、施工計画書等書類、材料の見本または資料の提出等、施工前の処置事項が多く、提出が遅延すると工程に影響をきたすので留意する。

1.2.5 提示

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 19. 提示に、「**提示**とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員または検査職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。」と定義されている。

1.2.6 報告

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 20. 報告に、「**報告**とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について、書面により知らせることをいう。」と定義されている。

報告内容は主として事故、苦情、施工中の異常発見等であり、工事打合簿により監督職員に報告される。この場合遅滞なく、かつ的確に報告しなければならない。

1.2.7 通知

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 21. 通知に、「**通知**とは、発注者または監督職員と受注者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。」と定義されている。

1.2.8 連絡

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 22. 連絡に、「**連絡**とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。」と定義されている。

1.2.9 納品

土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-2 用語の定義 23. 納品に、「**納品**とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。」と定義されている。

1.3 作成要領

- (1) 様式については、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「工事書類の様式統一化 (R1 九州・沖縄ブロック土木部長等会議合意事項)」
(https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/koujisyorui.html)
→「九州沖縄ブロック工事書類の統一様式【Excel】」を使用する。
- (2) 表題を冒頭に記入する。表題は短文でかつ、本文内容を表現できる文面が好ましい。
- (3) 本文については、受信者または第三者が判断を誤らず容易に理解できるよう、正確に、簡潔に、要領よくまとめなければならない。
文面の内容としては、
 - 位 置 等 (場所名、測点番号、構造物番号等)
 - 工 種 等 (工種名、材料名、管理資料名等)
 - 現 状 等 (現地状況、施工状況等)
 - 問 題 点 (契約書、特記仕様書、共通仕様書等から発議を必要とする内容) 対策または
処置内容
 - 対策または処置立案の理由
 - 発議を必要とした仕様書等の規定条項の全部または一部の組合せによって構成する。
- (4) 本文で表現できない場合は別紙または別図によって詳細に記述する。
- (5) カタログまたは試験成績表を添付する場合は、該当部分を赤線で囲む等明示すると共に、その内容の照査を十分行う。

1.4 作成例及び参考様式

※下記、——— の根拠条項は必ず明記すること。

(1) 協議

【湧水の発生について】

No.○～No.○における路床置換の掘削において、別図及び写真のとおり湧水が発生し、路床盛土の施工及び舗装構造に影響を及ぼす恐れがあるため、土木工事共通仕様書第○編共通編○-○-○-○ □・・に基づき協議します。

【水替工について】

第○号函渠の基礎床掘の結果湧水が多く、設計上の潜水ポンプ口径○○mm○台では別紙写真（排水作業1時間及び2時間後の状況）のとおり排水困難である為、口径○○mm○台を追加使用いたしたく、特記仕様書第○条に基づき協議します。

(2) 承諾

【仮BM (No.○) の移設について】

設計変更に伴う追加取付道路工事の為、表記仮BMが支障となりますので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき移設について承諾願います。
なお、移設位置は別図のとおりです。

(3) 提出

【施工計画書について】

土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき施工計画書を別冊のとおり提出します。

(4) 報告

【地元住民からの苦情について】

No.○○（右）付近に居住されている○○○○氏から、土運搬における自動車騒音について別紙のとおり苦情がありましたので、土木工事共通仕様書第○編○-○-○-○ □・・に基づき報告します。

2. 施工管理関係図書

2. 施工管理関係図書

施工管理に関する関係図書を以下に示す。

図 書 名
<ul style="list-style-type: none">■ 土木請負工事必携 「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」 https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html →「土木請負工事必携」
<ul style="list-style-type: none">■ 土木工事共通仕様書■ 区画線設置工事共通仕様書■ 植栽工事共通仕様書 「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」 https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html →「土木工事共通仕様書等」
<ul style="list-style-type: none">■ 土木工事設計要領（第Ⅰ編：共通編、第Ⅱ編：河川編、第Ⅲ編：道路編） 「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「共通事項（設計要領）」 https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/kyoutu/index.html →「九州地方整備局「土木工事設計要領」」
<ul style="list-style-type: none">■ 土木工事施工管理基準及び規格値（品質、出来形）■ 写真管理基準 「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」 https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html →「管理基準」
<ul style="list-style-type: none">■ 示方書等■ 指針等 (コンクリート標準示方書、道路橋示方書等。なお、使用する図書名は「土木工事設計要領第Ⅰ編：共通編」に記載しているので参照のこと。)

3. 指針・通達等

3. 指針・通達等

指針・通達等名称
<p>■ 土木工事における受発注者の業務効率化の推進について 「国土交通省」→「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html →2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等 (1) 土木工事における受発注者の業務効率化の推進について</p>
<p>■ 監理技術者制度運用マニュアル 「国土交通省」→「土地・建設産業」→「ガイドライン等」のガイドライン・マニュアル https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html →監理技術者制度運用マニュアル</p>
<p>■ よくわかる建設業法 「九州地方整備局」→「建政部」→「建設業」→「建設業者の皆様へ（九州地方整備局からのお知らせ、パンフレット等）」 https://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/construction/index_02.html#minasama →よくわかる建設業法</p>
<p>■ 土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン 「国土交通省」→「技術調査」→「CALS/EC」→「CALS/EC 電子納品に関する要領・基準」 (http://www.cals-ed.go.jp/) →「要領・基準類」→「ガイドライン」 https://www.cals-ed.go.jp/cris_guideline/ →土木工事等の情報共有システム活用ガイドライン</p>
<p>■ 防護柵設置工の施工における出来形確保対策について ■ 非破壊試験等によるコンクリートの品質管理について 「国土交通省」→「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html →2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等 (6) 非破壊試験 (i) 鋼製防護柵（ガードレール等） (ii) コンクリートの強度測定</p>
<p>■ 建設材料の品質記録保存業務 「国土交通省」→「技術調査」→「工事成績・施工基準関係」 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html →2. 土木工事共通仕様書・施工管理基準等 (8) 建設材料の品質記録保存業務</p>

指針・通達等名称

「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「土木工事 施工関連」→「土木請負工事必携」→「施工管理編」(品質管理・出来形管理・その他)(平成20年9月)

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index_05.html

→コンクリート関係

- 「土木コンクリート構造物の品質確保について」
 - ・土木コンクリート構造物の品質確保について
 - ・「コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査」について(別添様式-2を参照)
- 「コンクリート耐久性向上対策実施要領」
 - ・コンクリート耐久性向上対策実施要領
 - ・コンクリート耐久性向上対策の取り扱い
- 「コンクリート中の塩化物総量規制(土木構造物)実施要領」
- 「アルカリ骨材反応抑制対策実施要領」
 - ・アルカリ骨材反応抑制対策(土木構造物)実施要領
 - ・アルカリ骨材反応抑制対策(土木・建築共通)
- 「コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントについて」
- 「レディーミクストコンクリートの品質確保について(単位水量)」
 - ・レディーミクストコンクリートの品質確保について
 - ・レディーミクストコンクリートの品質確保の運用について
- 「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)」
- 「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定試行要領(案)」
- 「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」

- 「九州地区における土木コンクリート構造物設計・施工指針(案)」

「九州地方整備局」→「事業者の方へ」→「建設技術情報等」→「共通事項(土木工事設計要領)」

https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/kyoutu/index.html

→「コンクリート指針」

4. 働き方改革に関する資料

4. 働き方改革に関する資料

2019年に改正された労働基準法の適用猶予期間（5年）が終了し、2024年4月より時間外労働規制が建設業にも適用されている。改正労働基準法（時間外労働の上限規制）に違反した場合、企業は罰則（30万円以下の罰金又は半年以下の懲役）や、労働基準監督署からの指導や是正勧告を受け、また、労働基準監督署からの是正勧告があった場合、発注者は文書注意や指名停止等の処分を行うこともあるため、企業にとっては受注への影響も考えられ、さらに、長時間労働の主たる要因が発注者の不適切な対応であった場合は発注者の責任も問われかねない。

このことを踏まえ、九州地方整備局では、「生産性向上（≒時間外労働削減）を実感するための運用基準の再構築」として、働き方改革のための5つの運用基準の改正とパッケージ運用「通称“5（ファイブ）ルール”」および、これらの基準の理解と適正運用を促す「工事の適正執行のための勘所」、変更設計の支援策として「工事図書等作成支援の手引き」を作成している。

上記の働き方改革に関する資料等については、九州地方整備局ホームページの「事業者の方へ」→「働き方改革に関する取り組み」→「土木工事 施工関連」
https://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/hatarakikatakakaku.html を参照のこと。

■働き方改革のための5つの運用基準「通称“5（ファイブ）ルール”」

- ①「土木工事書類省力化ガイド」の改正（旧名称「土木工事書類簡素化の手引き(案)」
 - ・現場からの意見を反映し、解釈に齟齬が出ないような具体的な表現や明言へ
- ②「いきいき現場づくり」の改正
 - ・建設コンサルタツ協会との意見交換等を参考に“工期末の第4・四半期集中”を改善する策を追記
- ③「設計変更ガイドライン（工事）」の改正
 - ・現場からの意見等を反映
- ④「土木工事施工条件明示の手引き」の改正
 - ・施工途中で発生しうる変更も想定した当初設計条件の積極的な記載
- ⑤「工事一時中止に係るガイドライン」の改正
 - ・現場からの意見等を反映

■「工事の適正執行のための勘所」

- ・「5ルール」の運用上、特に重要な事項&現場での留意・配慮事項等を見える化

■「工事図書等作成支援の手引き」

- ・変更設計の支援策として、発注者が作成すべき工事変更図書について、やむを得ず発注者自ら作成できない場合の対応策を新たに整理

5. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)

提出項目一覧

5. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）提出項目一

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	0	0	0	0	第1編	共通編
1	1	0	0	0	第1章	総則
1	1	1	0	0	第1節	総則
1	1	1	2	0	1-1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	18	18. 提出	提出とは、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
1	1	1	3	0	1-1-1-3	設計図書の照査等
1	1	1	3	2	2. 設計図書の照査	受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。 ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。
1	1	1	5	0	1-1-1-5	施工計画書
1	1	1	5	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	5	2	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	5	3	3. 詳細施工計画書	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。
1	1	1	11	0	1-1-1-11	施工体制台帳
1	1	1	11	1	1. 一般事項	受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。
1	1	1	11	2	2. 施工体系図	第1項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	11	4	4. 施工体制台帳等変更時の処置	第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	14	0	1-1-1-14	調査・試験に対する協力
1	1	1	14	2	2. 公共事業労務費調査	受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、以下の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	14	2	(1)	調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に 提出 する等必要な協力をしなければならない。
1	1	1	14	5	5. 低入札価格調査	受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。
1	1	1	14	5	(1)	受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を 提出 しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じてなければならない。
1	1	1	14	5	(3)	受注者は、間接工事費等諸経費動向調査票の作成を行い、工事完成後、速やかに発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	14	6	6. NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。
1	1	1	14	6	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下システムという）にて入力・登録しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。
1	1	1	14	6	(2)	受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に 提出 しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。 ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。
1	1	1	15	0	1-1-1-15	工事の一時中止
1	1	1	15	3	3. 基本計画書の作成	前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に 提出 し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。
1	1	1	18	0	1-1-1-18	支給材料及び貸与品
1	1	1	18	3	3. 支給品精算書、支給材料精算書	受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、土木工事にあつては支給品精算書を、港湾工事及び空港工事にあつては支給材料精算書を、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	19	0	1-1-1-19	工事現場発生品
1	1	1	19	1	1. 一般事項	受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書または監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。
1	1	1	19	2	2. 設計図書以外の現場発生品の処置	受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したのものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	20	0	1-1-1-20	建設副産物
1	1	1	20	4	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に 提出 しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
1	1	1	20	6	6. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
1	1	1	20	9	9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを 提出 しなければならない。
1	1	1	20	10	10. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	20	11	11. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。 なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。
1	1	1	22	0	1-1-1-22	工事完成検査
1	1	1	22	1	1. 工事完成通知書の提出	受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	23	0	1-1-1-23	既済部分検査等
1	1	1	23	2	2. 部分払いの請求	受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	23	7	7. 中間前払金の請求	受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあつては履行報告書、港湾工事、空港工事にあつては工事旬報を作成し、監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	25	0	1-1-1-25	施工管理
1	1	1	25	8	8. 記録及び関係書類	受注者は、土木工事の施工管理及び規格値を定めた土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び品質管理基準）により施工管理を行い、また、写真管理基準により土木工事の工事写真による写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。 なお、土木工事施工管理基準、及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	25	9	9. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月28日）に基づいて品質記録台帳を 提出 しなければならない。
1	1	1	26	0	1-1-1-26	履行報告
1	1	1	26	1		受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	32	0	1-1-1-32	事故報告書
1	1	1	32	1		受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡する。また、建設工事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が指示する期日までに、工事事故報告書を 提出 し、建設工事事故データベースシステムに、工事事故に関する情報を登録する。
1	1	1	33	0	1-1-1-33	環境対策
1	1	1	33	3	3. 注意義務	受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	33	9	9. 特定調達品目	受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和3年5月改正 法律第36号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。 （1）グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。 なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。 また、その調達実績の集計結果を監督職員に 提出 するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。 （2）グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。
1	1	1	38	0	1-1-1-38	官公庁等への手続等
1	1	1	38	3	3. 諸手続きの提示、提出	受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合は、写しを 提出 しなければならない。
1	1	1	39	0	1-1-1-39	施工時期及び施工時間の変更
1	1	1	39	2	2. 休日または夜間の作業連絡	受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。 ただし、現道上の工事については書面により 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	1	1	40	0	1-1-1-40	工事測量
1	1	1	40	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。 なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に 提出 しなければならない。
1	1	1	43	0	1-1-1-43	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	43	6	6. 建設業退職金 共済制度の履行	受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に 提出 しなければならない。 また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。
1	2	0	0	0	第2章	土工
1	2	3	0	0	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工
1	2	3	1	0	1-2-3-1	一般事項
1	2	3	1	7	7. 建設発生土 受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	3	3	0	1-2-3-3	盛土工
1	2	3	3	9	9. 採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	0	0	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	1-2-4-1	一般事項
1	2	4	1	11	11. 建設発生土の 受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	3	0	1-2-4-3	路体盛土工
1	2	4	3	12	12. 採取場の実測	受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。
1	2	4	4	0	1-2-4-4	路床盛土工
1	2	4	4	14	14. 土の採取	受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に 提出 しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
1	3	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート
1	3	3	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート
1	3	3	2	0	1-3-3-2	工場の選定
1	3	3	2	3	3. JIS以外のレディーミクストコンクリート	受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認のうえ、使用するまでに監督職員へ 提出 しなければならない。 また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
2	0	0	0	0	第2編	材料編
2	1	0	0	0	第1章	一般事項
2	1	2	0	0	第2節	工事材料の品質
2	1	2	0	1	1. 一般事項	受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明書等の提出を定められているものについては、監督職員へ 提出 しなければならない。 なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。
2	1	2	0	3	3. 試験を行う工事材料	受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に 提出 しなければならない。 なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。
2	1	2	0	4	4. 見本・品質証明資料	受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。
2	1	2	0	6	6. 海外の建設資材の品質証明	受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に 提出 しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。
2	2	0	0	0	第2章	土木工事材料
2	2	7	0	0	第7節	セメントコンクリート製品
2	2	7	1	0	2-2-7-1	一般事項
2	2	7	1	3	3. アルカリシリカ反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	0	0	0	0	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	第1章	総則
3	1	1	0	0	第1節	総則
3	1	1	1	0	3-1-1-1	請負代金内訳書及び工事費構成書
3	1	1	1	1	1. 請負代金内訳書	受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。
3	1	1	1	4	4. 工事費構成書の提出	総括監督員は、受注者から工事費構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に主任監督員を経由して受注者に提出しなければならない。
3	1	1	1	7	7. 請負代金内訳書の提出	受注者は、請負代金内訳書を電子データで作成し、発注者に提出しなければならない。
3	1	1	2	0	3-1-1-2	工程表
3	1	1	2	0		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。
3	1	1	4	0	3-1-1-4	監督職員による確認及び立会等
3	1	1	4	1	1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
3	1	1	4	2	2. 監督職員の立会	監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において立会し、または資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。
3	1	1	4	6	6. 段階確認	
3	1	1	4	6	(2)	受注者は、事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
3	1	1	4	6	(3)	受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
3	1	1	5	0	3-1-1-5	数量の算出
3	1	1	5	2	2. 出来形数量の提出	受注者は、出来形測定の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督職員に提出しなければならない。出来形測定の結果が、設計図書の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。 なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。
3	1	1	6	0	3-1-1-6	品質証明
3	1	1	6	0	(1)	品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間技術検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。
3	1	1	6	0	(5)	品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。 なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	1	1	9	0	3-1-1-9	提出書類
3	1	1	9	1	1. 一般事項	受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に 提出 しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。
3	1	1	10	0	3-1-1-10	創意工夫
3	1	1	10	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に 提出 することができる。
3	2	0	0	0	第2章	一般施工
3	2	3	0	0	第3節	共通的工種
3	2	3	13	0	3-2-3-13	ポストテンション桁製作工
3	2	3	13	3	3. PC緊張の施工	
3	2	3	13	3	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を 提出 しなければならない。
3	2	3	31	0	3-2-3-31	現場塗装工
3	2	3	31	16	16. 検査	
3	2	3	31	16	(1)	受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	3	32	0	3-2-3-32	かごマット工
3	2	3	32	2	2. 要求性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
3	2	3	32	3	3. 表示標の提出	受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの）を監督職員に 提出 しなければならない。 また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。
3	2	3	33	0	3-2-3-33	袋詰玉石工
3	2	3	33	3	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表3-2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に 提出 し、確認を受けなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	0	0	第4節	基礎工
3	2	4	4	0	3-2-4-4	既製杭工
3	2	4	4	1	1. 既製杭工の種類	-
3	2	4	4	2	2. 既製杭工の工法	-
3	2	4	4	4	4. 施工計画書、 施工記録	受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	4	14	14. 杭支持層の 確認・記録	受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。セメントミルク噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。
3	2	4	4	21	21. 鋼管杭及びH鋼杭の 現場継手	
3	2	4	4	21	(10)	受注者は、本項（7）及び（8）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	5	0	3-2-4-5	場所打杭工
3	2	4	5	2	2. 施工計画書、 施工記録	受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	5	8	8. 支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。
3	2	4	5	15	15. 杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に 提出 しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	4	6	0	3-2-4-6	深礎工
3	2	4	6	4	4. 支持地盤の確認	受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	6	12	12. 施工計画書、 施工記録	受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	7	0	3-2-4-7	オープンケーソン基礎工
3	2	4	7	4	4. 施工記録の 整備、保管	受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	7	9	9. 支持地盤の確認	受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	8	0	3-2-4-8	ニューマチックケーソン基礎工
3	2	4	8	3	3. 施工記録の 整備、保管	受注者は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	8	7	7. 底面地盤の支持力と地 盤反力係数	受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	9	0	3-2-4-9	鋼管矢板基礎工
3	2	4	9	2	2. 施工計画書、 施工記録	受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	4	9	11	11. 鋼管矢板の溶接	
3	2	4	9	11	(9)	受注者は、本項 (7) 及び (8) のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ 提出 しなければならない。
3	2	6	0	0	第6節	一般舗装工
3	2	6	3	0	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料
3	2	6	3	2	2. 事前審査認定書	受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に 提出 するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。 なお、上記以外の場合においては、以下による。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	6	3	3	3. 試験結果の提出	受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略することができる。 (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材 (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材
3	2	6	3	4	4. 試験成績書の提出	受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。 (1) セメント安定処理に使用するセメント (2) 石灰安定処理に使用する石灰
3	2	6	3	5	5. 品質証明資料の提出	受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督職員に 提出 しなければならない。 (1) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト (2) 再生用添加剤 (3) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材 なお、製造後60日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。
3	2	6	3	6	6. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の 提出 によって、試験結果の提出に代えることができる。 (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材 (2) セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材
3	2	6	3	7	7. 小規模工事の骨材試験	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。 (1) 加熱アスファルト安定処理に使用する骨材 (2) 基層及び表層に使用する骨材
3	2	6	7	0	3-2-6-7	アスファルト舗装工
3	2	6	7	4	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	7	4	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の 提出 によって、配合設計を省略することができる。
3	2	6	7	5	5. 基層及び表層の規定	
3	2	6	7	5	(2)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の 提出 によって配合設計を省略することができる。
3	2	6	7	5	(4)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の 提出 によって試験練りを省略することができる。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
3	2	6	7	5	(8)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満）においては、実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を 提出 することにより、基準密度の試験を省略することができる。
3	2	6	12	0	3-2-6-12	コンクリート舗装工
3	2	6	12	4	4.加熱アスファルト安定処理の規定	
3	2	6	12	4	(3)	受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m ² 未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の 提出 によって、配合設計を省略することができる。
3	2	6	19	0	3-2-6-19	コンクリート舗装補修工
3	2	6	19	9	9.タワミ測定	受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に 提出 しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	12	0	0	第12節	工場製作工（共通）
3	2	12	2	0	3-2-12-2	材料
3	2	12	2	2	2.ミルシートの提出	受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に 提出 するものとする。
6	0	0	0	0	第6編	河川編
6	1	0	0	0	第1章	築堤・護岸
6	1	7	0	0	第7節	法覆護岸工
6	1	7	2	0	6-1-7-2	材料
6	1	7	2	1	(2)	
6	1	7	2	1	(4)	止水材は、十分な耐久性を有するものとし、受注者は、耐久性に係わる試験結果を監督職員に 提出 するものとする。
6	1	7	2	1	(3)	
6	1	7	2	1	(2)	受注者は、止水材及び被覆材の各々の製品に対しては、以下の要件を整えた品質を証明する資料を監督職員に 提出 するものとする。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
6	4	0	0	0	第4章	水門
6	4	9	0	0	第9節	鋼管理橋上部工
6	4	9	1	0	6-4-9-1	一般事項
6	4	9	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
6	4	9	2	0	6-4-9-2	材料
6	4	9	2	4	4. 試験結果の提出	受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に監督職員へ 提出 しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、監督職員の承諾を得て、試験結果の提出を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材
6	4	9	2	5	5. 品質証明資料の提出	受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に 提出 しなければならない。 (1) 基層及び表層に使用するアスファルト (2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材 なお、品質の証明を監督職員に承諾された瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。
6	4	9	2	6	6. 小規模工事	受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験結果の 提出 により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。 (1) 基層及び表層に使用する骨材
6	5	0	0	0	第5章	堰
6	5	10	0	0	第10節	鋼管理橋上部工
6	5	10	1	0	6-5-10-1	一般事項
6	5	10	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
6	8	0	0	0	第8章	河川維持
6	8	3	0	0	第3節	巡視・巡回工
6	8	3	2	0	6-8-3-2	河川巡視工
6	8	3	2	5	5. 巡視結果の報告	受注者は、巡視結果について別に定めた様式により監督職員に 提出 しなければならない。
8	0	0	0	0	第8編	砂防編
8	3	0	0	0	第3章	斜面对策
8	3	4	0	0	第4節	法面工
8	3	4	7	0	8-3-4-7	抑止アンカー工
8	3	4	7	5	5. アンカー定着部の確認	受注者は、削孔にあたり、アンカー定着部の位置が設計図書に示された位置に達したことを、削孔延長、削孔土砂等により確認するとともに、確認結果を監督職員に 提出 しなければならない。
9	0	0	0	0	第9編	ダム編
9	1	0	0	0	第1章	コンクリートダム
9	1	3	0	0	第3節	掘削工
9	1	3	8	0	9-1-3-8	基礎岩盤の確認
9	1	3	8	2	2. 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
9	2	0	0	0	第2章	フィルダム
9	2	3	0	0	第3節	掘削工
9	2	3	8	0	9-2-3-8	基礎地盤及び基礎岩盤確認
9	2	3	8	3	3. 確認資料の提出	受注者は、確認に際しては、設計図書に示す資料を監督職員に 提出 しなければならない。
9	3	0	0	0	第3章	基礎グラウチング
9	3	3	4	0	9-3-3-4	コア採取及び保管
9	3	3	4	2	2. 採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が 連絡 する場所に 納品 しなければならない。
9	3	4	0	0	第4節	グラウチング工
9	3	4	5	0	9-3-4-5	注入管理
9	3	4	5	0		受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	0	0	0	0	第10編	道路編
10	1	0	0	0	第1章	道路改良
10	1	9	0	0	第9節	カルバート工
10	1	9	1	0	10-1-9-1	一般事項
10	1	9	1	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	1	9	1	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	3	0	0	0	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	第1節	適用
10	3	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	3	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	3	1	0	5	5. 強度測定	
10	3	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	4	0	0	0	第4章	鋼橋上部
10	4	5	0	0	第5節	鋼橋架設工
10	4	5	1	0	10-4-5-1	一般事項
10	4	5	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部
10	5	1	0	0	第1節	適用
10	5	1	0	4	4. コンクリート構造物非破壊試験	
10	5	1	0	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。
10	5	1	0	5	5. 強度測定	
10	5	1	0	5	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ 提出 しなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	5	5	0	0	第5節	PC橋工
10	5	5	1	0	10-5-5-1	一般事項
10	5	5	1	7	7. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	6	0	0	第6節	プレベーム桁橋工
10	5	6	1	0	10-5-6-1	一般事項
10	5	6	1	1	1. 適用工種	-
10	5	6	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	7	0	0	第7節	PCホロースラブ橋工
10	5	7	1	0	10-5-7-1	一般事項
10	5	7	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	8	0	0	第8節	RCホロースラブ橋工
10	5	8	1	0	10-5-8-1	一般事項
10	5	8	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	10	0	0	第10節	PC箱桁橋工
10	5	10	1	0	10-5-10-1	一般事項
10	5	10	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	11	0	0	第11節	PC片持箱桁橋工
10	5	11	1	0	10-5-11-1	一般事項
10	5	11	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	5	12	0	0	第12節	PC押し出し箱桁橋工
10	5	12	1	0	10-5-12-1	一般事項
10	5	12	1	2	2. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。

編	章	節	条	項	編章節条	共通仕様書条文
10	7	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド
10	7	4	0	0	第4節	プレキャストシェッド上部工
10	7	4	6	0	10-7-4-6	横締め工
10	7	4	6	2	2. 緊張管理計画書	プレストレスの導入に先立ち、1の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を 提出 するものとする。
10	8	0	0	0	第8章	鋼製シェッド
10	8	6	0	0	第6節	鋼製シェッド上部工
10	8	6	3	0	10-8-6-3	架設工
10	8	6	3	1	1. 検測	受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに 提出 し指示を受けなければならない。
10	14	0	0	0	第14章	道路維持
10	14	3	0	0	第3節	巡視・巡回工
10	14	3	2	0	10-14-3-2	道路巡回工
10	14	3	2	4	4. 巡回日誌	受注者は、通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に 提出 しなければならない。
10	15	0	0	0	第15章	雪寒
10	15	3	0	0	第3節	除雪工
10	15	3	1	0	10-15-3-1	一般事項
10	15	3	1	7	7. 報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に 提出 しなければならない。 また、各月の終了後、速やかに設計図書に示す様式により除雪月報を監督職員に 提出 しなければならない。
10	15	3	8	0	10-15-3-8	雪道巡回工
10	15	3	8	4	4. 巡回日誌	受注者は、雪道通常巡回終了後速やかに、設計図書に定める様式により巡回日誌を監督職員に 提出 しなければならない。
10	16	0	0	0	第16章	道路修繕
10	16	24	0	0	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	4	0	10-16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工
10	16	24	4	22	22. 注入後の確認書の提出	受注者は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の確認を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。 なお、注入後の確認書（チェックリスト）を監督職員に工事完成時に 提出 しなければならない。
10	16	24	4	28	28. 現場溶接部の試験及び検査	受注者は、現場溶接部の試験及び検査を、表10-16-2により実施し、その結果を工事完成時に監督職員に 提出 しなければならない。

6. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)

確認事項一覧

6. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）確認事項一覧

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	1	1	6		コリンズ (CORINS)への登録		登録手続	受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、 速やかに発注者の確認を受けた上で 、登録機関に登録申請しなければならない。
1	2	3	1	2	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
1	2	4	1	4	一般事項	地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類の境界	地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。 受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、 監督職員の確認を受けなければならない。 なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
					河川土工・ 海岸土工・ 砂防土工			
					道路土工			

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
1	3	3	2	1	工場の選定	一般事項	レディーミクストコンクリートの品質	(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により 監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。
					無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート			
1	3	3	3	2	配合	配合試験	配合試験	受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し 監督職員の確認を得なければならない。 ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。
					無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート			
1	3	3	3	6	配合	セメント混和材料	セメント混和材料	受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に 監督職員の確認を得なければならない。
					無筋・鉄筋コンクリート レディーミクストコンクリート			
1	3	5	3		配合		配合試験	コンクリートの配合については、第1編1-3-3-3配合の規定による。 【2. 配合試験 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し 監督職員の確認を得なければならない。 ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。】
					無筋・鉄筋コンクリート 現場練りコンクリート			
2	1	2	4		見本・品質証明資料		設計図書において指定された工事材料	受注者は、設計図書において監督職員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに 監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
2	2	12	1	(4)	道路標識	反射シート	反射シート	標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。 なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。
3	1	1	4	6	監督職員による確認及び立会等	段階確認	段階確認	(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、 監督職員の確認を受けた書面を、 工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
3	1	1	4	7	監督職員による確認及び立会等	段階確認の臨場	段階確認の臨場	監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、 監督職員に 施工管理記録、写真等の資料を提示し 確認を受けなければならない。
3	2	3	32	2	かごマット工	要求性能	線材に要求される性能	線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に 監督職員に 提出し、 確認を受けなければならない。 なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。
3	2	3	33	3	袋詰玉石工	根固め用袋材の要求性能の確認	根固め用袋材の要求性能	要求性能の確認は、表3-2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に 監督職員に 提出し、 確認を受けなければならない。
3	2	7	9	8	固結工	薬液注入工事前の確認事項	薬液注入工事の工法	受注者は、薬液注入工事の着手前に以下について 監督職員の確認を得なければならない。 (1) 工法関係 ① 注入圧 ② 注入速度 ③ 注入順序 ④ ステップ長 (2) 材料関係 ① 材料（購入・流通経路等を含む） ② ゲルタイム ③ 配合

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
3	2	17	2	1	材料	一般事項	肥料、薬剤の品質を証明する資料	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、 <u>施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</u> なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。
					一般施工 植栽維持工			
3	2	17	2	4	材料	樹木類の受入検査	樹木類	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u> また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
					一般施工 植栽維持工			
6	3	8	4	1	境界工	境界杭（鋌）の設置位置	境界杭	受注者は、境界杭（鋌）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。</u>
					樋門・樋管 付属物設置工			
6	4	8	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【1.境界杭（鋌）の設置位置 受注者は、境界杭（鋌）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。</u> 】
					水門 付属物設置工			
6	5	20	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【1.境界杭（鋌）の設置位置 受注者は、境界杭（鋌）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。</u> 】
					堰 付属物設置工			

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
6	8	5	2	2	芝養生工	肥料	肥料	受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、 <u>施工前に監督職員に確認を得なければならない。</u> なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
河川維持 堤防養生工								
6	8	6	4	5	ボーリング グラウト工	機械の移動	せん孔長	受注者は、 <u>監督職員が行うせん孔長の確認</u> 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
河川維持 構造物補修工								
6	8	9	4		境界杭工		境界杭	境界杭工の施工については、第6編6-3-8-4境界工の規定による。 【1.境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 <u>監督職員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。</u> 】
河川維持 付属物設置工								
6	8	12	2		材料		肥料及び薬剤	材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【1.一般事項 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、 <u>施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。</u> なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。】
河川維持 植栽維持工								
6	8	12	2		材料		樹木類の搬入	材料の規定については、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【4.樹木類の受入検査 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u> また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】
河川維持 植栽維持工								
8	1	8	4	11	コンクリート 堰堤本体工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
砂防堰堤 コンクリート 堰堤工								
8	1	8	5		コンクリート 副堰堤工	接合部の止水性の確認	止水板接合部の止水性	コンクリート副堰堤工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【11.接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u> 】
砂防堰堤 コンクリート 堰堤工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
8	1	8	6	1	コンクリート側壁工	適用規定	止水板接合部の止水性	均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	1	8	7		間詰工		止水板接合部の止水性	間詰工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設する。 なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	1	8	8	2	水叩工	適用規定	止水板接合部の止水性	コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 【11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工	適用規定	止水板接合部の止水性	隔壁コンクリート基礎、均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	1	11	4	1	境界工	境界杭（鉋）の設置位置	境界杭	受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。
8	1	13	2		境界工		境界杭	境界工の施工については、第8編8-1-11-4境界工の規定による。 【1. 境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし、 設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。】

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
8	2	4	5		コンクリート擁壁工		止水板接合部の止水性	コンクリート擁壁工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	2	5	4		床固め本工		止水板接合部の止水性	床固め本工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	2	5	5		垂直壁工		止水板接合部の止水性	垂直壁工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	2	5	8		魚道工		止水板接合部の止水性	魚道工の施工については、第8編8-1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。 【11. 接合部の止水性の確認 受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
8	2	7	4		境界工		境界杭	境界工の施工については、第8編8-1-11-4境界工の規定による。 【1. 境界杭（鉋）の設置位置 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、 監督職員の確認を受けるものとし 、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡しなければならない。】
9	1	3	5	2	岩盤面処理	監督職員の確認	基礎岩盤の整形	受注者は、本条第3項及び第4項の作業完了後、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	1	3	8	1	基礎岩盤の確認	一般事項	基礎岩盤	受注者は、岩盤清掃が完了したときには、基礎岩盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	1	3	9		岩盤確認後の再処理		基礎岩盤	受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第9編9-1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に 監督職員の再確認を受けなければならない。 (1) 基礎岩盤の確認終了後の岩盤を、長期間放置した場合。 (2) 基礎岩盤の確認後、岩盤の状況が著しく変化した場合。

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	1	4	2	1	原石骨材	表土処理	原石としての適否	受注者は、表土の取り除きが完了したときには、原石としての適否について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	4	8	2	打込み開始	打継目	打込み前	受注者は、コンクリートの打込みに先立ち、打継目の処理及び清掃、型枠、鉄筋、各種埋設物の設置について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム ダムコンクリート工								
9	1	7	2	4	冷却管設置	通水試験	冷却管及び付属品の設置	受注者は、冷却管及び付属品の設置が完了したときには、コンクリートの打込み前に通水試験を行い、 <u>監督職員の確認を得なければならない。</u>
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	3	1	継目グラウチング設備設置	一般事項	継目グラウチング設備設置	受注者は、継目グラウチング設備の設置が完了したときには、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	7	4	2	止水板	接合部の止水性	止水板接合部の止水性	受注者は、止水板接合完了後には、接合部の止水性について、 <u>監督職員の確認を受けなければならない。</u>
コンクリートダム 埋設物設置工								
9	1	10	3	2	施工設備等	圧力計	圧力計	受注者は、設計図書に示す仕様の圧力計を使用するものとし、使用前には検査を行い、使用する圧力計について <u>監督職員の確認を得なければならない。</u> また、圧力計の設置箇所は、監督職員の承諾を得なければならない。
コンクリートダム 継目グラウチング工								
9	1	10	4	1	施工	洗浄及び水押しテスト	埋設管	受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押しテストを行い、 <u>監督職員の確認を得なければならない。</u>
コンクリートダム 継目グラウチング工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
9	1	10	4	4	施工	注入	埋設管	<p>(1) 受注者は、すべての準備が完了し、監督職員の確認を受けた後、注入を開始しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、規定の注入圧で、注入を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、セメントミルクの配合及び切替えについては、設計図書によらなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、以下の手順を経て注入を完了する。</p> <p>① ベントより排出するセメントミルクの比重が、最終配合の比重と同じになるまで注入を行う。</p> <p>② 上記①の状態が30分以上変わらないことを確かめる。</p> <p>③ 各バルブを全閉するとともに、注入を中止する。</p> <p>④ 注入終了後30分以上、圧力低下がないことを確かめて注入完了とする。</p> <p>(5) 受注者は、注入中ベントより排出するミルク及び注入完了後廃棄するミルクが、堤体等を汚さぬよう常に水で洗浄しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、注入完了後の各ヘッダ管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去にあたっては、施工計画によらなければならない。</p>
9	2	3	8	1	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎地盤確認	基礎地盤	受注者は、基礎地盤の掘削及び整形が完了したときは、基礎地盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	2	3	8	2	基礎地盤及び基礎岩盤確認	基礎岩盤確認	基礎地盤	受注者は、基礎岩盤の岩盤清掃が完了したときは、基礎岩盤としての適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	2	3	9		基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理		基礎地盤面及び基礎岩盤面	<p>受注者は、以下の場合には監督職員の指示に従い、第9編9-2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 基礎地盤確認終了後の地盤または基礎岩盤確認終了後の岩盤を長期間放置した場合</p> <p>(2) 基礎地盤または基礎岩盤の状況が著しく変化した場合</p>
9	2	4	1	5	一般事項	盛立再開時の処理	盛立面の処理	受注者は、長期間にわたって盛立を中止し、その後盛立を再開する場合は、表層部のかき起こし、締め直しなど盛立材に応じた方法で新旧の盛立部分が一体となるように盛立面を処理し、 監督職員の確認を受けなければならない。
9	2	4	2	3	材料採取	表土処理	材料の適否	受注者は、表土の取り除きが完了したときは、材料の適否について、 監督職員の確認を受けなければならない。

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備 考
9	3	3	3	2	せん孔	せん孔機械の移動	せん孔長	受注者は、 監督職員が行うせん孔長の確認 後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
基礎グラウチングボーリング工								
10	2	9	2	1	材料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 【(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
舗装標識工								
10	2	11	2	3	材料	樹木類の受入検査	樹木類	受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。
舗装道路植栽工								
10	2	11	2	6	材料	肥料、土壌改良材	肥料、土壌改良材	道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。 なお、施工前に 監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。
舗装道路植栽工								
10	6	3	2	7	掘削工	岩区分の境界確認	岩盤判定	受注者は、設計図書における岩区分（支保パターン含む）の境界を確認し、 監督職員の確認を受けなければならない。 また、受注者は、設計図書に示された岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員と協議する。
トンネル（NATM）トンネル掘削工								
10	14	7	2	1	材 料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 【(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
道路維持標識工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
10	14	20	2		材料		トンネル清掃洗剤	受注者は、構造物清掃工におけるトンネル清掃で洗剤を使用する場合は、中性のものを使用するものとし、施工前に 監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。
道路維持 道路清掃工								
10	14	21	2		材 料		肥料、薬剤	植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。】
道路維持 植栽維持工								
10	14	21	2		材 料		樹木類の搬入	植栽維持工の材料は、第3編3-2-17-2材料の規定による。 【受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に 監督職員の確認を受けなければならない。 また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】
道路維持 植栽維持工								
10	15	3	2		材 料		凍結防止剤	受注者は、支給品以外の凍結防止剤を使用する場合は、凍結防止工に使用する凍結防止剤については、施工前に 監督職員に品質を証明する資料の確認を受けなければならない。
雪寒 除雪工								
10	16	9	2	1	材 料	適用規定	反射シート	標識工で使用する標識の品質規格については、第2編2-2-12-1道路標識の規定による。 【(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、剥れが生じないものとする。なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、 監督職員の確認を受けなければならない。 】
道路修繕 標識工								

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
10	16	11	2		材 料		樹木類の搬入	<p>道路植栽工で使用する材料については第10編10-2-11-2材料の規定による。</p> <p>【3. 樹木類の受入検査 受注者は、道路植栽工で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。】</p>
10	16	11	2		材 料		肥料、土壌改良材	<p>道路植栽工で使用する材料については第10編10-2-11-2材料の規定による。</p> <p>【6. 肥料、土壌改良材 道路植栽工で使用する肥料、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。</p> <p>なお、施工前に監督職員に品質証明等の確認を受けなければならない。】</p>

7. 「土木工事共通仕様書」(抜粋)

立会事項一覧

7. 「土木工事共通仕様書」（抜粋）立会事項一覧

編	章	節	条	項	条の名称	項の名称	確認事項	備考
3	2	6	19	8	コンクリート舗装補修工 一般施工 一般舗装工	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認	アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	17	3	24	樹木・芝生管理工 一般施工 植栽維持工	植栽樹木の植替え	枯死、または形姿不良の判定	3) 枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。
6	8	7	4		コンクリート舗装補修工 河川維持 路面補修工		アスファルト注入材料の使用量の確認	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。 【8. アスファルト注入材料の使用量の確認 アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。】
8	3	7	1	4	一般事項 斜面对策 地下水排除工	検尺	検尺	受注者は、検尺を受ける場合は、 監督職員立会の上 でロッドの引抜を行い、その延長を計測しなければならない。ただし、検尺の方法について監督職員が、受注者に指示した場合にはこの限りではない。
9	1	8	4	4	冷却工 コンクリートダム パイプクーリング工	冷却完了後の処置	セメントミルクの充填	(2) 受注者は、継目グラウチングを行った後、 監督職員の立会のもと に冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。
9	2	3	5	3	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理 フィルダム 掘削工	監督職員の立会	基礎地盤及び基礎岩盤の整形	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形状況については、 監督職員の立会を受けなければならない。
10	2	11	3	18	道路植栽工 舗装 道路植栽工	植栽樹木の植替え	枯死、または形姿不良の判定	(3) 枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。
10	14	4	9		コンクリート舗装補修工 道路維持 舗装工		アスファルト注入材料の使用量の確認	コンクリート舗装補修工の施工については、第3編3-2-6-19コンクリート舗装補修工の規定による。 【8. アスファルト注入材料の使用量の確認 アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、 監督職員の立会の上に行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。】
10	14	21	3		樹木・芝生管理工 道路維持 植栽維持工		枯死、または形姿不良の判定	樹木・芝生管理工の施工については、第3編3-2-17-3樹木・芝生管理工の規定による。 【24. 植栽樹木の植替え 3) 枯死、または形姿不良の判定は、 発注者と受注者が立会の上行うものとし、 植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。】